

朝 日 町

高 齡 者 保 健 福 祉 計 画

第8期介護保険事業計画

令和3年3月

朝日町

一人ひとりが生きがいを持って暮らせる町を目指して



当町では、65歳以上の高齢者が2,800人を超え、高齢化率が43.7%（令和2年9月末現在）となり、着実に高齢化が進行しています。また、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の更なる増加が予測される状況にあります。そのような背景により、年々家族だけでは解決できない課題が増え、町や地域の支援がさらに重要となっております。

これまで、当町では地域包括支援センターを中心として要介護状態の重度化防止、要介護状態になる前からの予防を重視した取り組みとともに、高齢者も互いに支えあい、公的なサービスとの連携を図りながら、出来る限り住み慣れた家庭や地域で自立した暮らしを続けられる「まちづくり」として、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。今後は、地域包括ケアシステムを深化させ、高齢者、障がい者、子ども・子育て世帯等全体を支える「丸ごと」の共生社会の実現に向け、相談支援体制の強化を検討していきます。

また、第6次総合発展計画に基づき、「チャレンジ・つながり・希望」～町民が活躍し笑顔あふれるまち～を目指し様々なまちづくりを進めています。この度、策定した「朝日町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、その子ども世代が65歳以上となる令和22年に向け、サービス基盤・人的基盤の整備についての新たな目標を策定しました。それに伴い、介護人材の確保、近年頻繁に起こる災害時の安全確保、感染症等に備えた体制整備について取り組む必要があります。サービス事業所と町が連携し、利用者へ継続的にサービスが提供されるよう取り組んでまいります。高齢者が地域において仕事や生きがいを持ち、自分らしく暮らしていけるような支援を行うと共に、要介護状態になったとしても地域で安心して暮らすことができるために、地域の支え合いを含めた施策が重要となっています。

今後は、本計画に基づき、関係機関の皆様と連携しながら推進していきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

おわりに、この計画策定にあたりましてご尽力いただきました委員の皆様をはじめ、貴重なご意見とご助言をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

朝日町長 鈴木浩孝

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本事項	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 計画の期間	2
(3) 計画の策定体制	3
(4) 計画の基本的な指針	3
3. 日常生活圏域の設定	4
第2章 計画の評価・検証	5
1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて	5
(1) 介護保険事業の推進と進行管理	5
(2) 事業評価の実施	5
(3) 広報・啓発	5
2. 計画の進行管理と推進について	5
第3章 朝日町の高齢者の姿	7
1. 高齢者を取り巻く状況	7
(1) 人口等の動向	7
(2) 介護保険認定者数等の推移	11
2. 高齢者人口等の推計	13
(1) 人口等の推計	13
(2) 介護保険認定者数等の推計	15
3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等からみた高齢者の状況	16
(1) 調査結果（ニーズ調査）	16
(2) 調査結果（在宅介護調査）	33
第4章 計画の基本的な考え方	39
1. 計画の基本理念と基本目標	39
基本目標1 健康づくり・介護予防・生きがいくりの推進（健康で生き生きと暮らす）	39
基本目標2 安心・快適な暮らしの支援（安心して暮らす）	39
基本目標3 介護保険サービスの充実	39
2. 施策の体系	40
第5章 高齢者保健福祉施策の推進	41
基本目標1 健康づくり・介護予防・生きがいくりの推進（健康で生き生きと暮らす）	41
1. 生涯を通じた健康づくりの推進	41
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	43
3. 高齢者の地域活動や社会参加の推進	47

基本目標 2 安心・快適な暮らしの支援（安心して暮らす）	49
1. 在宅医療と介護の連携の推進	49
2. 家族介護者への支援の充実	50
3. 認知症施策の総合的な推進	51
4. 福祉サービスの充実	52
5. 相談・支援体制の強化	55
6. 地域包括ケアシステムの推進	60
7. 見守り体制、支え合い活動の推進	62
8. 災害時・感染症支援体制の整備	63
基本目標 3 介護保険サービスの充実	64
1. 介護サービスの整備の推進	64
2. 介護人材の確保・質の向上	64
3. 制度の円滑な実施	66
第 6 章 介護保険サービスの見込み	71
1. 介護保険サービスの実績・見込み	71
(1) 介護保険給付費の実績	71
(2) 介護保険給付の実績と見込み	72
2. 地域支援事業費等の見込み	82
(1) 地域支援事業に係る事業費の見込み	82
3. 介護保険給付費の推計	83
4. 介護保険料の設定	84
資 料 編	87
1. 朝日町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱	87
2. 介護保険事業計画等策定委員名簿	88
3. 策定経過	89

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の65歳以上人口は、令和2年1月1日時点で35,486,813人、高齢化率は27.9%（総務省）と、高齢化が進行しており、高齢者のうち75歳以上が51.3%（18,214,377人）という状況です。また、令和元年現在の平均寿命は、男性81.41歳、女性87.45歳（令和元年簡易生命表より）と、ともに過去最高となっています。人口減少社会となっても高齢者人口は増加が見込まれ、ピーク時（令和24年）には3,878万人になると推計されています。その結果として、加齢による虚弱や認知症などにより介護が必要な高齢者の増加は避けられません。

本町においては、0～14歳、15～64歳、65歳以上のいずれの構成人口も減少が続きますが、高齢者の割合は上昇が続きます。高齢化率は令和元年で42.5%と県内で2番目の高さとなっており、山形県平均高齢化率（令和元年33.4%：山形県みらい企画創造部「山形県の人口と世帯数」（令和元年10月1日現在））よりも高い水準で推移しています。

平成29年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に適切なサービスが提供されるようにすることが求められています。また、国では介護保険制度について、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進及び持続可能な制度の構築・介護現場の革新の観点から、見直しを進めています。また、市町村に対しては、令和7年（2025年）とともに、現役世代が急減する令和22年（2040年）の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることを求めています。

本計画は、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、高齢者が住み慣れた地域で、自立して健やかに安心して暮らせるように、各施策が切れ目なく推進していくことを目指し策定します。

2. 計画の基本事項

(1) 計画の位置付け

朝日町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」で構成される法定計画です。国の基本指針や「やまがた長寿安心プラン（山形県老人保健福祉計画（第9次）・山形県介護保険事業支援計画（第8次））」等と整合性を図りながら策定します。

また、第6次朝日町総合発展計画（計画期間：2018年度～2027年度）では、『「チャレンジ・つながり・希望」～町民が活躍し笑顔あふれるまち～』を朝日町が目指す将来像に掲げており、高齢者施策を含む健康福祉分野は、『いつまでも健康に暮らせる、思いやりあふれるまち』を基本目標にしています。

さらに、地域福祉計画、きらきらあさひ健康プラン21（第2次）等のその他の法律の規定による計画であり、要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画と整合性を図ります。

(2) 計画の期間

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。令和5年度に見直しを行い、次期（第9期）計画を策定します。

なお、高齢者像並びに高齢者を取り巻く状況がより一層変化することが予想されることから、令和7年度（2025年度）の我が国及び町の高齢者を取り巻く状況、さらに令和22年度（2040年度）を勘案したものとしています。

計画期間

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
第8期計画策定			第9期計画策定	

〈2025年、2040年までの見通し〉



(3) 計画の策定体制

被保険者代表、介護保険事業関係団体、保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成される「朝日町介護保険事業計画策定委員会（第8期）」を設置し、会議での審議結果を計画に反映しました。また、介護給付等サービス量の水準が保険料率の水準にも影響を与えることから、被保険者の意見を反映させました。

さらに、国の示す日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査をベースに、介護保険サービスに関することや介護予防・健康保持への取組等、町の独自項目を取り入れてアンケート調査を実施しました。

これらの結果を「朝日町介護保険事業計画策定委員会」において検討・協議を重ね、計画を策定しました。

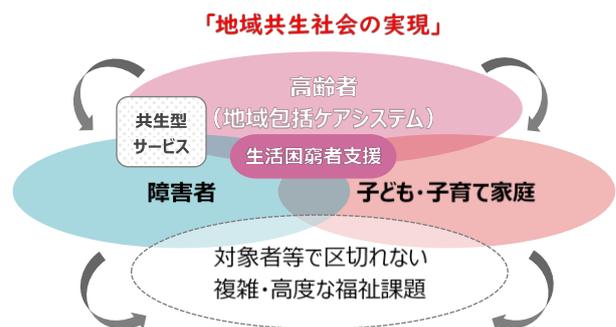
(4) 計画の基本的な指針

1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、その子ども世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、サービス基盤・人的基盤の整備を計画的に進めることが重要となります。

2) 地域共生社会の実現

制度の枠を超え、それぞれの支援の「受け手」とも「担い手」ともなり、支え合いのつながりの中で、一人ひとりが生きがいを持って暮らしていける「地域共生社会」の実現に向けて取組を進めることが必要です。



3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護予防・健康づくりの取組を通じた健康寿命の延伸を図る。高齢者の生きがいづくりの観点から、意向に応じた社会参加ができる環境整備を進めることが重要です。

4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・町の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅が多様な介護需要の受け皿として機能していることから、質の確保や適切なサービス基盤整備に向け、県・町の情報共有を強化していきます。

5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際発展の5つの柱に基づいて施策の推進について検討していきます。

6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保について、県と連携しながら進めることが重要です。

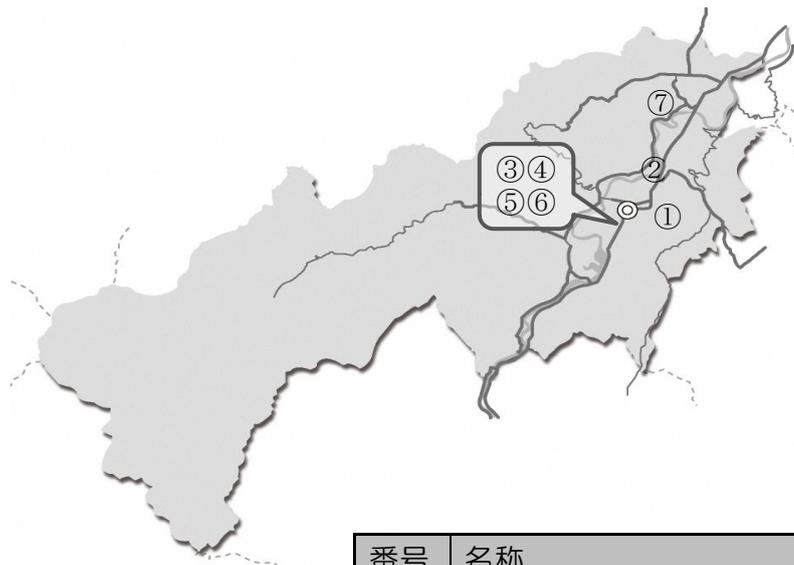
7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えとして、必要品の備蓄や、非常時に向けた訓練、研修、周知啓発等の取組を進める必要があります。

3. 日常生活圏域の設定

地域の高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地域における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して本町では日常生活圏域を1圏域として設定しています。

日常生活圏域においては、地域包括支援センターを中心に地域の施設及びマンパワーの連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行い、地域ケア体制の中心的役割を担っていきます。



番号	名称
①	特別養護老人ホームふれあい荘 ふれあい荘デイサービスセンター ふれあい荘短期入所サービス
②	盲特別養護老人ホーム和合荘
③	グループホームあさひ
④	ぬくひデイサービスセンター
⑤	朝日町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所
⑥	朝日町立病院指定通所リハビリテーション事業所 訪問看護 訪問リハビリテーション
⑦	養護老人ホーム明鏡荘

第2章 計画の評価・検証

1. 介護保険制度の円滑な実施に向けて

(1) 介護保険事業の推進と進行管理

本町の介護保険が適切に運営されているかどうかを評価するために、必要に応じて、介護保険事業及び高齢者福祉に関する必要な事項について調査や審議を行います。

(2) 事業評価の実施

利用者である町民が介護サービスに満足しているか、しっかりとした自立支援がされているかについてケアプランの確認、サービスの質の評価、その他多方面からの確認を行います。

(3) 広報・啓発

計画を効果的に推進するため、町の広報やホームページ等により計画の策定趣旨や計画内容を公開し、意識の向上や啓発に努めます。

2. 計画の進行管理と推進について

本計画の実現に向けて、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉の施策を一体的に進めるなど、必要な施策の総合的・効果的な実施に努めます。また、施策の推進については、行政だけでなく、町民、介護・福祉事業者、関係団体等と連携して取り組んでいくことが必要です。

そのため、介護保険事業計画策定委員会（地域包括支援センター運営協議会委員と兼務）等を通じて、本計画の実施状況、進捗状況を点検評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に適合し、効果が上がると考えられる事業実施方法を検討するなど、積極的に福祉サービスの進行管理を行っていきます。さらに計画の円滑な推進に向け、庁内関係各課の連携を密にします。

第3章 朝日町の高齢者の姿

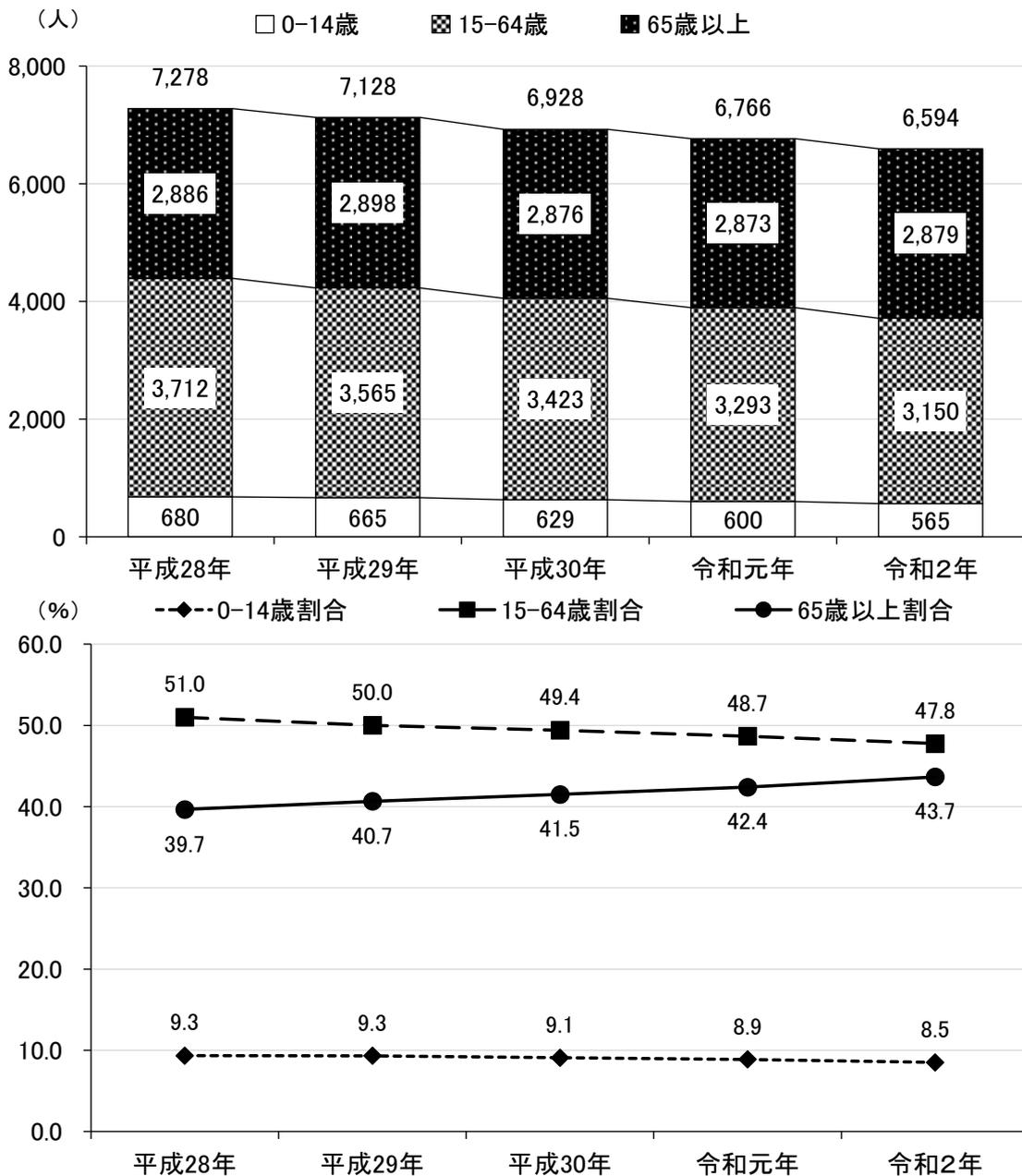
1. 高齢者を取り巻く状況

(1) 人口等の動向

① 人口推移

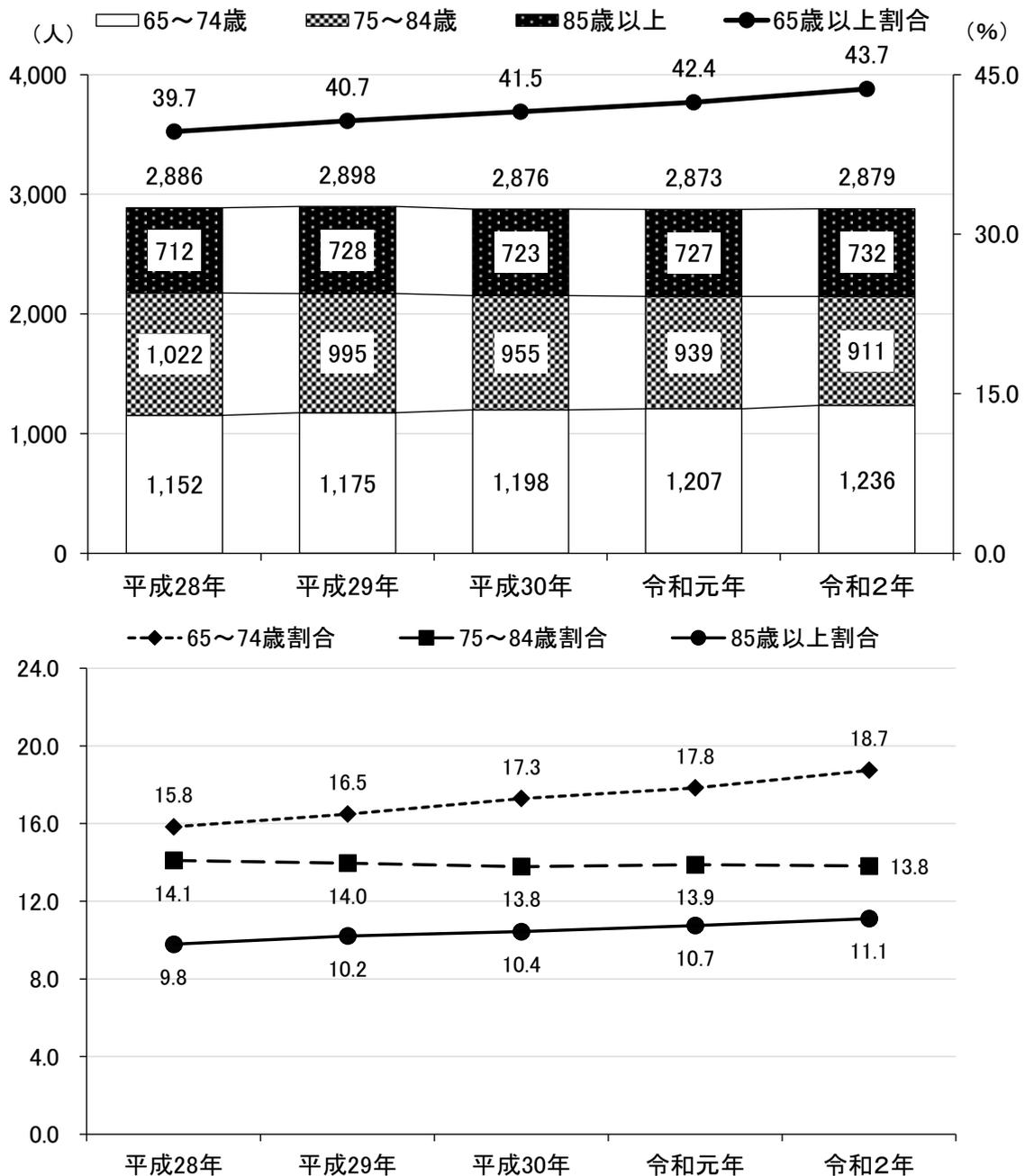
総人口は平成28年(2016年)の7,278人から減少が続き、令和2年(2020年)では6,594人となっています。0~14歳の割合と15~64歳の割合は減少し、65歳以上の割合は42%台と高い水準になっています。

人口推移(住民基本台帳 各年9月末現在)



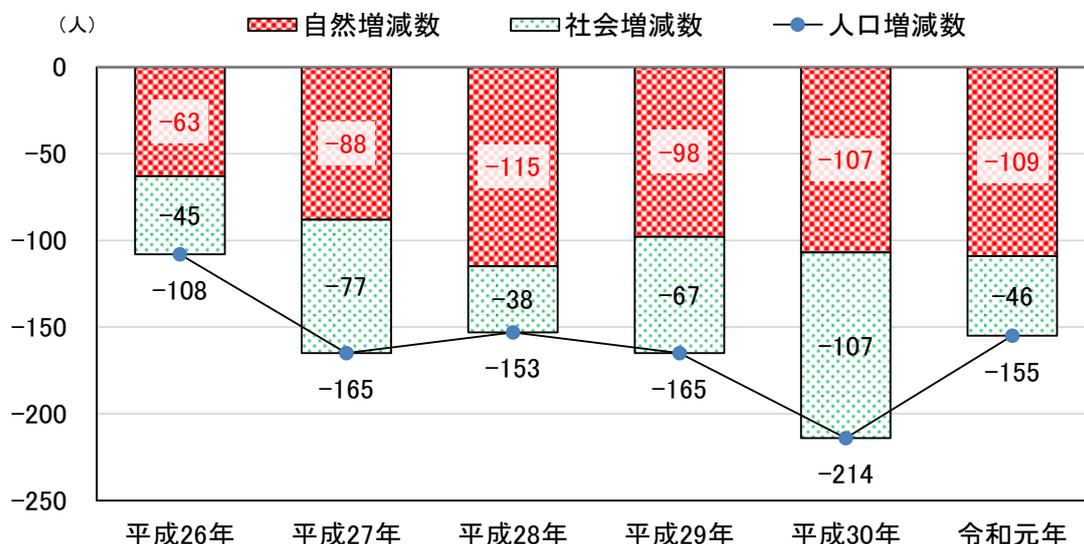
65歳以上の高齢者人口は、平成28年2,886人、令和2年2,879人と大きな変化は見られませんが、74歳以下の前期高齢者は増加傾向、75歳以上の後期高齢者は減少傾向で推移しています。高齢化率は増加を続け、令和2年では43.7%となっています。

高齢者人口の推移(住民基本台帳 各年9月末現在)



本町の人口増減は近年-150人を超えており、令和元年は-155人となっています。自然減は-100人前後で推移しております。また、社会減は各年で変動がしており、令和元年は-46人となっています。

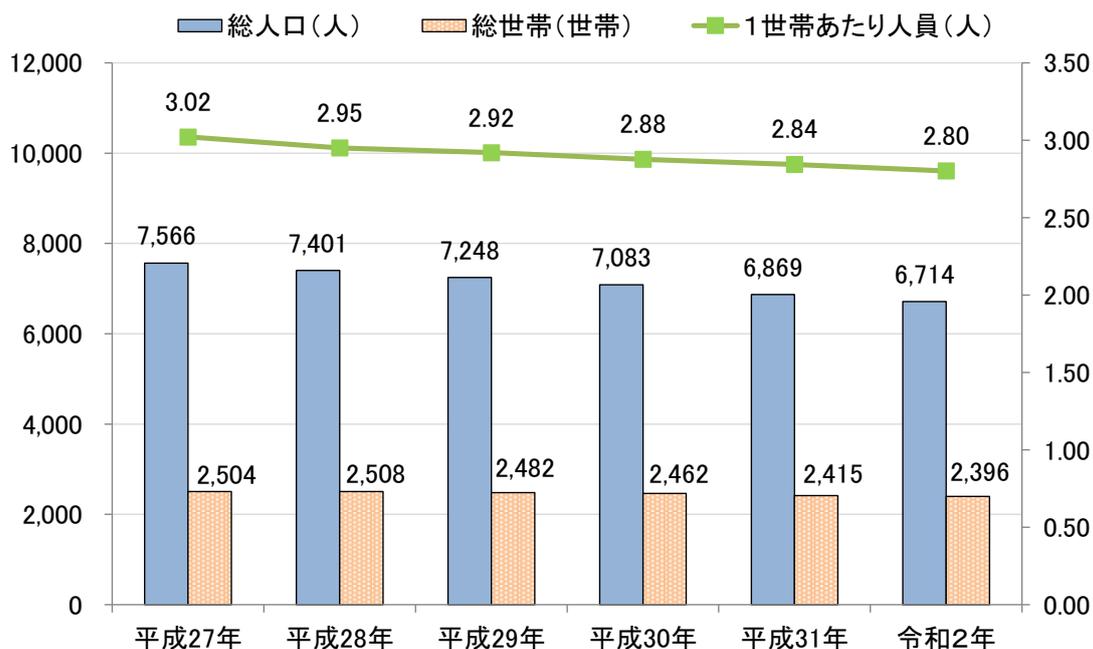
人口動態(各年1月1日～12月31日)(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数・総務省)



②世帯状況

本町の世帯数及び1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和2年1月1日現在の世帯数は2,396世帯、1世帯あたり的人员は2.80人となっています。

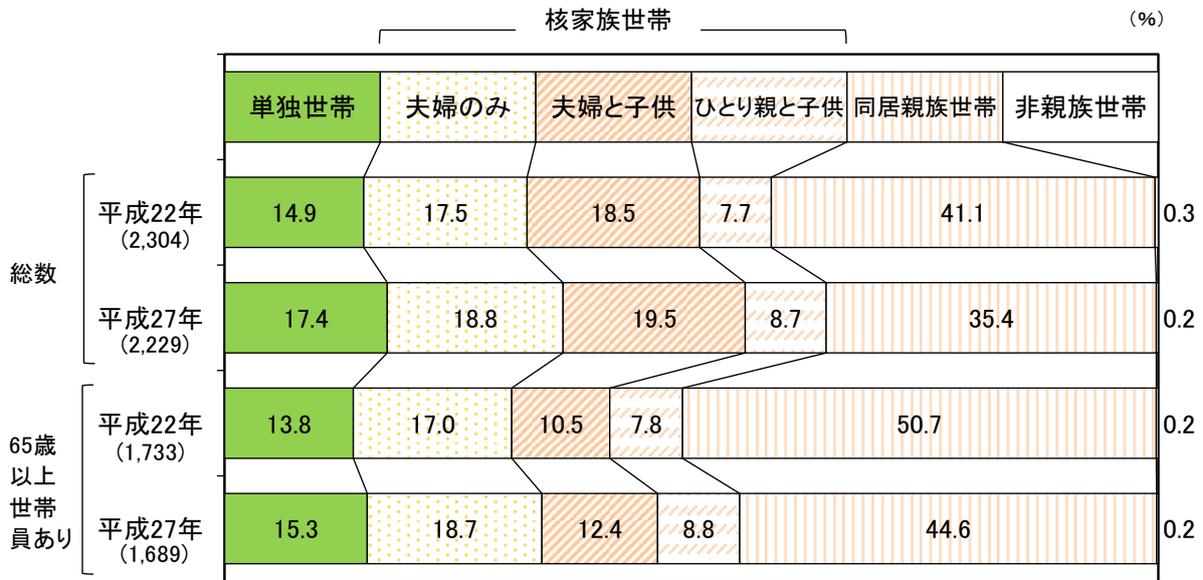
世帯・1世帯あたり人員の推移(各年1月1日現在・住民基本台帳)



本町の世帯構成は、平成 27 年は核家族世帯の合計が 47.0%、3 世代世帯等の同居親族世帯が 35.4%となっており、平成 22 年に比べ同居親族世帯の割合はやや低下しています。

また、平成 27 年の一人暮らし高齢者比率は 15.3%、一人暮らしの高齢者数は約 258 人となっています。

世帯類型別構成割合の推移(国勢調査)



③就業人口

就業者数は、全体で平成 22 年の 4,056 人から平成 27 年は 3,750 人に減少しています。第 1 次産業は 1,118 人から 959 人に減少し、第 2 次産業は 1,210 人から 1,101 人に減少し、第 3 次産業は 1,724 人から 1,678 人に減少しています。全体では第 3 次産業が多くなっています。

65 歳以上では、就業者数全体で 775 人から 862 人に増加しています。第 1 次産業は 570 人から 515 人に減少し、第 2 次産業は 58 人から 109 人、第 3 次産業は 147 人から 237 人に増加しています。

就業者数(国勢調査)

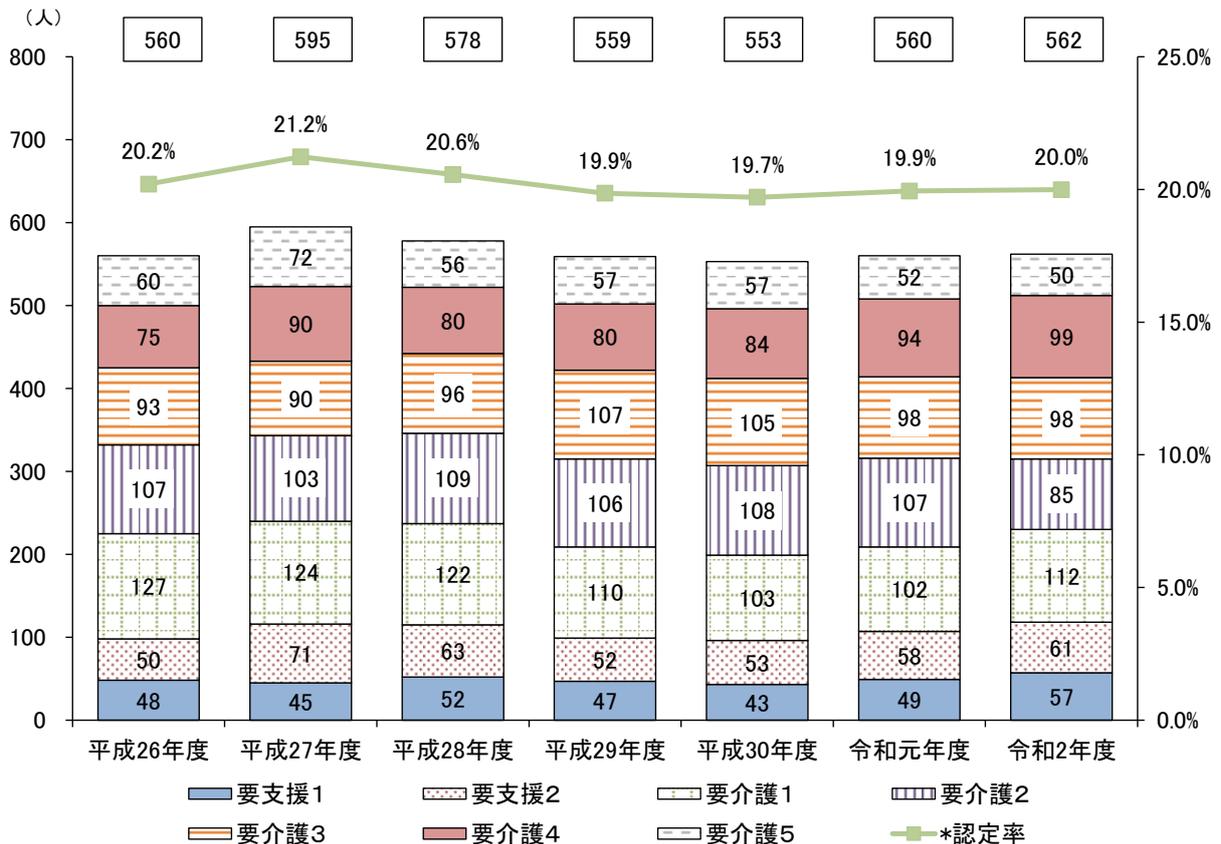
	区分	2010 年(平成 22 年)		2015 年(平成 27 年)	
		就業人口(人)	就業率(%)	就業人口(人)	就業率(%)
総数	総数	4,056	57.7	3,750	58.4
	第 1 次産業	1,118	15.9	959	14.9
	第 2 次産業	1,210	17.2	1,101	17.2
	第 3 次産業	1,724	24.5	1,678	26.1
	分類不能	4	0.1	12	0.2
65 歳以上	総数	775	27.7	862	30.7
	第 1 次産業	570	20.4	515	18.4
	第 2 次産業	58	2.1	109	3.9
	第 3 次産業	147	5.2	237	8.4
	分類不能	0	0.0	1	0.0

(2) 介護保険認定者数等の推移

① 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は、各年度 550 人前後で推移しており、令和元年度は 560 人となっています。要支援・要介護別では、要介護 1 から 3 は 100 人前後で推移しております。

要支援・要介護認定者数の推移(介護保険事業状況報告 各年9月末日現在)



② 介護保険サービス受給者数

月平均介護保険サービス受給者数は、各年度 400 人台後半で推移し、令和元年度は 493 人となっています。居宅介護サービス受給者が全件の 60%前後で、令和元年度は 311 人となっています。施設介護サービス利用者は 150 人前後で推移し、令和元年度は 142 人、地域密着型サービス利用者は平成 28 年度以降 40 人を上回っています。令和元年度の利用者は合計で 493 人、受給率は 89.5%と高くなっています。

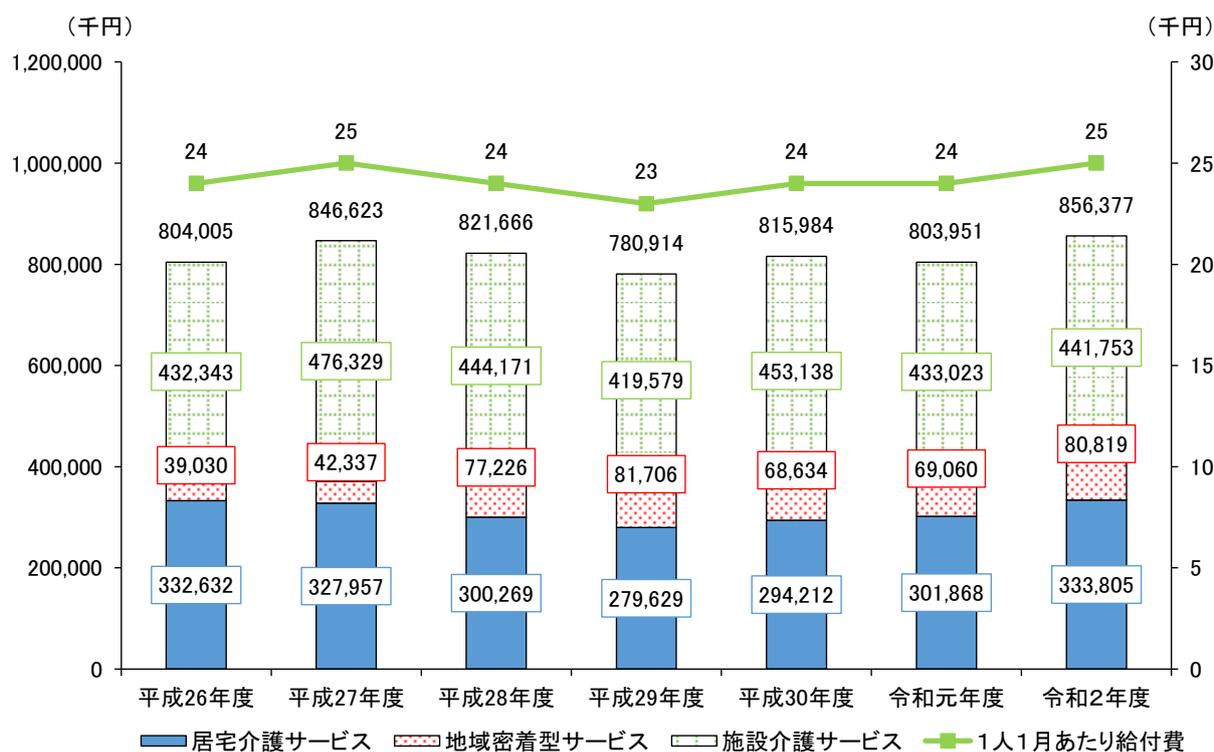
介護保険受給者数の推移(介護保険事業状況報告年報)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅介護サービス	318	290	284	264	273	311
地域密着型サービス	15	14	48	44	40	40
施設介護サービス	156	171	155	144	161	142
合計	489	475	487	452	474	493
受給率	84.7%	81.1%	87.0%	84.5%	85.3%	89.5%
認定者数	577	586	560	535	556	551

③介護保険給付費

介護給付費は、各年度で8億円前後となっており、令和2年度856,377千円となっています。介護給付費のうち施設介護サービスが多くを占めています。

介護保険サービス給付費の推移(介護保険事業年報)



※介護保険事業年報より作成、令和2年度は見込みです。

2. 高齢者人口等の推計

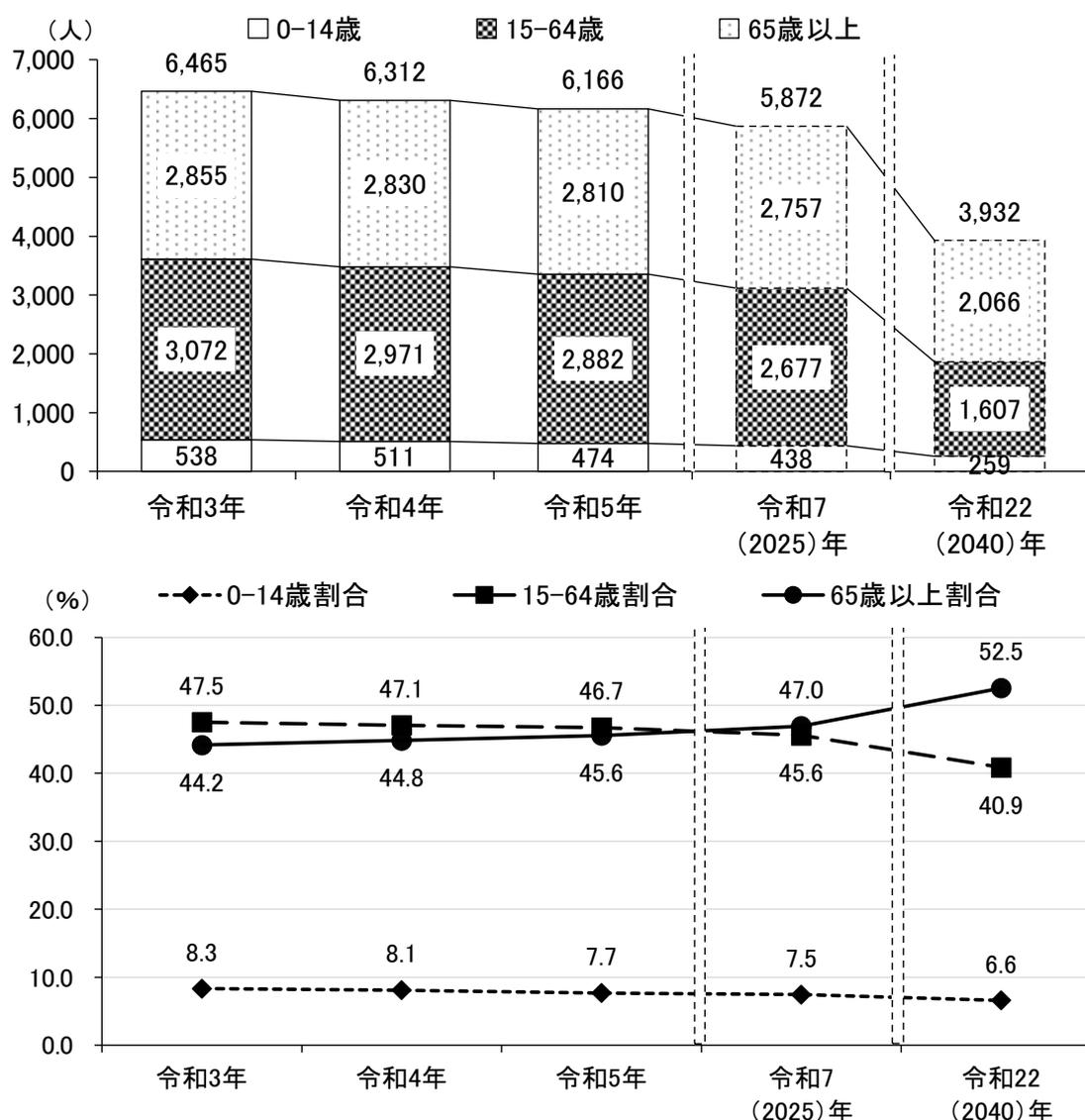
(1) 人口等の推計

① 推計総人口

近年の住民基本台帳人口の各年齢・男女別の人口分布から、平成30年と令和元年のコーホート変化率で算出した推計人口は、第8期計画期間の令和3年が6,465人で令和5年に6,166人となる見込みです。年齢別では各年代で減少すると見込まれます。今後も同様の変化が続くと仮定すると、令和7（2025）年は5,872人、令和22（2040）年は3,932人と推計されます。

人口構成は今後も少子化・高齢化の進行が見込まれ、0～14歳は8%前後、15～64歳は47%前後、65歳以上は45%前後から、令和7年以降では0～14歳は6%前後、15～64歳は40%前半、65歳以上は50%台となる見込みです。

人口推移(住民基本台帳 各年9月末現在)



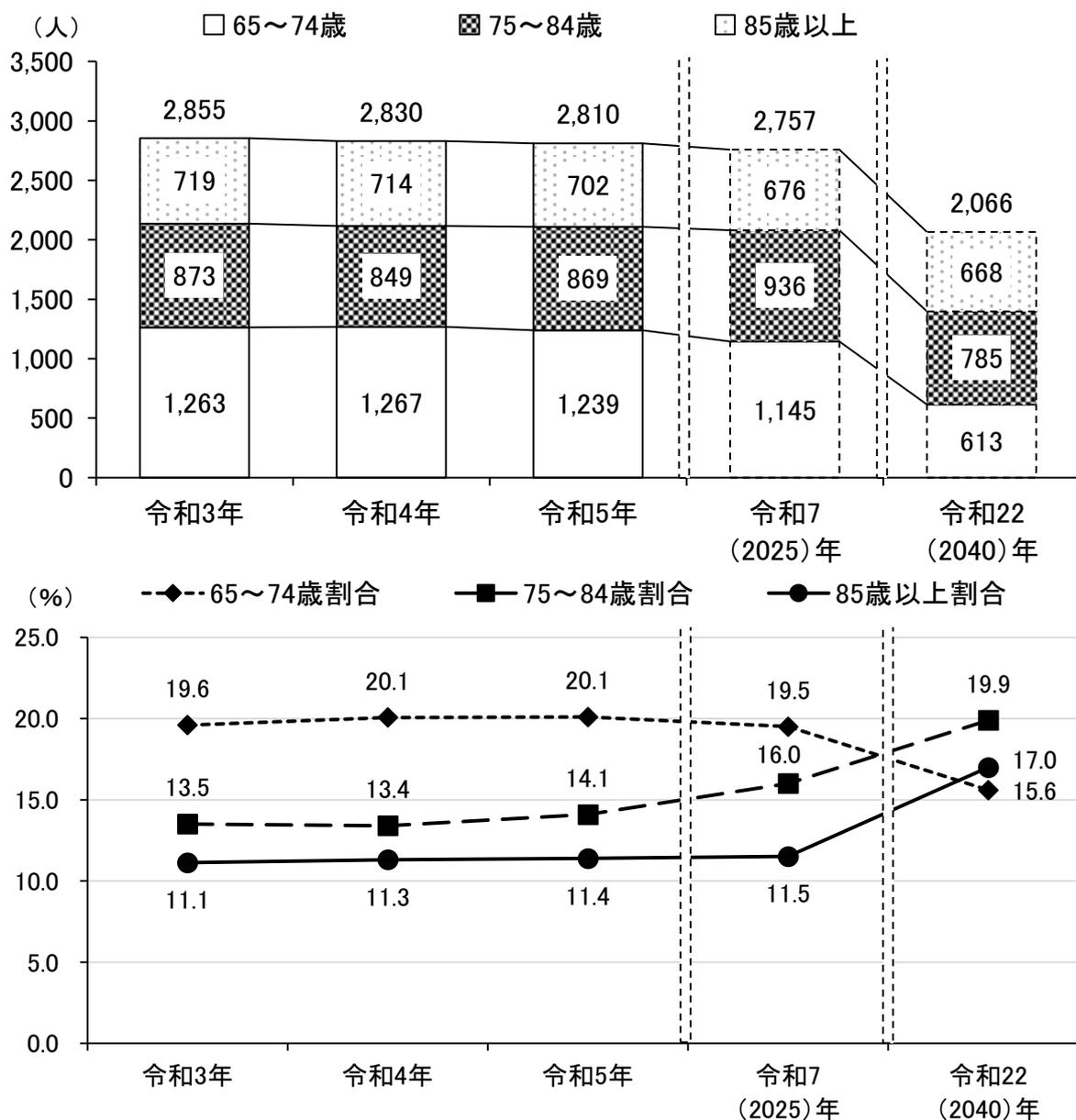
②推計高齢者人口

計画期間の65歳以上の人口は、令和3年の2,855人から令和5年の2,810人に減少し、令和7年は2,757人、令和22年は2,066人と見込まれます。

令和7年以降、65～74歳の前期高齢者は1,200人、85歳以上は700人を下回る見込みとなっています。

また、75歳以上の後期高齢者も減少する見込みです。

高齢者人口の推移(住民基本台帳 各年9月末現在)

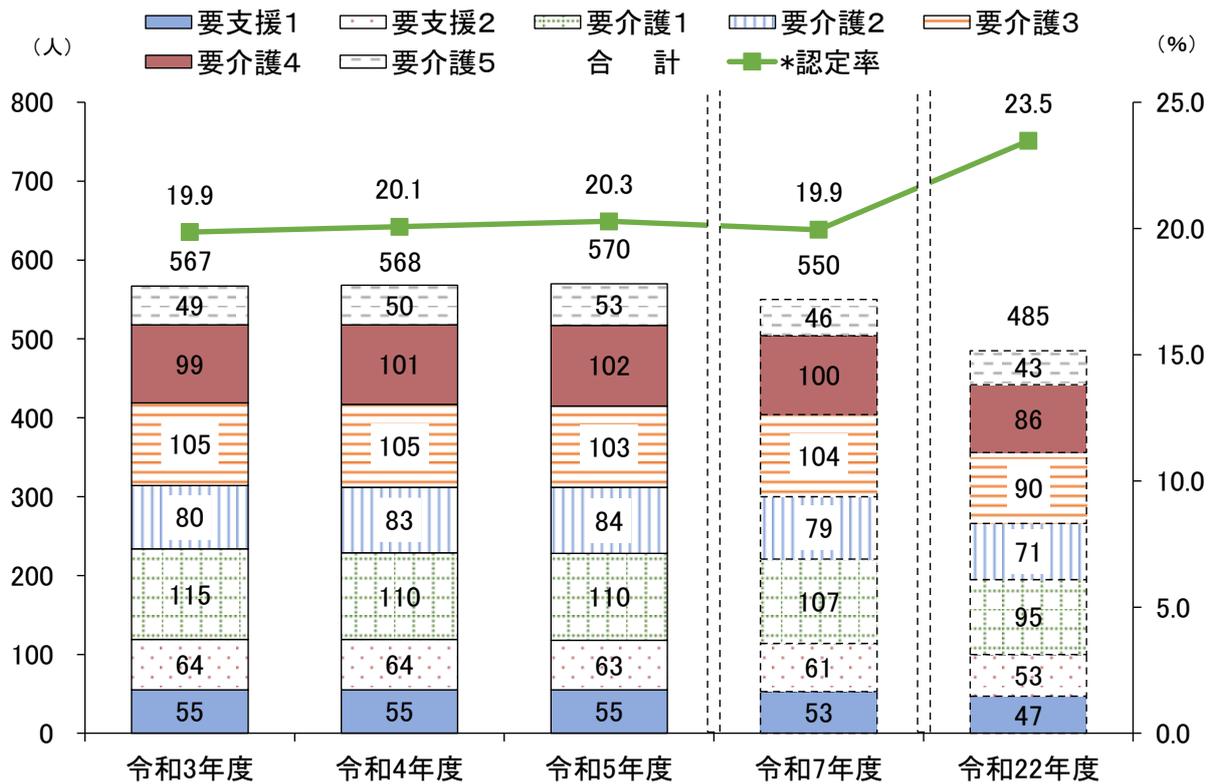


(2) 介護保険認定者数等の推計

① 推計要支援・要介護認定者数

推計された高齢者のうち、第8期計画期間における要支援・要介護認定者は、微増すると見込まれます。その後、令和7年度に550人、令和22年度に485人まで減少すると推計されますが、認定率は増加する見込みです。

要支援・要介護認定者数の推計(各年9月末)



3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等からみた高齢者の状況

(1) 調査結果(ニーズ調査)

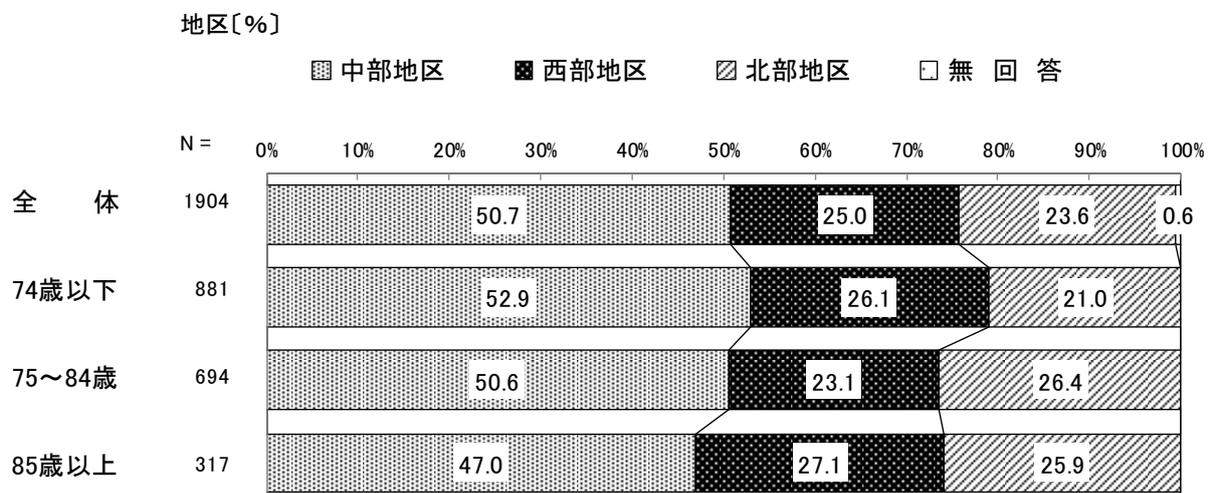
日常生活圏域ニーズ調査の概要

1. 調査対象者	令和元年12月1日現在、自宅で生活をしている65歳以上の朝日町住民で、要介護認定を受けていない高齢者
2. 配布数	2,342 件
3. 回答数	1,904 件
4. 回収率	81.3%
5. 調査方法	郵送による配付・回収
6. 調査期間	令和2年1月

①高齢者の家族構成・生活状況

居住地区をお教えてください

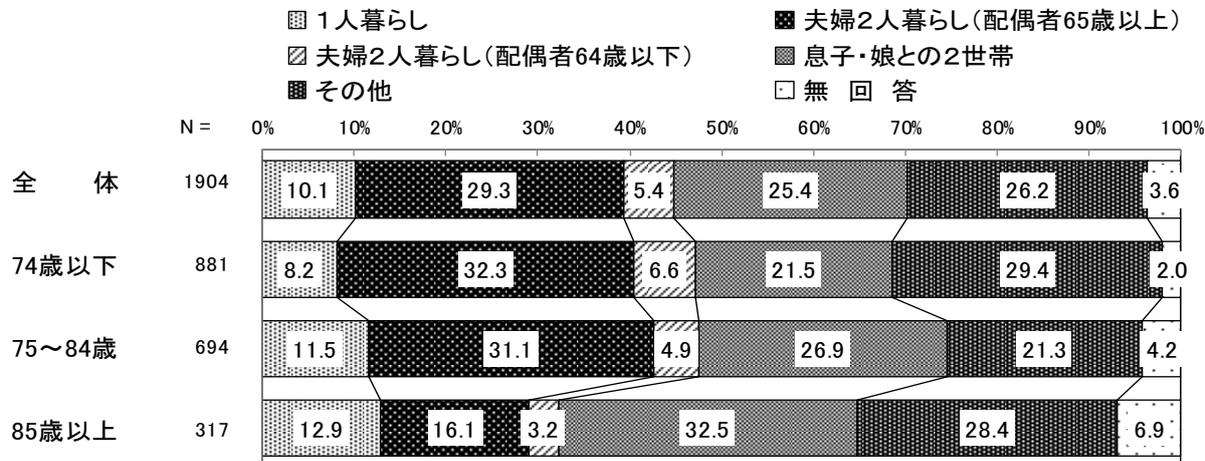
居住地区は、「中部地区」が 50.7%、「西部地区」が 25.0%、「北部地区」が 23.6%です。



家族構成をお教えてください

家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 29.3%と最も多く、次いで「その他」が 26.2%、「1人暮らし」は 10.1%です。

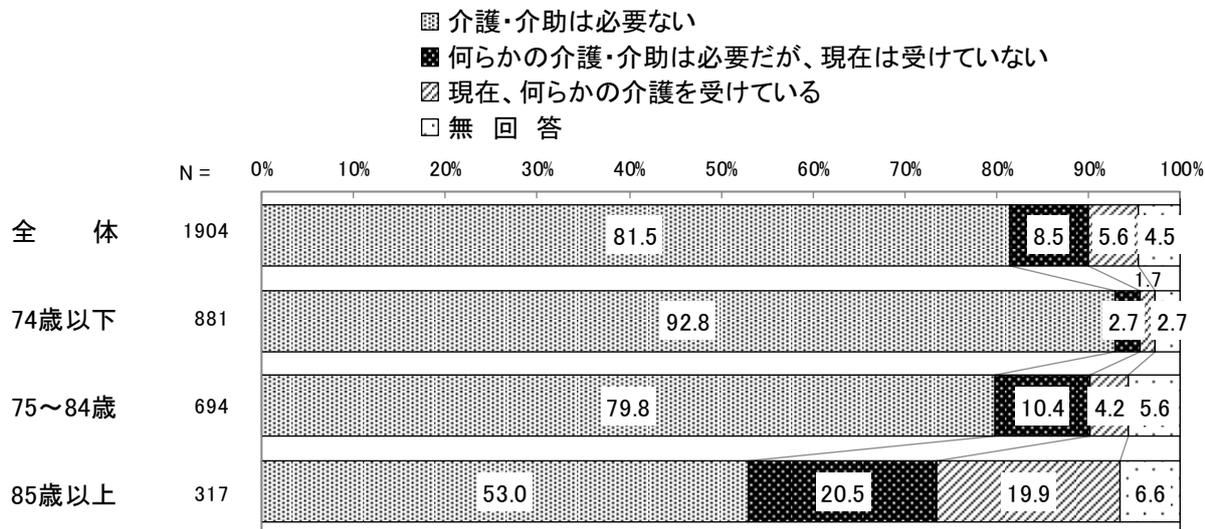
(1) 家族構成[%]



あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

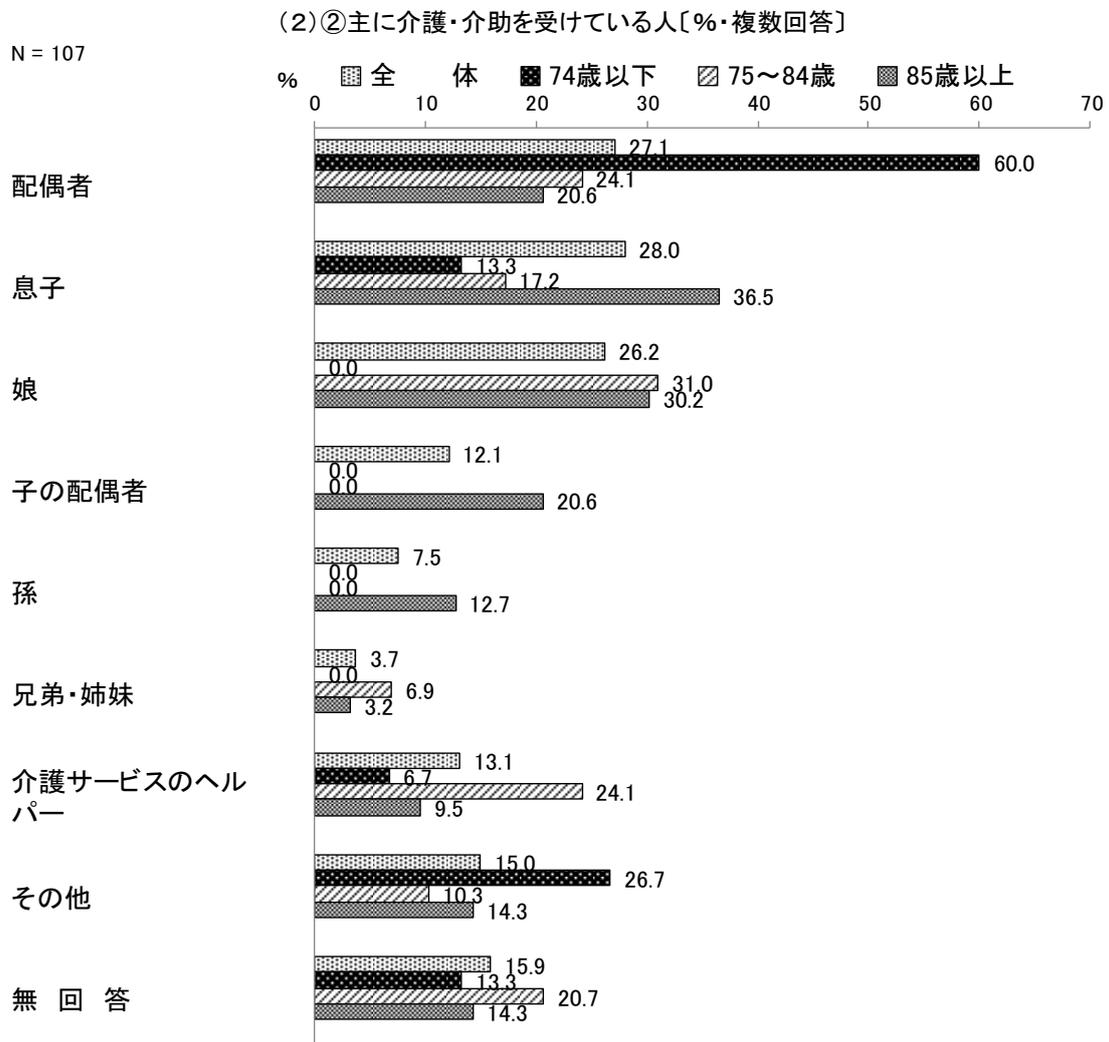
介護・介助の有無では、「介護・介助は必要ない」が 81.5%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 8.5%、「現在、何らかの介護を受けている」が 5.6%です。

(2) 普段の生活で介護・介助が必要[%]



主にどなたの介護・介助を受けていますか

主な介護者は、「息子」が 28.0%と最も多く、次いで「配偶者」が 27.1%、「娘」が 26.2%の順です。

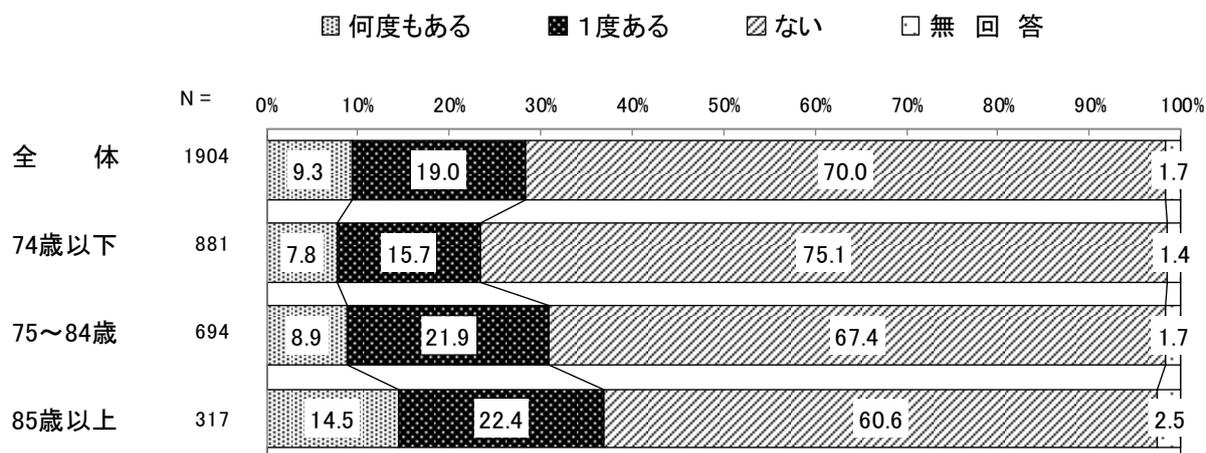


②高齢者の生活機能

過去1年間に転んだ経験がありますか

過去1年間に転んだ経験は、「1度ある」(19.0%)と「何度もある」(9.3%)を合わせた割合は28.3%です。

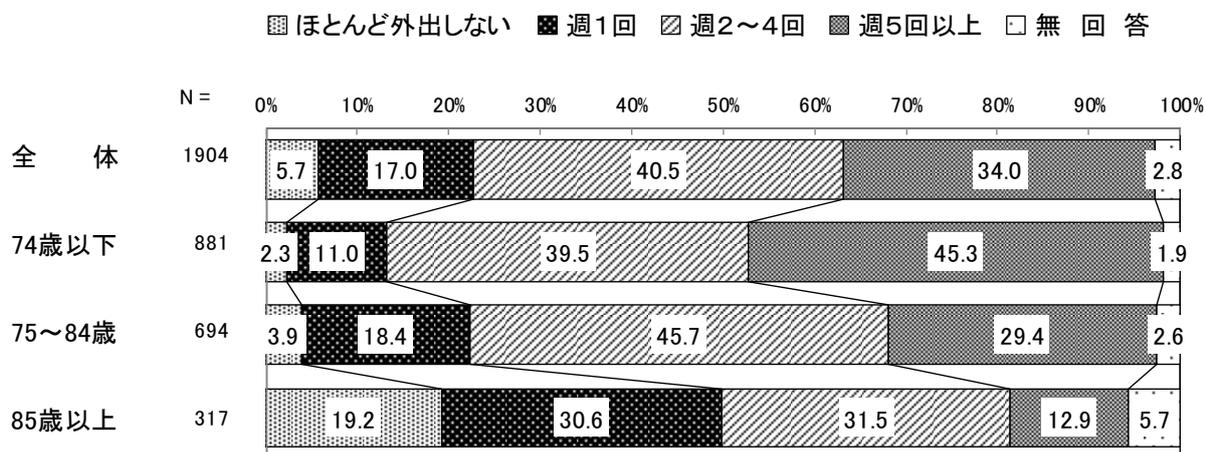
(4) 過去1年間に転んだ経験[%]



週に1回以上は外出していますか

外出の頻度は、『週1回以下』(「週1回」又は「ほとんど外出しない」)の割合は22.7%です。

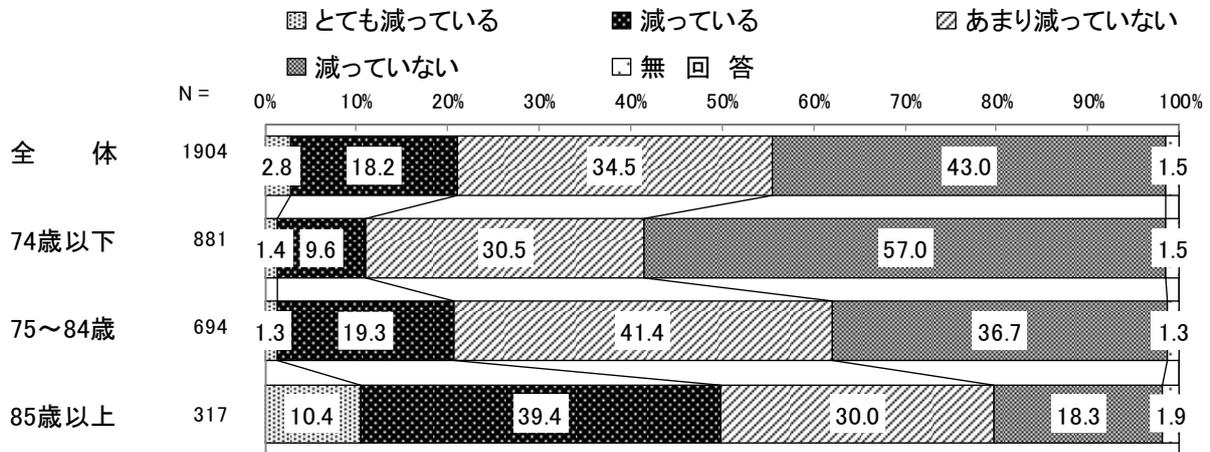
(6) 週に1回以上は外出している[%]



昨年と比べて外出の回数が減っていますか

外出の回数が減っているかについて、『減っている』（「減っている」又は「とても減っている」）割合は 21.0%です。

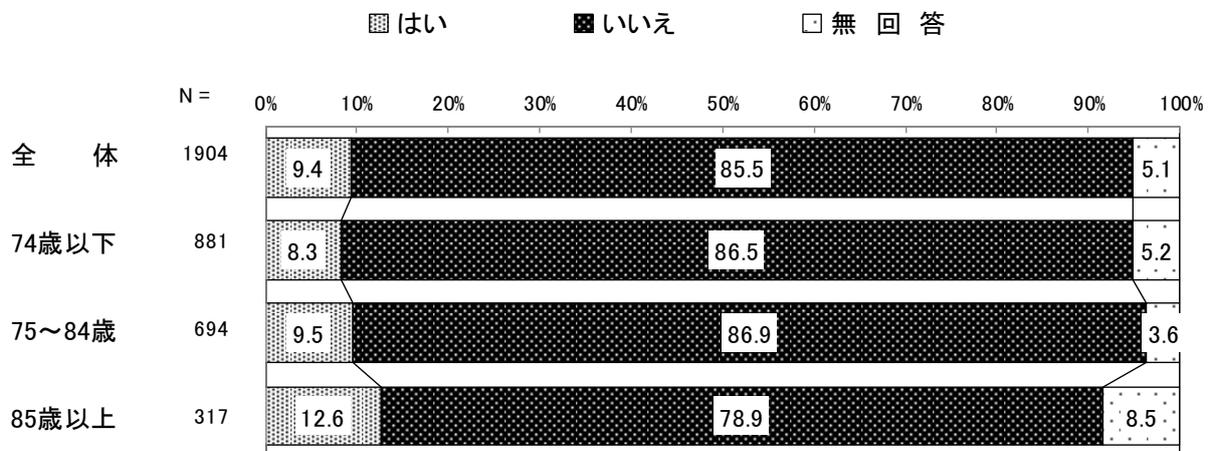
(7) 昨年と比べて外出の回数が減っている〔%〕



6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか

6か月間で2～3kg以上の体重減少は、「はい（あった）」が9.4%です。

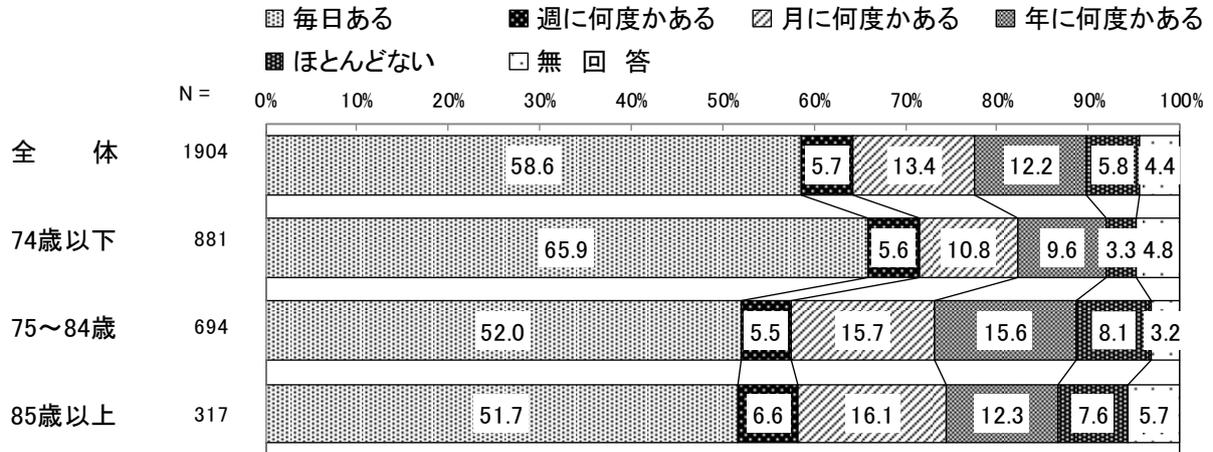
(7) 6ヶ月間で2～3Kg以上の体重減少がありましたか〔%〕



どなたかと食事をとにもする機会がありますか

誰かと一緒に食事をする機会では、「年に何度かある」(12.2%)と「ほとんどない」(5.8%)を合わせた割合は18.0%です。

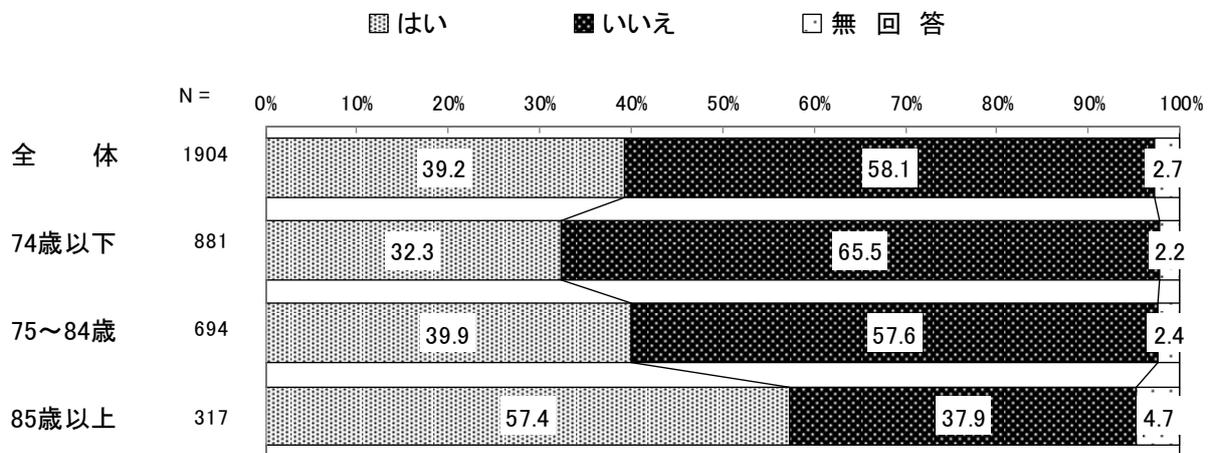
(8) どなたかと食事をとにもする機会[%]



物忘れが多いと感じますか

物忘れが多いと感じるかは、「はい」が39.2%、「いいえ」が58.1%です。

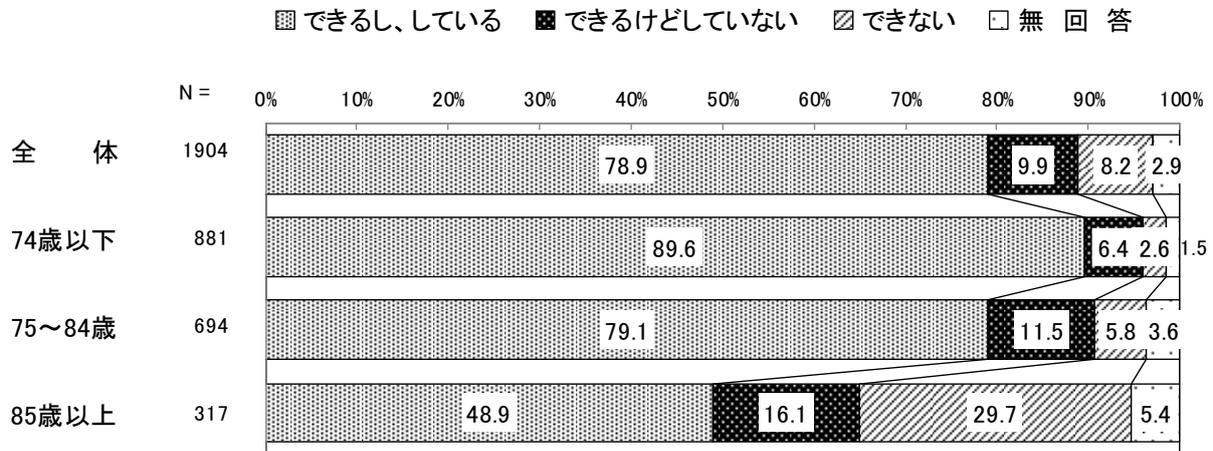
(1) 物忘れが多いと感じますか[%]



バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）

バスや電車を使って1人で外出しているかは、「できるし、している」が78.9%、「できない」が8.2%です。

(4) バスや電車で1人で外出している[%]

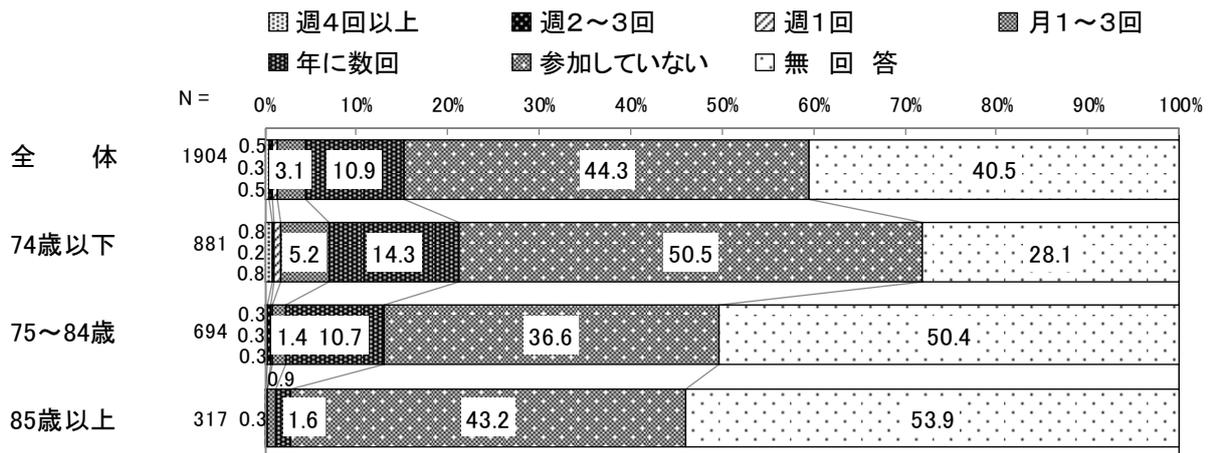


③地域での活動の状況

ボランティアのグループにどのくらいの頻度で参加していますか

ボランティアのグループに参加している割合は15.3%（「週4回以上」0.5%、「週2～3回」0.3%、「週1回」0.5%、「月1～3回」3.1%、「年に数回」10.9%）です。

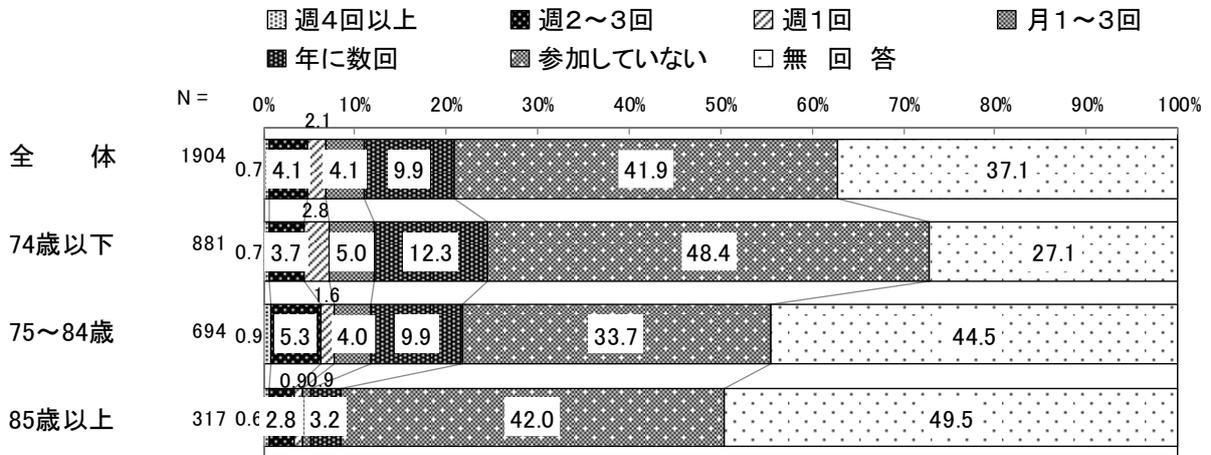
(1) ①ボランティアのグループへの参加頻度[%]



スポーツ関係のグループやクラブにどのくらいの頻度で参加していますか

スポーツ関係のグループやクラブに参加している割合は 20.9%です。

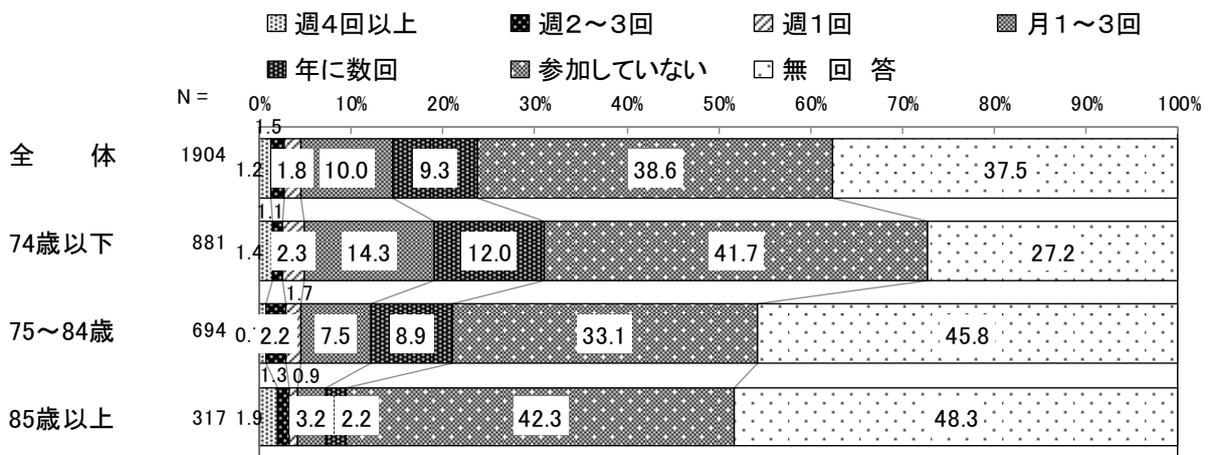
(1)②スポーツ関係のグループやクラブへの参加頻度[%]



趣味関係のグループにどのくらいの頻度で参加していますか

趣味関係のグループに参加している割合は 23.8%です。

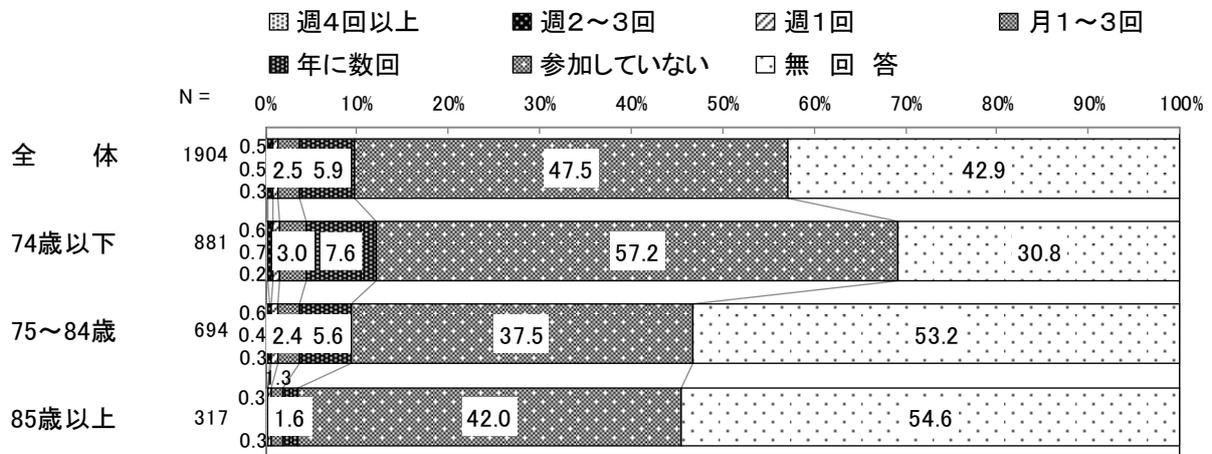
(1)③趣味関係のグループへの参加頻度[%]



学習・教養サークルにどのくらいの頻度で参加していますか

学習・教養サークルに参加している割合は9.7%です。

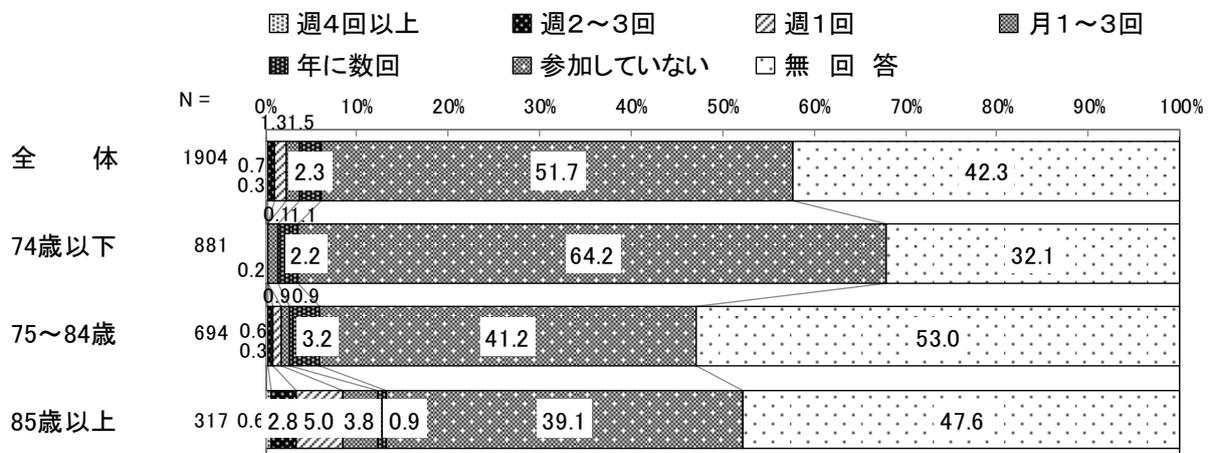
(1)④学習・教養サークルへの参加頻度[%]



介護予防のための集いの場（ぽかぽかサロン等）にどのくらいの頻度で参加していますか

介護予防のための通いの場に参加している割合は6.1%です。

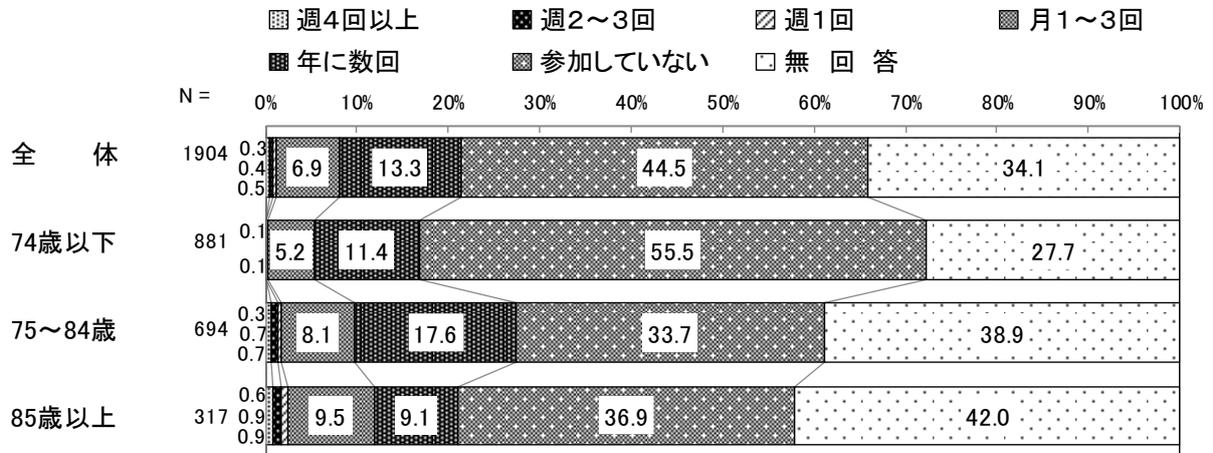
(1)⑤介護予防のための通いの場への参加頻度[%]



元気クラブにどのくらいの頻度で参加していますか

元気クラブに参加している割合は 21.4%です。

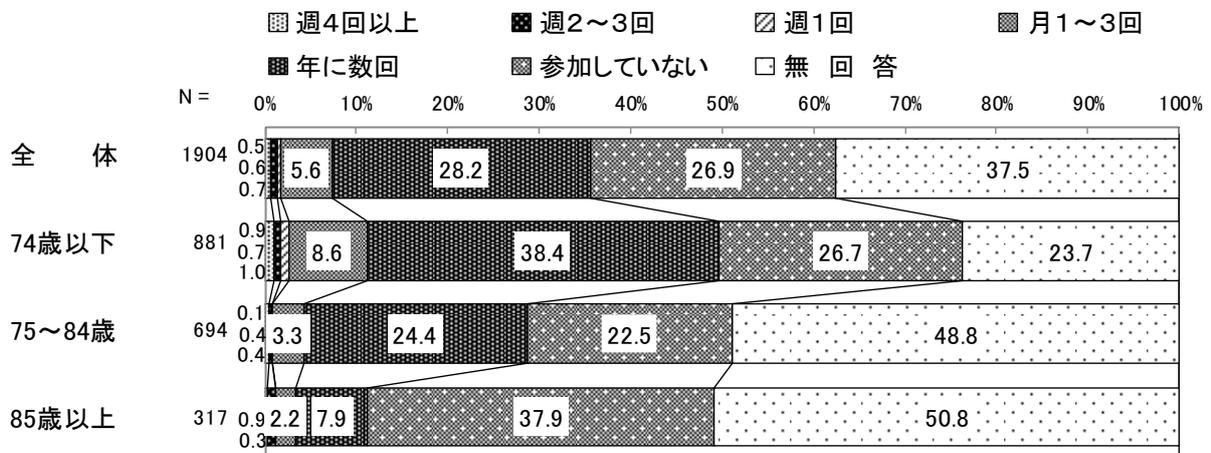
(1)⑥元気クラブへの参加頻度[%]



町内会・自治会にどのくらいの頻度で参加していますか

町内会・自治会に参加している割合は 35.6%です。

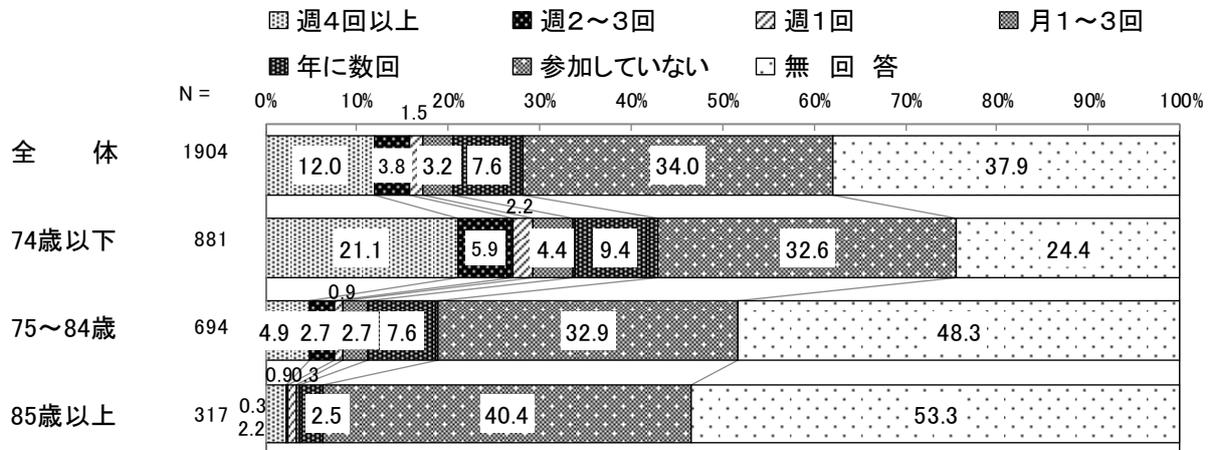
(1)⑦町内会・自治会への参加頻度[%]



収入のある仕事にどのくらいの頻度で参加していますか

収入のある仕事に参加している割合は 28.1%です。

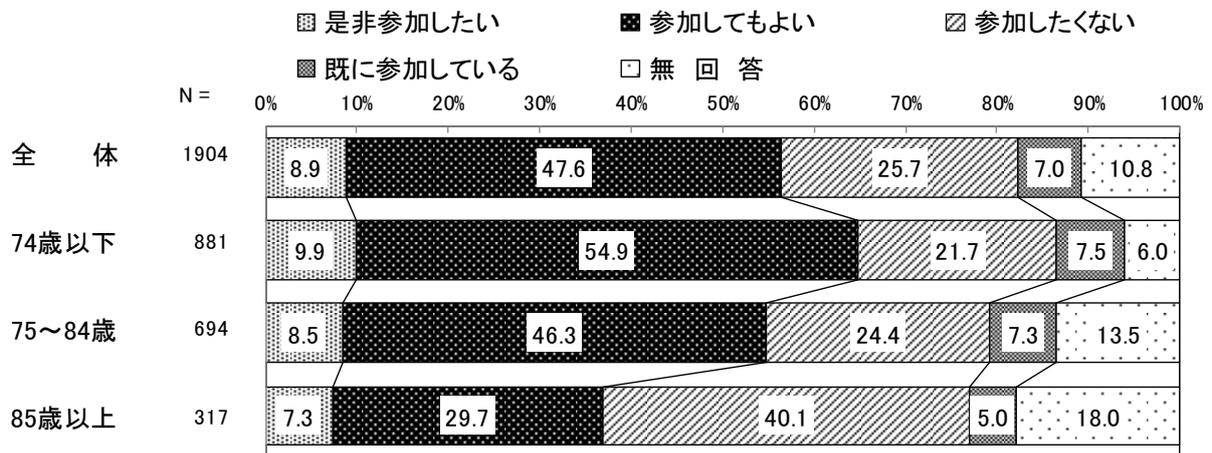
(1) ⑧収入のある仕事への参加頻度〔%〕



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

参加者としての参加意向は、「参加してもよい」(47.6%)と「是非参加したい」(8.9%)を合わせた割合は 56.5%です。

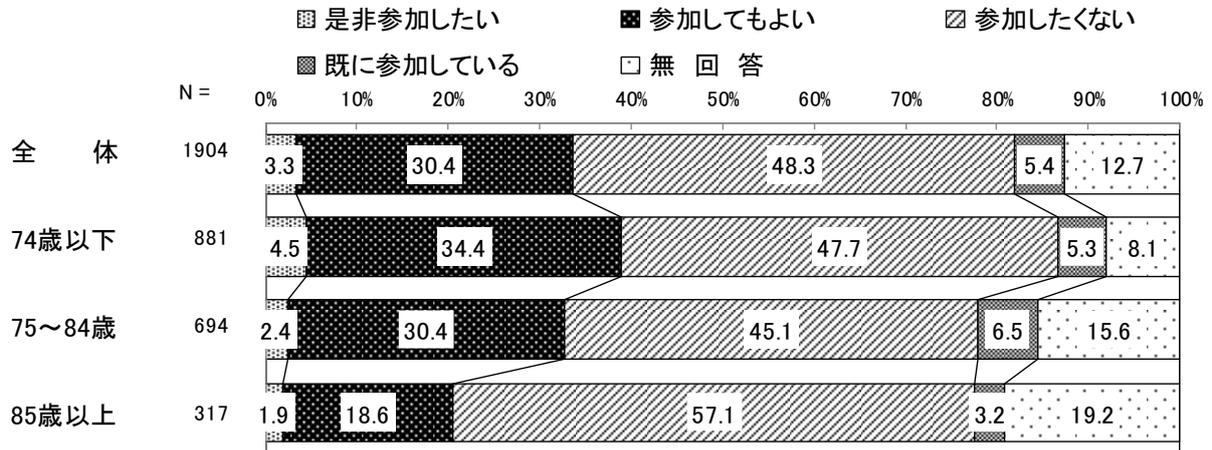
(2) 地域住民有志のグループ活動への参加意向〔%〕



地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

企画・運営者としての参加は、「参加してもよい」（30.4％）と「是非参加したい」（3.3％）を合わせた割合は 33.7％です。

(3) 地域住民有志のグループ活動への企画・運営参加意向〔％〕

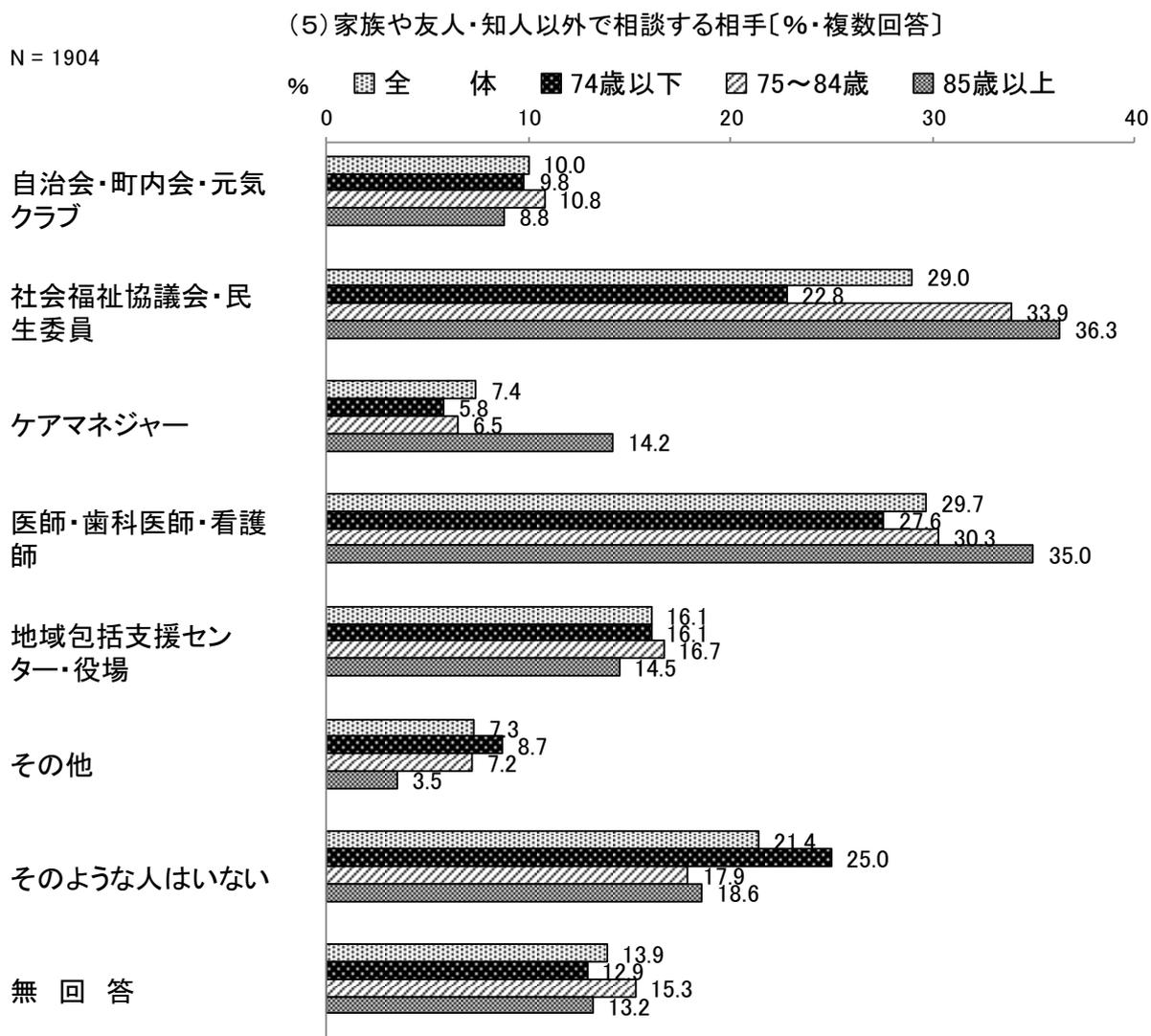


④たすけあいについて

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください

相談先は、「医師・歯科医師・看護師」が29.7%と最も多く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」が29.0%、「地域包括支援センター・役場」が16.1%の順です。

一方、「そのような人はいない」の割合は全体では21.4%です。

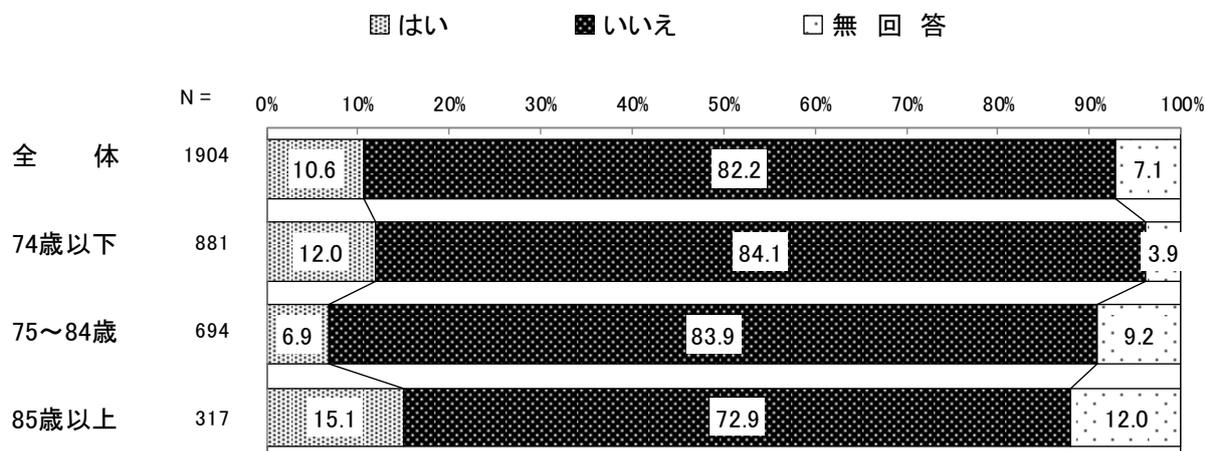


⑤認知症について

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

自分自身又は家族に認知症の症状があるかは、「はい」が10.6%、「いいえ」が82.2%です。

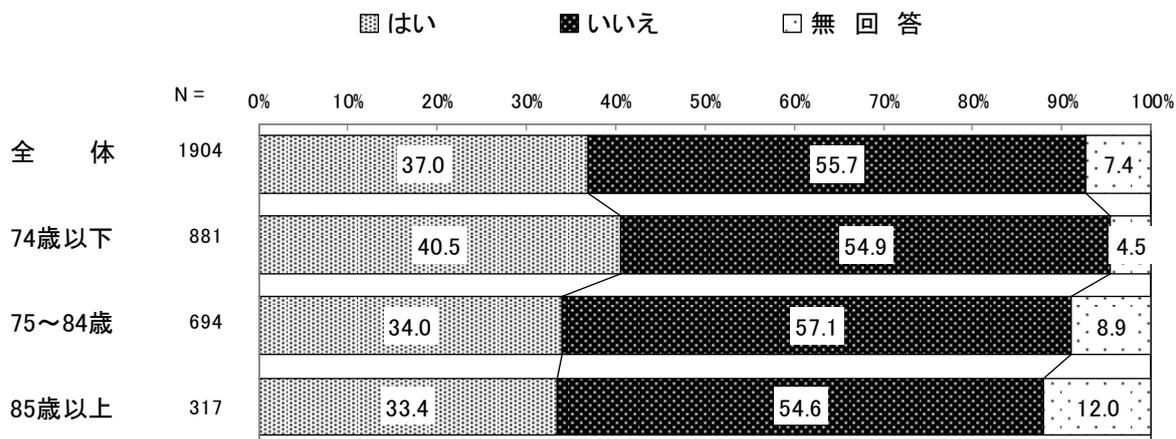
(1) 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある[%]



認知症に関する相談窓口を知っていますか

認知症に関する相談窓口の認知度は、「はい」が37.0%、「いいえ」が55.7%です。

(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか[%]

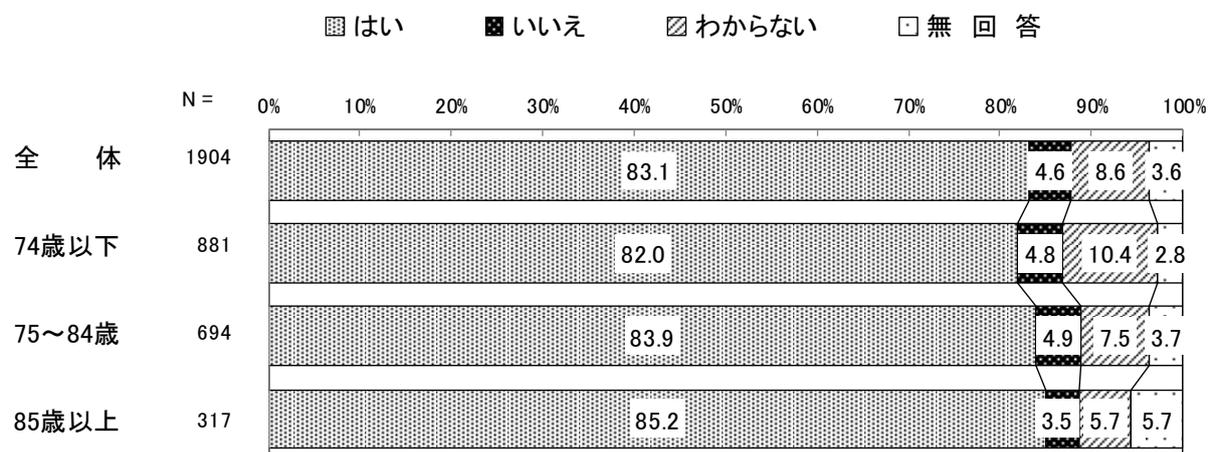


⑥今後の住まいについて

今の住宅に今後も住みたいですか

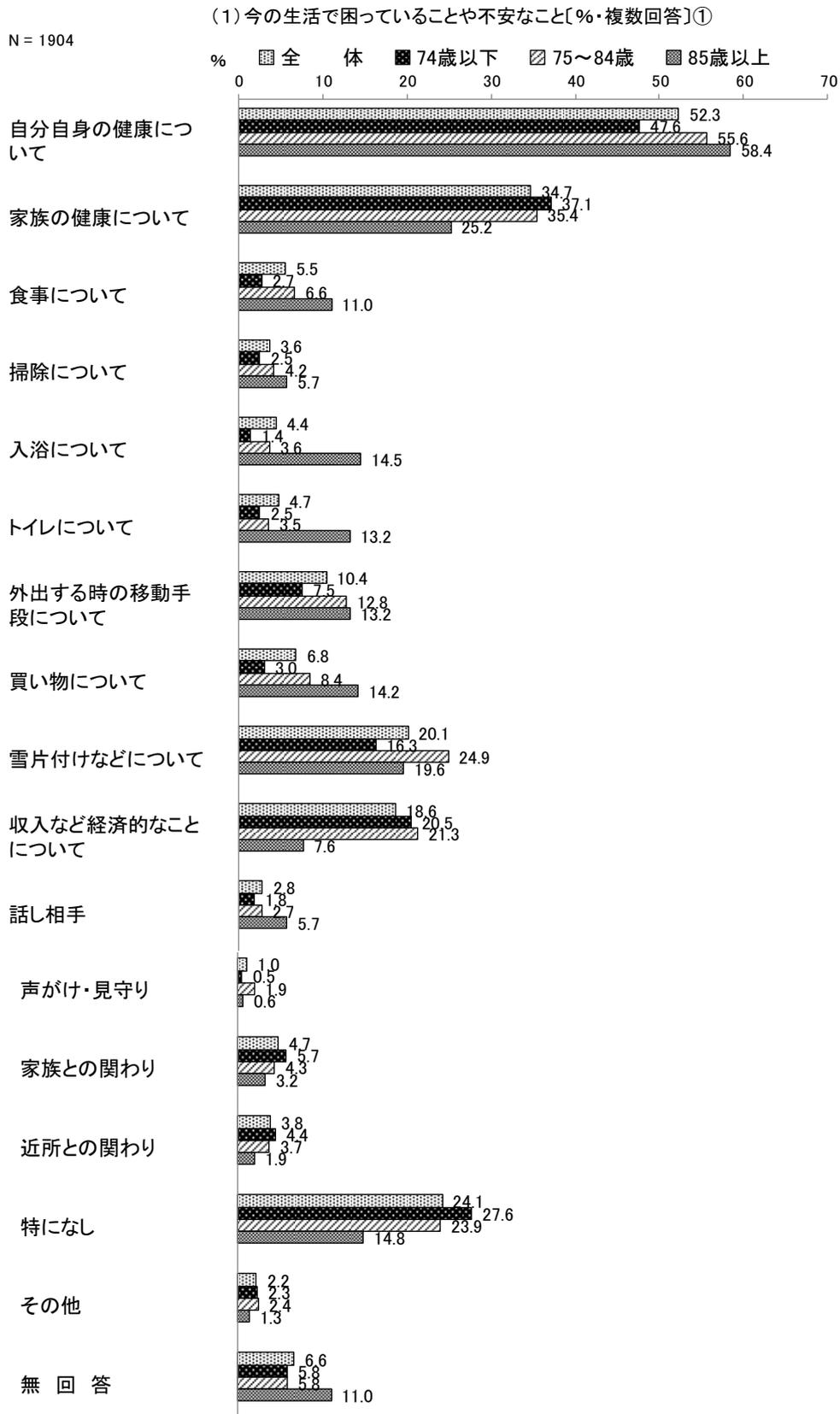
今の住宅に今後も住みたいかでは、「はい」が83.1%、「いいえ」が4.6%、「わからない」が8.6%、「わからない」が8.6%です。

(1)今の住宅に今後も住みたいですか〔%〕



今の生活で困っていることや不安に感じていることはありますか

生活上の困りごと等は、「自分自身の健康について」が52.3%と最も多く、次いで「家族の健康について」が34.7%、「雪片付けなどについて」が20.1%と続いています。



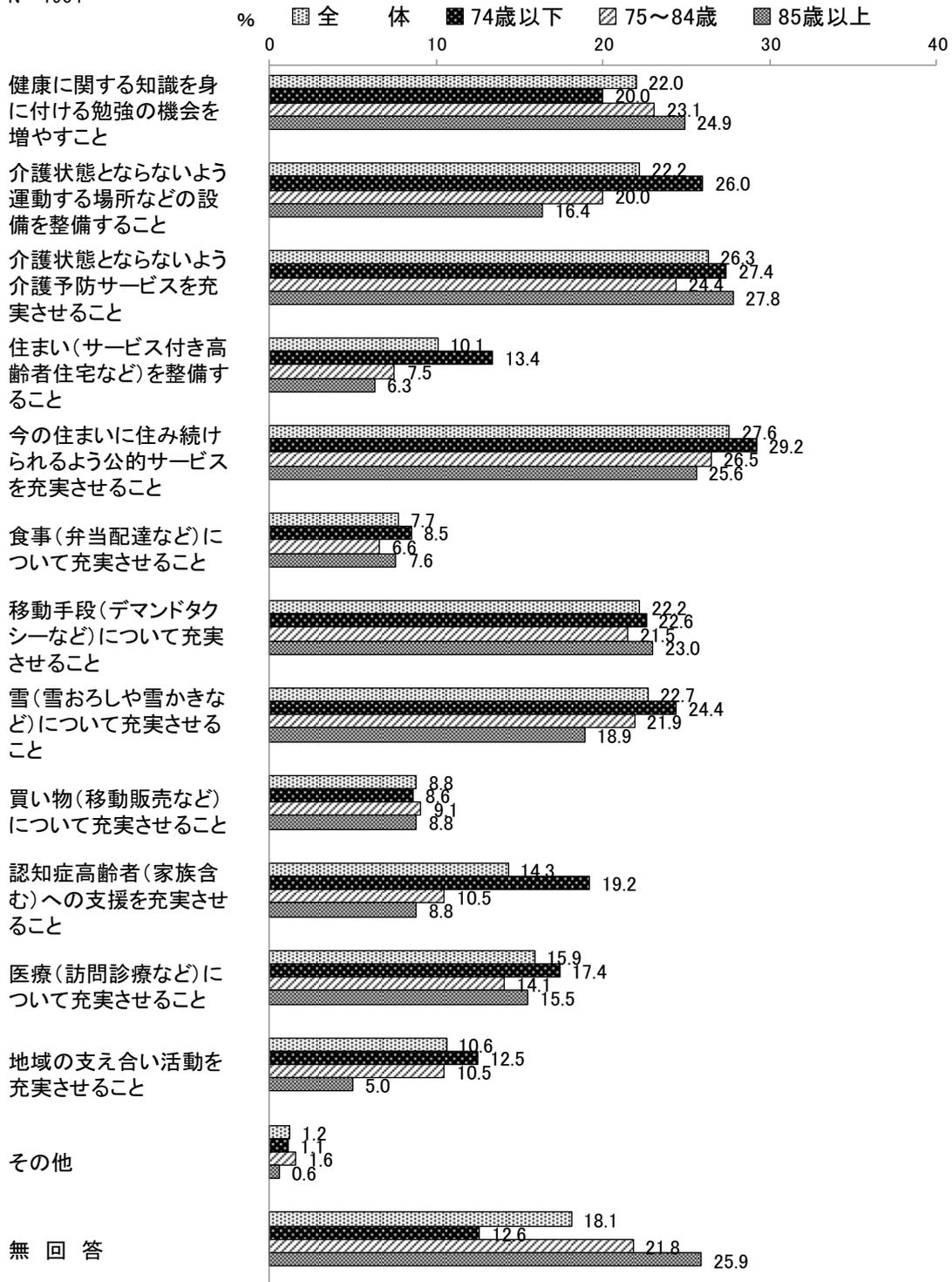
⑦町の高齢者施策

町の高齢者施策について、優先的に取り組むべきと思うものはなんですか

町の高齢者施策として取り組むべきことでは、「今の住まいに引き続きられるよう公的サービスを充実させること」が27.6%と最も多く、次いで「介護状態とならないよう介護予防サービスを充実させること」が26.3%、「雪（雪おろしや雪かきなど）について充実させること」が22.7%となっています。

(3)町の高齢者施策について取り組むべきこと[%・複数回答]

N = 1904



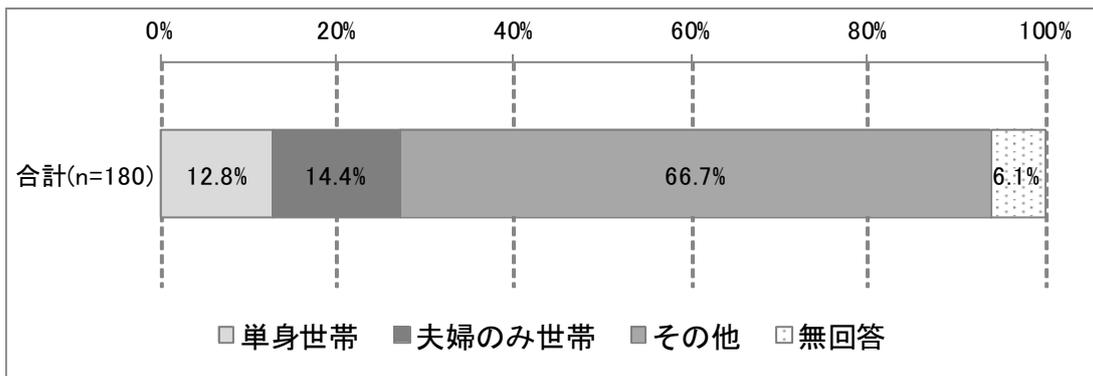
(2) 調査結果(在宅介護調査)

在宅介護実態調査の概要

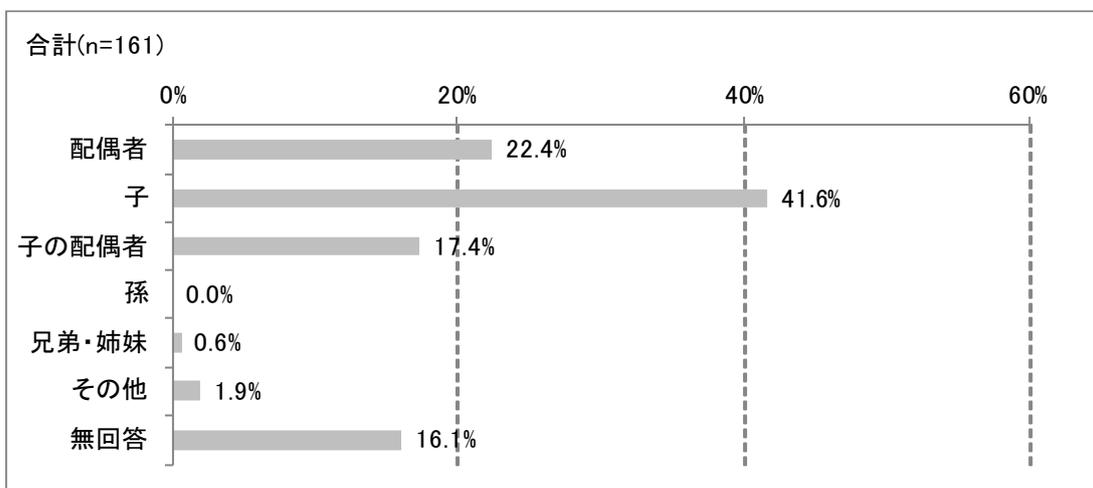
1. 調査対象者	令和元年12月1日現在、65歳以上の朝日町住民で、要介護1～5認定を受けて自宅で生活している高齢者
2. 配布数	263件
3. 回答数	180件
4. 回収率	68.4%
5. 調査方法	郵送による配付・回収
6. 調査期間	令和2年1月

① 高齢者の家族構成・介護の状況

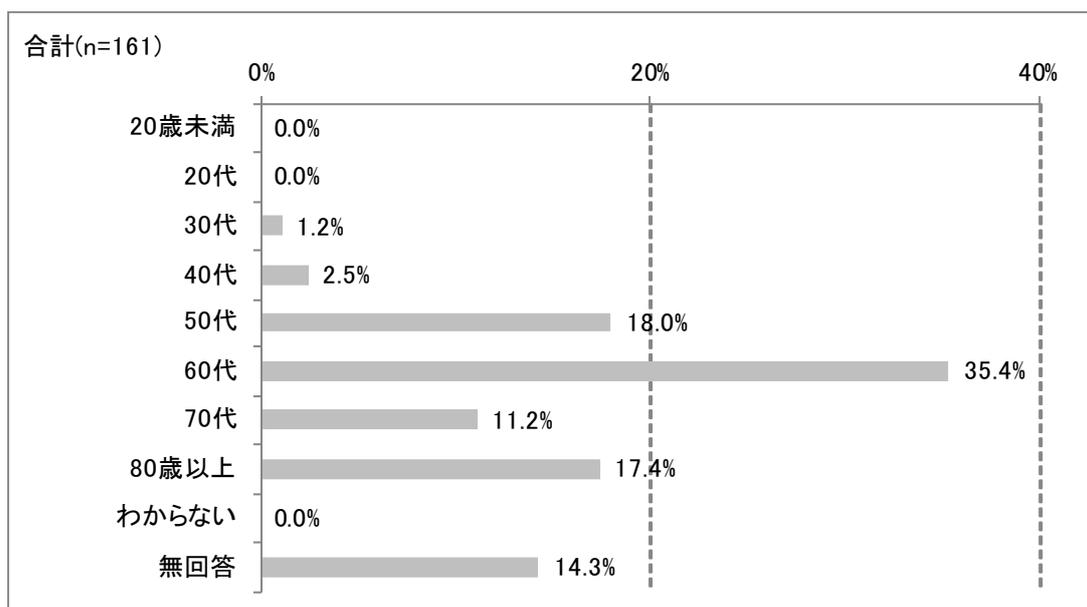
家族構成は、「その他」が66.7%と6割を超えて多く、「夫婦のみ世帯」が14.4%、「単身世帯」が12.8%と続いています。



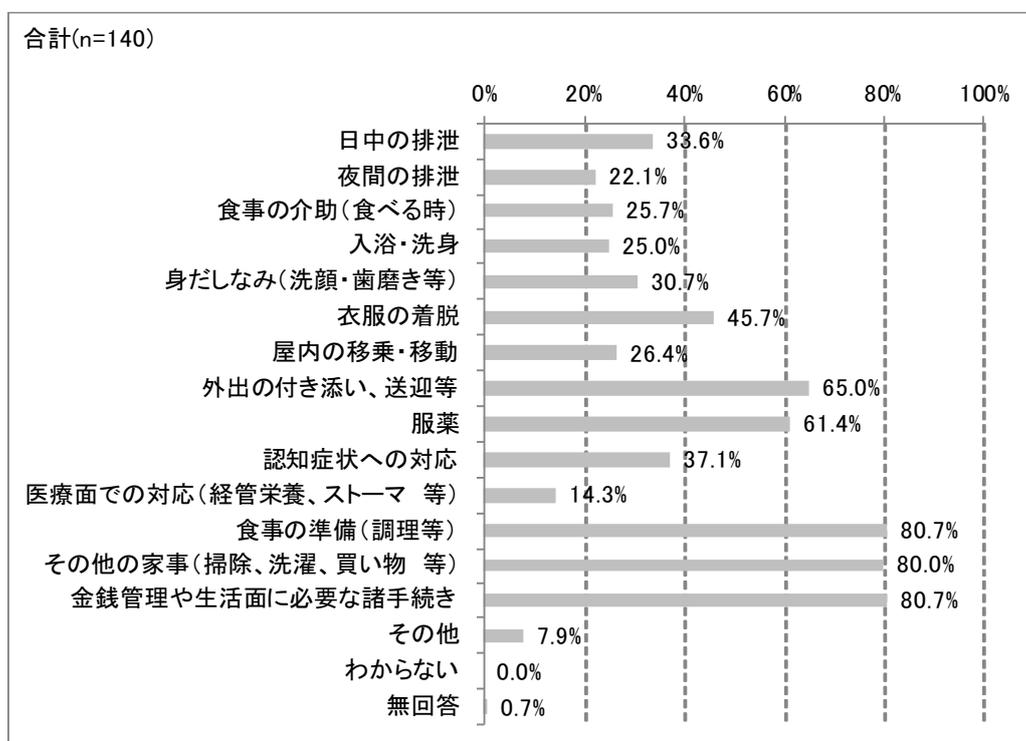
主な介護者は、「子」が41.6%と多く、「配偶者」が22.4%、「子の配偶者」が17.4%と続いています。



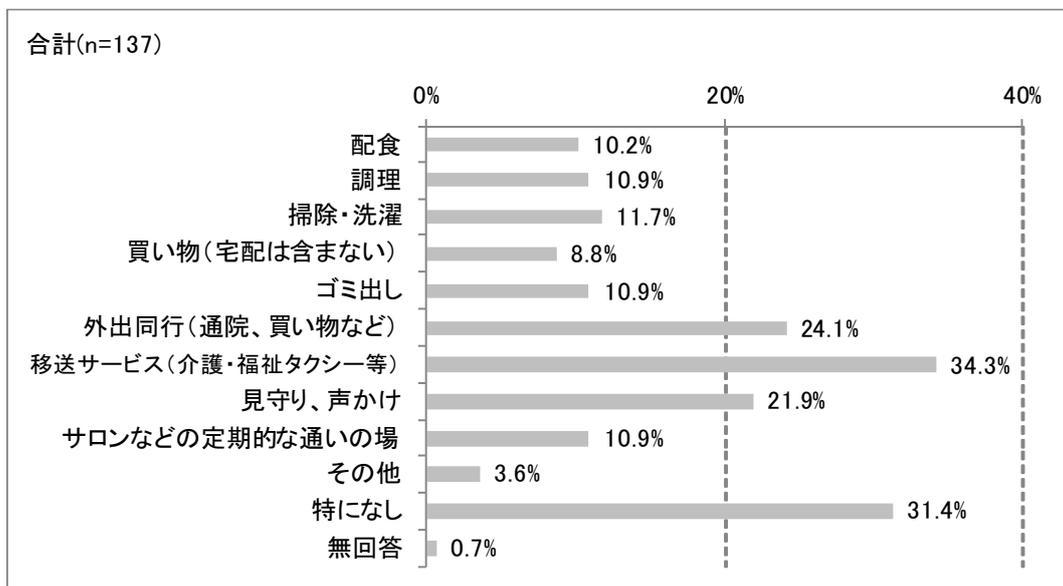
介護者の年齢は、「60代」が35.4%と多く、「50代」が18.0%、「80歳以上」が17.4%、「70代」が11.2%と続いています。



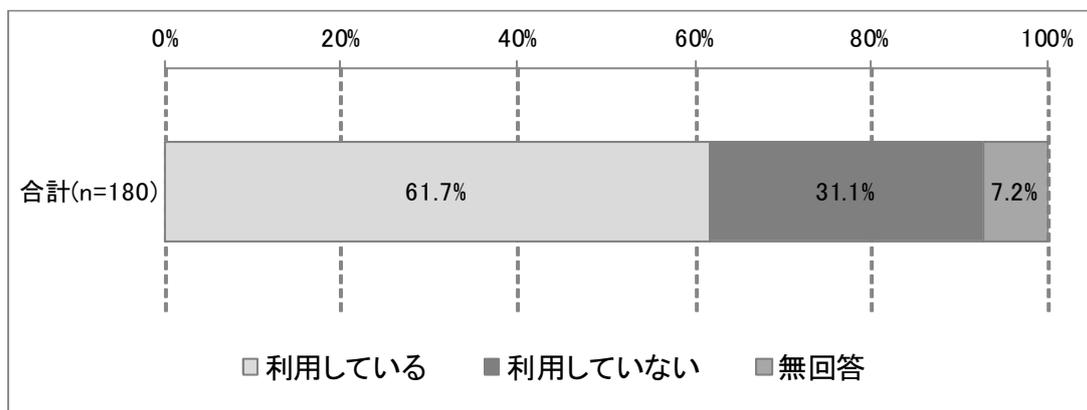
主な介護の内容は、「食事の準備（調理等）」と「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」がともに80.7%と多く、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が80.0%、「外出の付き添い、送迎等」が65.0%と続いています。



在宅生活を続けるために必要なサービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が34.3%と多く、「特になし」が31.4%、「外出同行（通院、買い物など）」が24.1%、「見守り、声かけ」が21.9%と続いています。

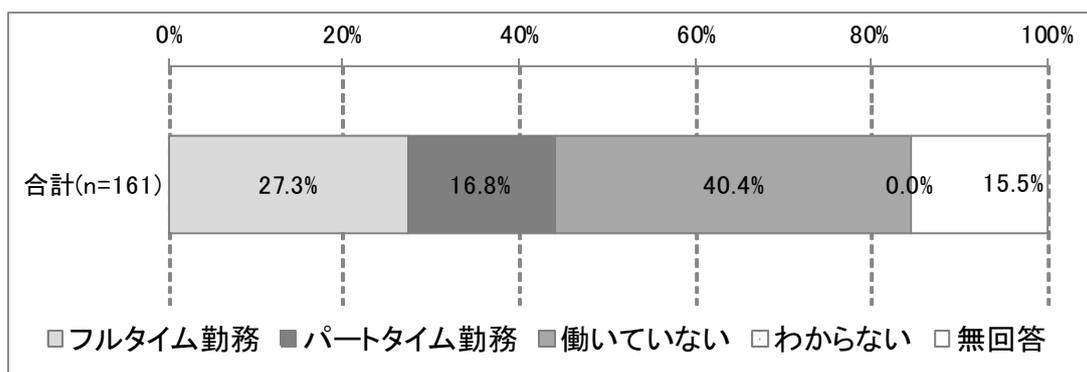


介護保険サービスの利用有無は、「利用している」が61.7%と6割を占め、「利用していない」が31.1%となっています。

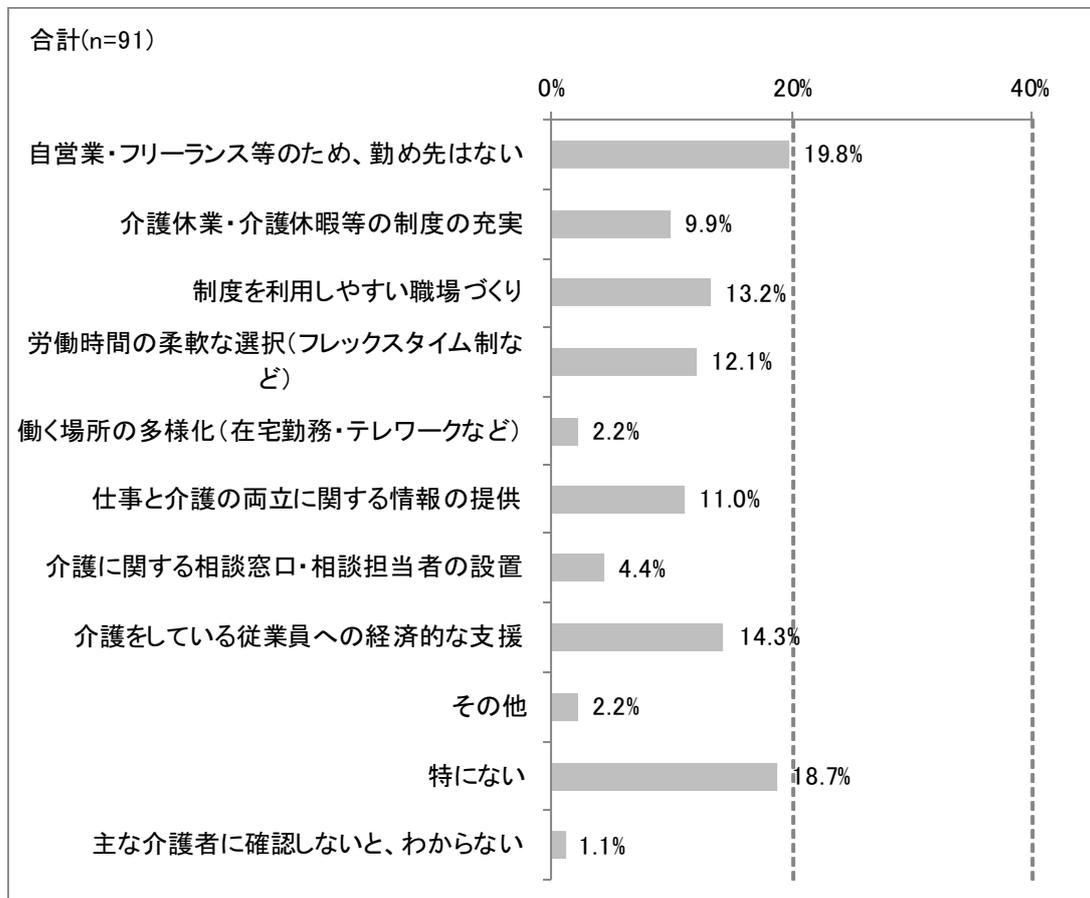


②介護者の状況

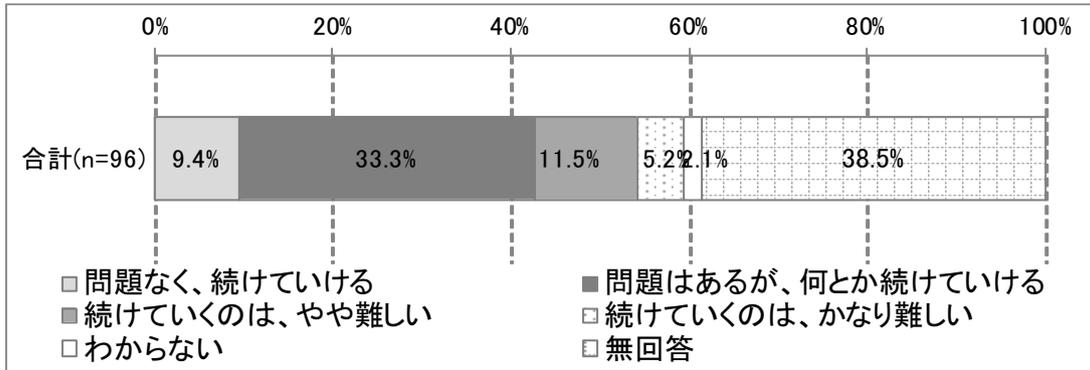
介護者の就業状況は、「働いていない」が40.4%と多く、「フルタイム勤務」が27.3%、「パートタイム勤務」が16.8%と続いています。



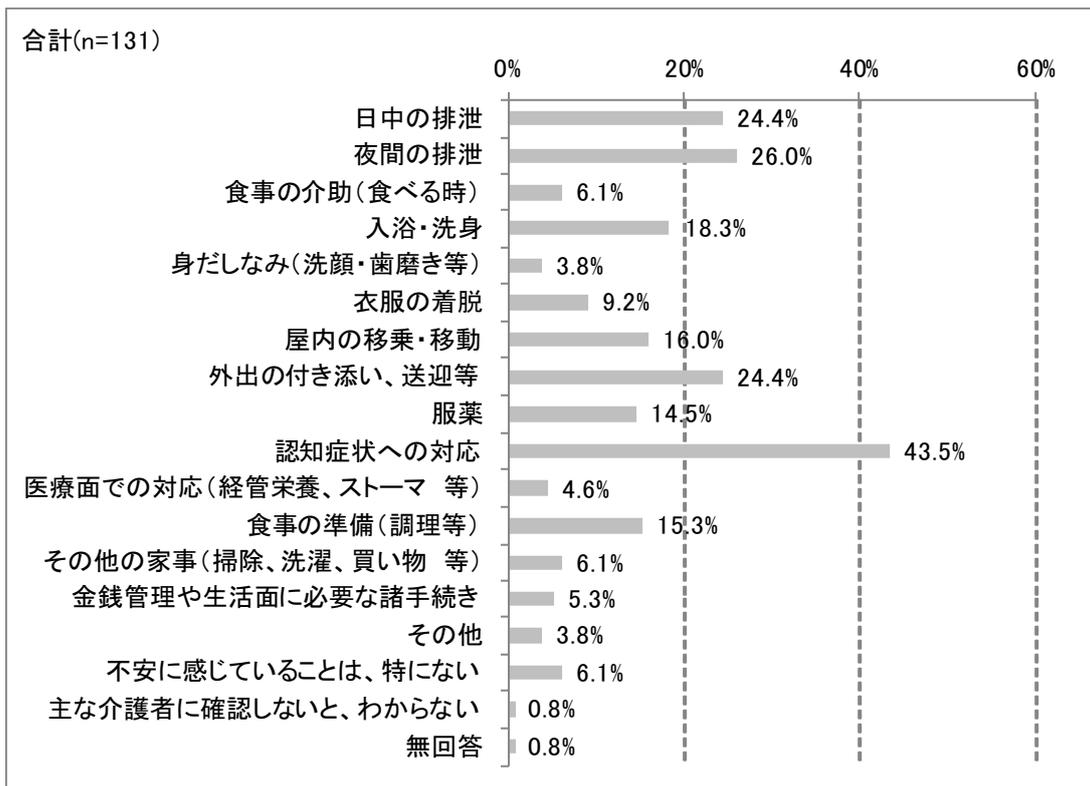
就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援は、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が 19.8%と多く、「特にない」が 18.7%、「介護をしている従業員への経済的な支援」が 14.3%、「制度を利用しやすい職場づくり」が 13.2%と続いています。



介護者の就労継続については、「問題はあるが、何とか続けていける」が33.3%と多く、「続けていくのは、やや難しい」が11.5%、「問題なく、続けていける」が9.4%と続いています。



今後の在宅生活の継続に向けて、不安を感じる介護は、「認知症状への対応」が43.5%と多く、「夜間の排泄」が26.0%、「日中の排泄」と「外出の付き添い、送迎等」がともに24.4%、「入浴・洗身」が18.3%と続いています。



第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念と基本目標

基本理念「いつまでも健康に暮らせる、思いやりあふれるまちづくり」を実現するために、3つの基本目標を設定して高齢者を支援する施策を推進します。

基本目標1 健康づくり・介護予防・生きがいつくりの推進 (健康で生き生きと暮らす)

介護予防の充実を図ることにより、できる限り健康寿命の延伸を図り健康な生涯を送ることができるよう、また要介護状態にならないよう「予防」や「改善」を図ることができる体制づくりを進めてきました。さらに介護予防を推進するため、要介護状態になる前から、体系的で効果的な介護予防サービスの充実を図ります。

基本目標2 安心・快適な暮らしの支援(安心して暮らす)

介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることが望まれています。そのためには、地域で継続的に相互に支え合うことができるよう支え合いの体制の充実が求められています。

高齢者が明るく活力に満ちた生活をしていくには、社会参加の場や機会の拡大を図り豊かな経験や知識、能力を生かして「生きがい」を見出し、地域社会を支える一員として活躍できるよう支援します。

基本目標3 介護保険サービスの充実

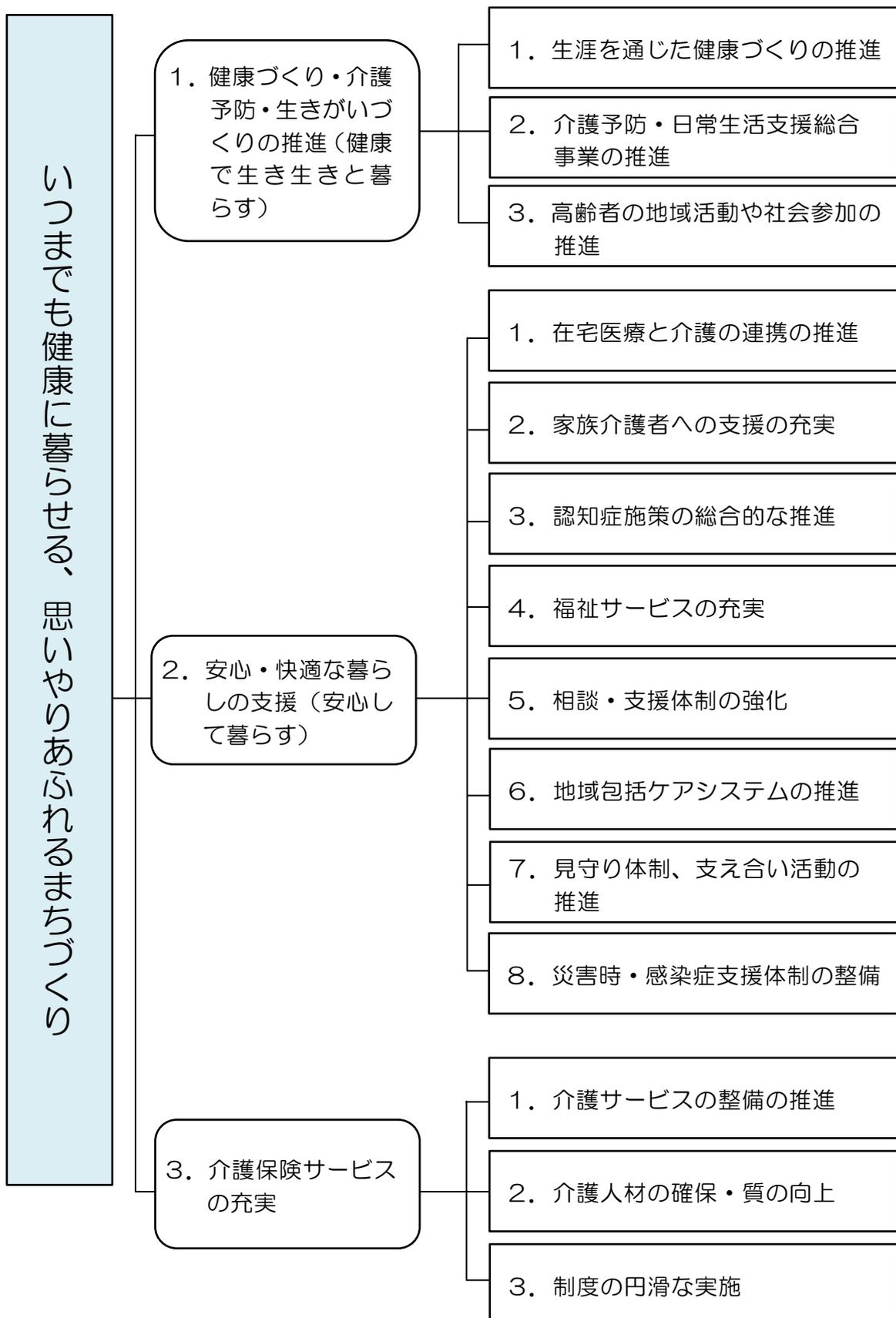
介護サービスの種類とニーズの双方が多様化している状況下において、高齢者一人ひとりの希望に応じた介護サービスが提供されるよう、計画的に必要な基盤整備の充実を図ります。そのためにも、医療や介護の連携を進めるとともに、多様で柔軟なサービスを提供できる仕組みや体制の充実を目指します。

2. 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の柱》



第5章 高齢者保健福祉施策の推進

基本目標1 健康づくり・介護予防・生きがいの推進 (健康で生き生きと暮らす)

1. 生涯を通じた健康づくりの推進

町では、健康づくりを体系立てて進めるために平成17年3月に「きらきらあさひ健康プラン21」を策定し、平成25年4月に第2次計画を策定しました。各ライフステージの課題を分析し、各種事業を展開しており、特に高齢者に関する健康づくりについては、第5期以降の介護保険事業計画の中にも盛り込み進めてきたところです。疾病を早期にあるいは未然に防ぎ、健康で長生きするのを支援することを主眼に、健康診断、健康教室、健康相談、家庭訪問等を実施しています。

(1)健康寿命の延伸と健康格差の縮小

生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）の延伸を推進します。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を整備し、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差）の縮小を推進します。

【実績と目標値】

	平成23年度	平成29年度	令和4年度 (見込み)
自分で健康だと思う人の割合を増やす	78%	80.8%	90%

(2)主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

がん、循環器疾患、糖尿病及び COPD（慢性閉塞性肺疾患）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進します。

【実績と目標値】

	平成23年度	平成29年度	令和4年度 (見込み)
特定健診受診率の向上	54.1%	56.1%	60.0%

【実績と目標値】

	平成23年度	平成29年度	令和4年度 (見込み)
特定保健指導利用者の 終了割合の向上	37.2%	41.6%	45.0%

(3)社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

町民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組めます。

(4)健康を支え、守るための社会環境の整備

町民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備します。また、社会全体が相互に支え合いながら、町民の健康を守る環境を整備します。

(5)生活習慣及び社会環境の改善

町民の健康増進を形成する基本要素となる「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養及びこころの健康」「飲酒」「歯及び口腔の健康」に関する生活習慣の改善が重要であり、ライフステージや性差、社会経済的状況等の違いに着目し、生活習慣病を発症する危険度の高い集団などへの働きかけを重点的に行うとともに、地域や職場等を通じて健康増進への働きかけを行います。

(6)介護予防と健康づくりの一体的推進

後期高齢者の心身の状況としては、身体的脆弱性や複数の慢性疾患、認知機能や社会的つながりの低下といった多面的な課題を抱える、いわゆるフレイル状態にある場合も多くみられ、これまでの疾病予防・重症化予防における個別的な対応のみならず、フレイル予防の観点を持った、社会参加を含む地域での取組へと拡大していく必要があります。高齢者の特性を前提に、後期高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくためには、生活習慣病等の重症化を予防する取組と、生活機能の低下を防止する取組の双方を一体的に実施する必要があります。

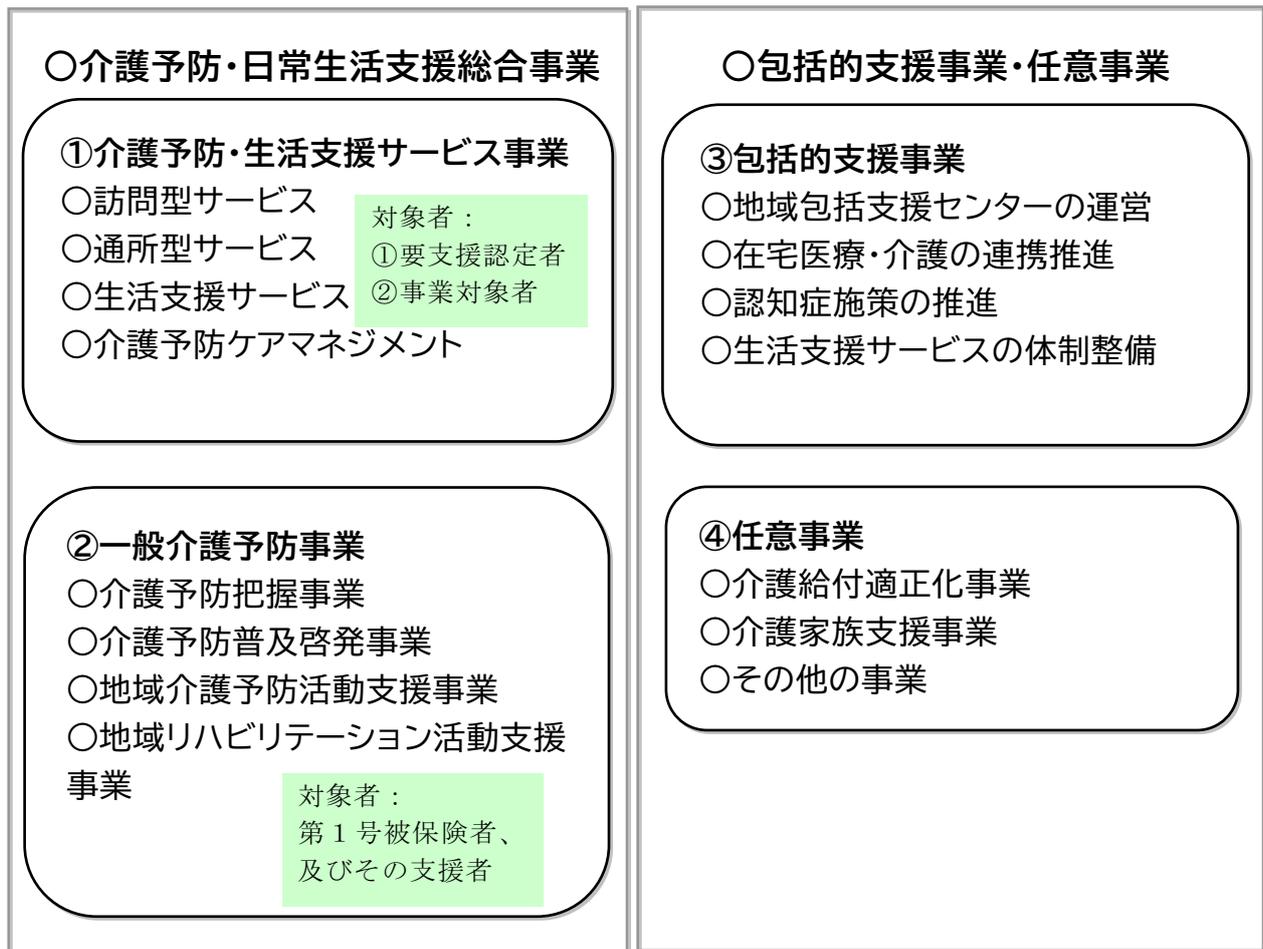
医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりを医療、介護、保健等の必要なサービスに結びつけていくとともに、社会参加を含むフレイル予防等の取組まで広げていく必要があることから、健康課題にも対応できるような通いの場や、通いの場を活用した健康相談、受診勧奨の取組の促進等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防との一体的な実施を推進します。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(1) 地域支援事業の構成

要支援・要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れることを目的として、地域支援事業を実施しています。地域包括ケアシステム構築に向け中核機関である地域包括支援センターの体制強化を図り、「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」等の事業を推進して高齢者の自立支援・重度化予防に努めます。

地域支援事業の構成



(2)介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体の多様なサービスなどを取り入れ、要支援者等の在宅生活の安心確保を図ります。高齢者の社会参加の促進や要支援状態を予防する事業の充実によって、要支援・要介護認定に至らない高齢者の増加を図り、要支援状態からの自立促進や重度化予防を目指します。

①介護予防・生活支援サービス事業

サービス事業の提供は、直接実施や委託だけではなく、指定事業者によるサービス提供や、NPO等住民主体の支援実施者に対する補助（助成）といった様々な提供体制を整備していきます。内容の充実を図り、町民に広く周知し、利用者数の増加を目指します。

1)訪問型サービス

種類	説明
※訪問介護 (介護予防訪問介護)	訪問介護事業者の訪問介護員による、身体介護や生活援助サービスです。
・訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問介護事業者以外の事業者による、生活援助を中心としたサービスです。
・訪問型サービスB (住民主体による支援)	住民主体の自主活動による、生活援助等のサービスです。
・訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	保健師等の保健・医療の専門職による、居宅での相談指導などのサービスです。
・訪問型サービスD (移動支援)	ボランティアの活動による、移送前後の生活支援サービスです。

※のサービスを朝日町では実施しています。

【訪問介護の利用実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
84人	84人	96人

【訪問介護の利用目標値】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
96人	108人	108人

2)通所型サービス

種類	説明
※通所介護 (介護予防通所介護)	通所介護事業者による、生活機能の向上のための機能訓練などのサービスであり、通所介護事業者で対応します。
※通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所介護事業者等による、ミニデイサービスや運動・レクリエーションなどのサービスであり、平成29年度から実施しています。
・通所型サービスB (住民主体による支援)	住民主体による、体操・運動などを自主的な通いの場で行うサービスです。
・通所型サービスC (短期集中予防サービス)	保健・医療の専門職による、生活機能を果たすための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供するサービスです。

※のサービスを朝日町では実施しています。

【通所介護の利用実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
384 人	420 人	456 人

【通所介護の利用目標値】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
480 人	504 人	528 人

【通所型サービス A の利用実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
36 人	24 人	36 人

【通所型サービス A の利用目標値】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
48 人	48 人	48 人

3)介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、利用者本人が居住する地域の地域包括支援センターが実施します。

4)その他生活支援サービス

生活支援体制整備事業で必要なサービスについて検討していきます。

②一般介護予防事業

種類	説明
○介護予防把握事業	地域の実情に応じて、収集した情報等の活用により閉じこもり等、何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動につなげる事業です。
○介護予防普及啓発事業 ・ 地区介護予防教室 ・ 男の料理教室 ・ 骨々サロン(運動器向上) ・ ぼかぼかサロン(認知症予防) ・ はつらつサロン(認知症予防) ・ 介護予防訪問相談 ・ らくらくポール教室 ・ 70歳の楽校	高齢者が地域において自主的な介護予防に資する活動に積極的に参加し、介護予防に向けた取組が実施できるよう基本的な知識及び情報を普及啓発する事業です。教室の開催場所などについて町民の方が参加しやすいように調整していきます。また、フレイル予防や栄養について専門職から学ぶ機会を提供していきます。
○地域介護予防活動支援事業 ・ 高齢者居場所づくり活動支援補助金 ・ 高齢者サロン活動支援補助金 ・ 介護予防ボランティア研修会 ・ 介護予防ボランティアポイント	地域における様々なグループや自主活動に対し、介護予防の視点から支援し、地域の主体的な介護予防への取組を推進する事業です。地域のつながりを大切にするため、通いの場への支援を行います。
○一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。
○地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士・作業療法士等が、地域ケア会議、サービス担当者会議、介護予防事業に関与し、地域における介護予防の取組を強化する事業です。

【一般介護予防事業の実績】

事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
骨々サロン(運動機能向上)	22回	19回	15回
はつらつサロン(認知症予防)	8回	8回	6回
男の料理教室	13回	10回	3回
介護予防地区健康教室	39回	29回	15回
介護予防ボランティア研修会	2回	0回	1回

【一般介護予防事業の目標値】

事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
骨々サロン(運動機能向上)	24回	24回	24回
はつらつサロン(認知症予防)	8回	8回	8回
男の料理教室	10回	10回	10回
介護予防地区健康教室	20回	25回	30回
介護予防ボランティア研修会	2回	2回	2回

【高齢者が主体の介護予防や生きがいの活動の場所の実績】

事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域の誰でも毎週参加できる場所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
公民館などで行う月1回程度のお茶のみ会	21 箇所	21 箇所	17 箇所

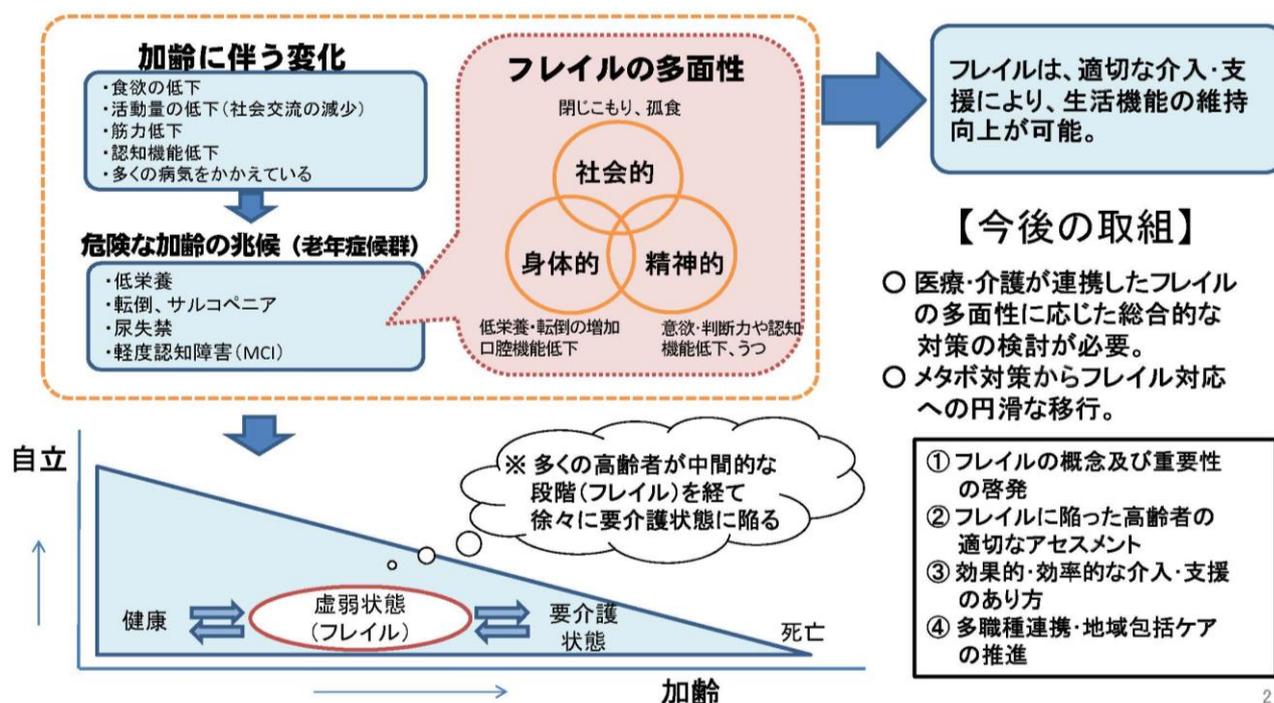
【高齢者が主体の介護予防や生きがいの活動の場所の目標値】

事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の誰でも毎週参加できる場所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
公民館などで行う月1回程度のお茶のみ会	18 箇所	19 箇所	20 箇所

【フレイルについて(厚生労働省資料)】

高齢者の虚弱（「フレイル」）について

「フレイル」とは 加齢とともに、心身の活力(例えば筋力や認知機能等)が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態。



3. 高齢者の地域活動や社会参加の推進

(1) 高齢者の社会参画と生きがいの推進

① 長寿クラブ活動の推進

本町の長寿クラブは、おおむね 65 歳以上で同一地域に居住する会員が、自主的に集まり教養の向上、介護予防についての取組及び社会奉仕活動等による地域社会との交流等を総合的に実施しています。高齢化により会員数とクラブ数が減少傾向で、地域のリーダーの担い手不足もあり、各地区において継続的に活動できるように支援します。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
26 クラブ 579 人	22 クラブ 490 人	20 クラブ 460 人

②シルバー人材センター

朝日町シルバー人材センターの会員数は毎年微増しており、生きがいづくりのための活動の場となっています。今後は人材不足の産業等において、活動の場を広げることが期待されることから、法人化により運営と活動が充実し、地域への貢献生きがいづくりが一層図られるよう、活動を支援します。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
115 人	120 人	120 人

③敬老事業の開催

高齢者に対し、その長寿を祝し、長年の社会に対する尽力に敬老の意を表するため、米寿者には賀詞と祝い品を、上寿者等のうち 100 歳の方と、以降5歳きざみで賀詞と祝い品を、100 歳を超える方については祝い品の贈呈等を今後も引き続き実施します。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
上寿 19 人 米寿 90 人	上寿 24 人 米寿 87 人	上寿 28 人 米寿 73 人

④高齢者生産活動センター生産活動部会

高齢者の持っている優れた技術、特性等趣味を生かしながら生産活動に参加し、仲間と語りながら真の生きがいを創りだすことを目的に設置されており、薬草部、民芸部、養魚部、ハーブの会、木工部の5部会が活動しています。部員数も増加している部会もあるため、引き続き活動の活性化を図ります。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
4 部会	4 部会	5 部会

基本目標2 安心・快適な暮らしの支援（安心して暮らす）

1. 在宅医療と介護の連携の推進

(1) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、町内関係機関との連携調整を行うとともに、寒河江市西村山地域で共同設置している在宅医療介護連携室「たんぽぽ」を中心に、広域的な医療機関と介護サービス事業者などの連携を推進します。

①現状分析・課題抽出・施策立案	
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業者等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、リスト又はマップを作成、活用します。
(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出を行います。
(ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行います。
②対応策の実施	
(エ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。
(オ) 地域住民への普及啓発	在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進します。
(カ) 医療・介護関係者の情報共有	情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行います。
(キ) 医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種合同による研修会や専門職毎の研修会を開催し、相互理解と連携強化を行います。
③対応策の評価・改善	

2. 家族介護者への支援の充実

(1) 家族介護者への支援

① 家族介護交流

高齢者を在宅で介護している家族や近隣の援助者などの相互の情報交換や心身のリフレッシュを図るため、座談会、施設見学、講習会等を実施しています。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
年4回(延28人)	年4回(延31人)	年4回

② 介護教室

高齢者を介護している家族に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等の知識技術を習得するための研修会を開催します。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
年1回(15人)	年1回(13人)	年1回

③ 家族介護者激励金事業

在宅で要介護4～5の方を、介護保険サービスを利用せずに介護している方への慰労事業です。

④ 徘徊高齢者家族等支援事業

認知症による徘徊高齢者が徘徊行動により所在不明になったとき、現在位置を速やかに把握するサービス利用を支援していきます。

⑤ 無事かえる見守り支援事業

認知症の高齢者が、徘徊や迷子により自宅に戻れず行方不明となったとき、早期に発見できるように、高齢者の情報を事前に登録し、見守りグッズを配付することにより、高齢者ご本人の安全とご家族への支援を図ります。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
登録者11人	登録者14人	登録者14人

⑥認知症高齢者等見守り支援事業

認知症高齢者等やご家族支援のための見守り訪問を行う事業へ補助を行い、地域の支援を推進します。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
実 36 人	実 26 人	実 28 人

⑦見守り配食事業

単身高齢者や高齢者世帯で食事をつくるのが困難な高齢者に対して、見守りとともに弁当を配達します。令和3年度から週3回の配達を行い、サービスの拡充を図ります。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
実 33 人	実 30 人	実 32 人

3. 認知症施策の総合的な推進

(1)認知症施策の推進

全国的にみると、認知症日常生活自立度Ⅱ以上の認知症高齢者は要介護認定者の約6割であり、今後も増加することが予測されており、本町においても同様の傾向が見られます。認知症の早期診断・早期対応とともに、認知症地域支援推進員による相談対応等より認知症になっても住み続けられる地域の実現をめざします。認知症高齢者や家族からの相談に対して、地域包括支援センターを中心にきめ細かな対応ができるよう、認知症に関する地域ネットワークづくりの推進を図ります。加えて、これまで地域で培われてきた認知症高齢者を支える取組を整理し、認知症高齢者やその家族、地域住民に対して認知症の生活機能障害に応じた支援内容を体系的に紹介した「認知症ケアパス」を活用するとともに、認知症サポーター養成講座の開催等により、今後ますます増加する認知症高齢者を地域でいかに支えていくかを周知します。

①認知症初期集中支援チーム「あさひオレンジチーム」の活動

町では、平成29年2月に認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームを配置し、支援チーム員として、認知症サポート医、保健師、看護師、作業療法士、理学療法士等専門職種が連携し支援を行っております。今後も、早期診断及び早期対応に向けた支援体制を維持する必要があります。

②認知症カフェ「ほっとカフェ」(出張カフェを含む)

認知症について気軽に相談できる交流の場として、「ぼかぼかサロン」にて認知症カフェを開催しています。介護するご家族の方の閉じこもりの防止、認知症に関する情報収集、悩み相談、同じ境遇にある方同士のつながりの場となっています。今後も、認知症を抱えている本人やご家族に寄り添い、継続した支援につながるよう、様々な機会でのカフェ開催を検討してまいります。

③認知症サポーター養成講座の開催

県の講義を受講した町内認知症キャラバンメイトが講師となり、認知症の方やその家族の支援を行う認知症サポーターを養成しています。今後も県主催の認知症キャラバンメイト養成講座に参加してもらえよう、介護事業所や一般町民の方などに広く情報提供をしていきます。

当町では、認知症についての知識や接し方を習得することができるように町内小学校4～6年生に対して認知症サポーター養成講座を開催しています。さらに、認知症サポーター養成講座を受講された方の活動が、継続、また活性化していけるような取組も検討してまいります。

4. 福祉サービスの充実

(1)在宅福祉サービスと施設サービス

①ふれあい緊急通報装置設置事業

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、疾病等により緊急時の安全の確保が必要なとき、緊急時の安全確保と精神的な不安解消のため緊急通報装置を設置しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
設置件数	28件	33件	33件

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置件数	35件	35件	35件

②車椅子移送サービス

自力で移動が困難な高齢者等が、通院や施設利用等において車椅子に乗ったまま使用できる車の貸し出しを行うことにより、積極的な社会参加を促すとともに、福祉の向上を図ってまいります。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
貸出件数	12件	17件	16件

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸出件数	20件	20件	20件

③除雪費支給事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯で、自力での雪下ろしや除雪が困難な方に対し地域活躍応援事業等により除雪費の援助を行い、冬期間の自立支援を図っていきます。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
利用人数	93人	77人	104人

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	100人	100人	100人

④気配り除雪

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の玄関先に雪を置かないよう配慮した町道等の除雪に取り組み、冬期間の自立支援を図っていきます。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
利用人数	135人	142人	141人

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	150人	150人	150人

⑤訪問理美容サービス

心身の障がい及び傷病等の理由により、理美容所に行けない高齢者を対象に、自宅を訪問しての理髪等に対し助成を行い、より快適な自立した生活を送れるよう支援していきます。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
利用人数	8人	8人	11人

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	10人	10人	10人

⑥紙おむつ支給

在宅で介護を必要としている要介護1～2の方を対象に支給しています。衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、介護をしている方の負担軽減を図っていきます。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
支給人数	205人	197人	200人

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	210人	210人	210人

⑦福祉タクシー利用助成

心身障がい者や在宅ねたきり高齢者の方がタクシーを利用する際の、運賃を助成しています。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
利用人数	72人	75人	65人

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	70人	70人	70人

⑧自動車燃料助成

心身障がい者や在宅ねたきり高齢者の方の自動車の燃料を助成し、日常生活の活動を支援していきます。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
利用人数	132人	133人	141人

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数	140人	140人	140人

(2)老人施設の整備状況

養護老人ホームは65歳以上の高齢者で、家庭環境上の理由及び経済的な理由により在宅で養護を受けることが困難な方が入所する施設です。西村山地区広域行政事務組合（1市4町で構成）が養護老人ホーム「明鏡荘」を設置しており、本町では老人福祉法に基づき入所措置を行っています。平成27年4月1日から養護老人ホーム明鏡荘が特定施設入所者生活介護事業者の指定を受けており、平成30年度より外部サービス利用型から一般型へ移行しました。

5. 相談・支援体制の強化

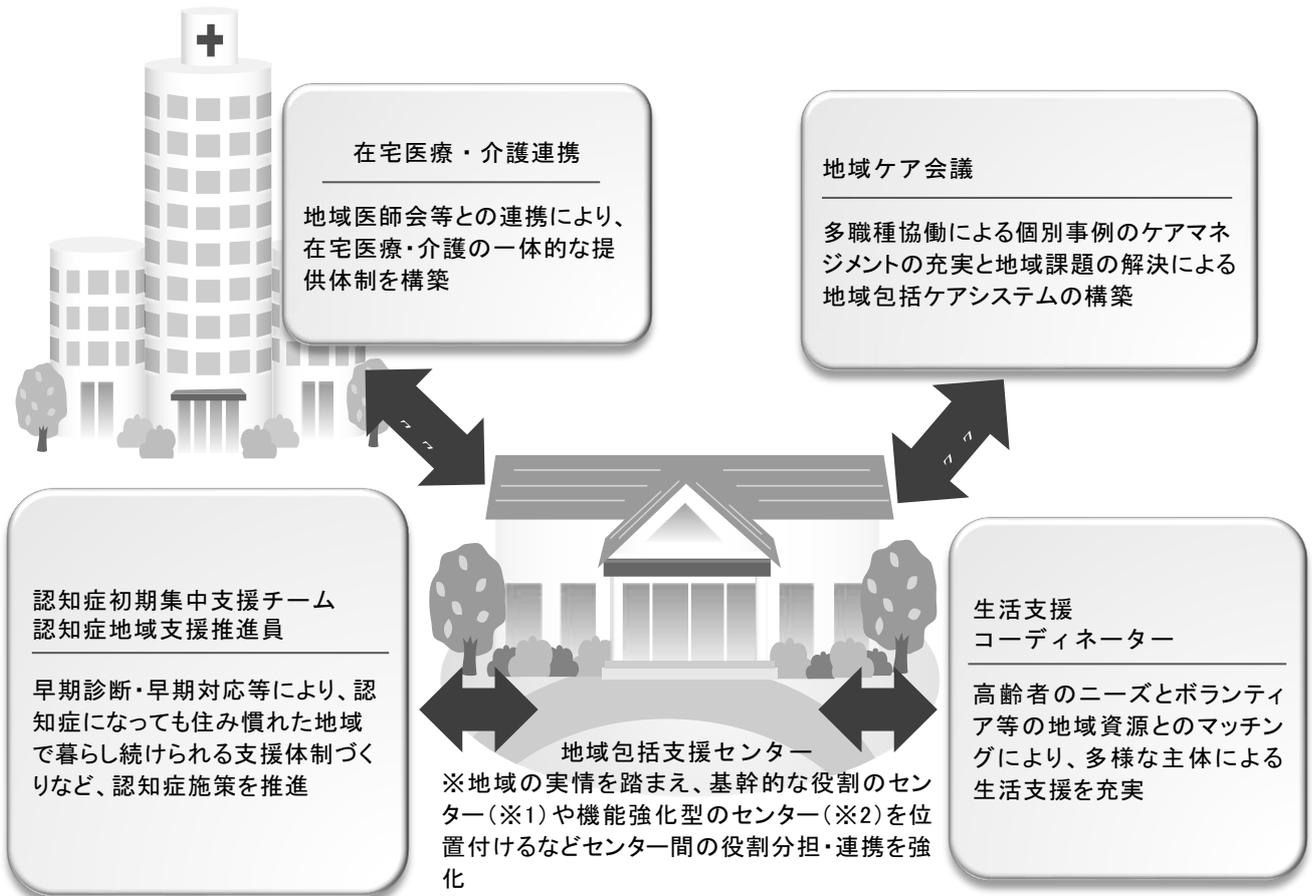
(1)地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、保健師や介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かしながら、相談及び支援を行っています。また、要支援1・2の認定を受けた方や総合事業対象者の方の介護予防サービス計画や介護予防ケアマネジメントの作成を行うほか、高齢者に対する虐待予防や早期発見、権利擁護のために必要な援助を行うなどの活動を実施しています。地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）が個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメント実践のために各研修会の実施等支援を行っています。

総合相談件数は毎年増加しています。キーパーソンの不在や認知症や家族を含めた課題など、問題が多様化しており、多職種連携等チームでの対応が必要となっています。

継続的に安定した事業実施につなげるため、センターは自らその実施する事業の質の評価を行うことによって事業の質の向上に努めるとともに、運営協議会と連携しながら定期的な点検を行い、運営に対して適切に評価を行います。

【地域包括支援センターの機能強化】



今後充実する業務については地域包括支援センター又は適切な機関が実施
 〈例〉
 ・基幹的な役割のセンターに位置付ける方法
 ・他の適切な機関に委託して連携する方法
 ・基幹的な役割のセンターと機能強化型のセンターで分担する方法 等

包括的支援業務
 介護予防ケアマネジメント
 従来の業務を評価・改善することにより、地域包括ケアの取組を充実

介護予防の推進
 多様な参加の場づくりとりハビリ専門職の適切な関与により、高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援

市町村
 運営方針の策定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等

都道府県
 市町村に対する情報提供、助言、支援、バックアップ等

※1 基幹的な役割のセンター（直営センターで実施も可）
 たとえば、センター間の総合調整、他センターの後方支援、地域ケア推進会議の開催などを担う

※2 機能強化型のセンター
 過去の実績や得意分野を踏まえて機能を強化し、他のセンターの後方支援も担う

【介護予防ケアプラン(介護予防支援・介護予防ケアマネジメント)策定実績】

(件)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
事業対象者・要支援認定者数		119人	131人	125人
地域包括支援センター	新規	16	19	17
	継続	644	655	640
ふれあい荘	新規	2	0	1
	継続	34	32	33
社会福祉協議会	新規	2	3	3
	継続	75	97	109
指定居宅介護支援 事業所あさひ	新規	2	3	2
	継続	17	19	36
さがえ西村山農協	新規	1	0	0
	継続	31	24	24
大寿荘	新規	3	2	1
	継続	3	19	16
西村山介護計画室	新規	0	3	0
	継続	0	24	5
えがおで	新規	0	1	2
	継続	0	8	20
なごみ	新規	0	0	2
	継続	0	0	12
合 計	新規	26	31	28
	継続	813	878	895

【総合相談支援事業実績】

相談内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護保険、保健福祉サービスに関すること	543件	643件	650件

(2)権利擁護・虐待防止対策の強化

①成年後見制度利用の促進

認知症等によって判断能力が十分でない高齢者の権利を擁護するため、平成12年に成年後見制度が、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法(成年後見制度利用促進法)が施行されました。本町では、本人に身寄りがない場合は町長が申立ての審判請求を行うとともに、制度を有効に活用できるように適切な支援を行っております。また、高齢者福祉相談において随時相談を受け、課題解決に向けた支援策について検討しています。

年々高齢化が進むことに伴い認知症高齢者が増加し、申立件数が増えていることから、平成29年3月に「成年後見人制度利用促進基本計画」を国が定めています。この計画では、市町村において、相談や利用普及啓発等を担う権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関を整備することが望ましいとされているため、今後検討が必要と思われます。

②虐待防止対策

高齢者虐待の防止に迅速な対応ができるよう、複雑多岐にわたる問題を様々な視点から分析し解決を図るため、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察、医療機関、介護サービス事業所、地域団体等で組織する「朝日町家庭等における虐待防止連絡協議会」を平成23年1月に設置し、相互連携のもと虐待防止対策に取り組んでいます。また、高齢者虐待を未然に防止するためには、地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の防止と早期発見の第一歩となることから、民生委員・児童委員はじめ地域住民に対する知識や理解の普及、啓発に積極的に取り組んでいきます。

【総合相談支援事業の実績】

相談内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
権利擁護(成年後見制度等)に関する こと	7件	7件	10件
高齢者虐待に関する こと	9件	16件	15件

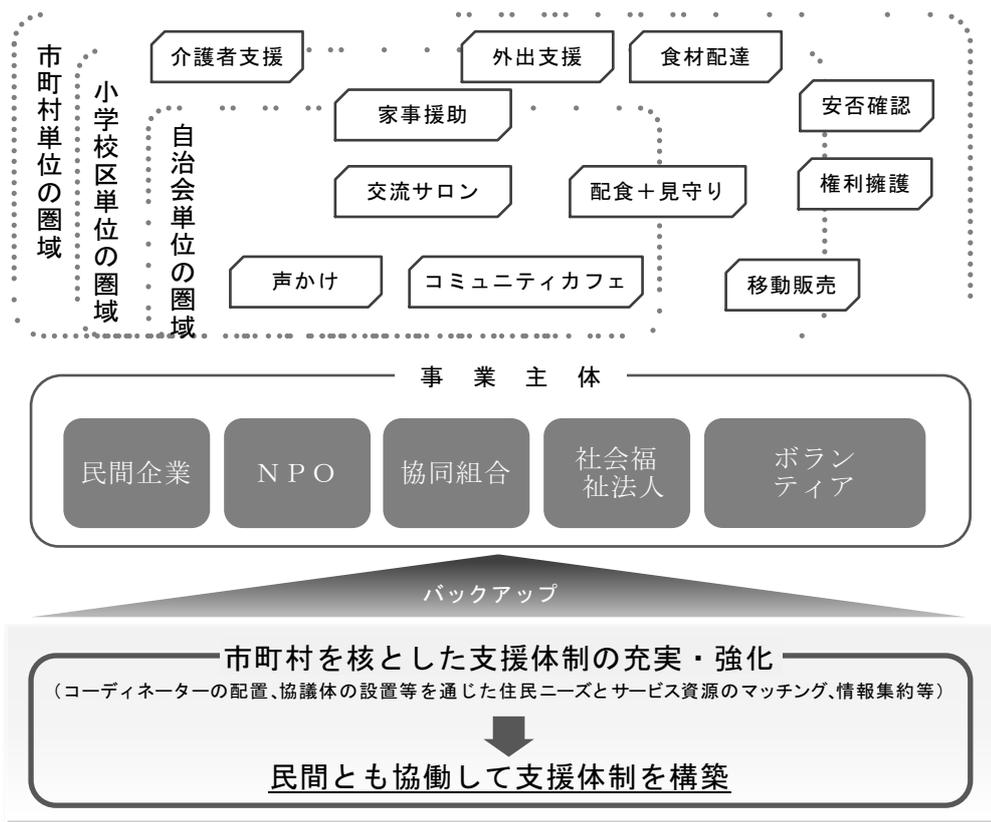
(3)生活支援サービスの体制整備

単身や夫婦のみの高齢者世帯及び、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。

多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等）の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした地域の支援体制の充実・強化を図ります。

朝日町社会福祉協議会と連携し、生活支援サービスの体制整備を促進する事業を地域支援事業の包括的支援事業に位置付け、地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、その活動を支える協議体を1か所設置し、取組を推進します。

【生活支援サービスの提供イメージ】



【生活支援体制整備事業の実績】

事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
協議体会議	5回	4回	3回
地区ワークショップ	2地区	5地区	0地区
機関紙発行	5回	4回	4回
町民研修会	1回	1回	1回

【生活支援体制整備事業の目標値】

事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体会議	4回	4回	4回
地区ワークショップ	5地区	5地区	5地区
機関紙発行	4回	4回	4回
町民研修会	1回	1回	1回

(4) 地域ケア会議の実施

包括的・継続的ケアマネジメントの効果的な実施のために、医療介護の専門職等の関係者が共同し、個別ケースを検討する「地域ケア会議」を開催し、住み慣れた住まいでの生活を地域で支援していきます。また、個別ケースの検討により共有された地域課題について検討する場として、「地域ケア推進会議」を開催し、地域づくりや地域包括システムの構築を推進していきます。

【実績】

事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
地域包括ケア推進会議	1回	1回	1回
地域ケア個別会議の開催	12回	11回	8回

【目標値】

事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括ケア推進会議	1回	1回	1回
地域ケア個別会議の開催	12回	12回	12回

6. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステムの構築による地域づくり

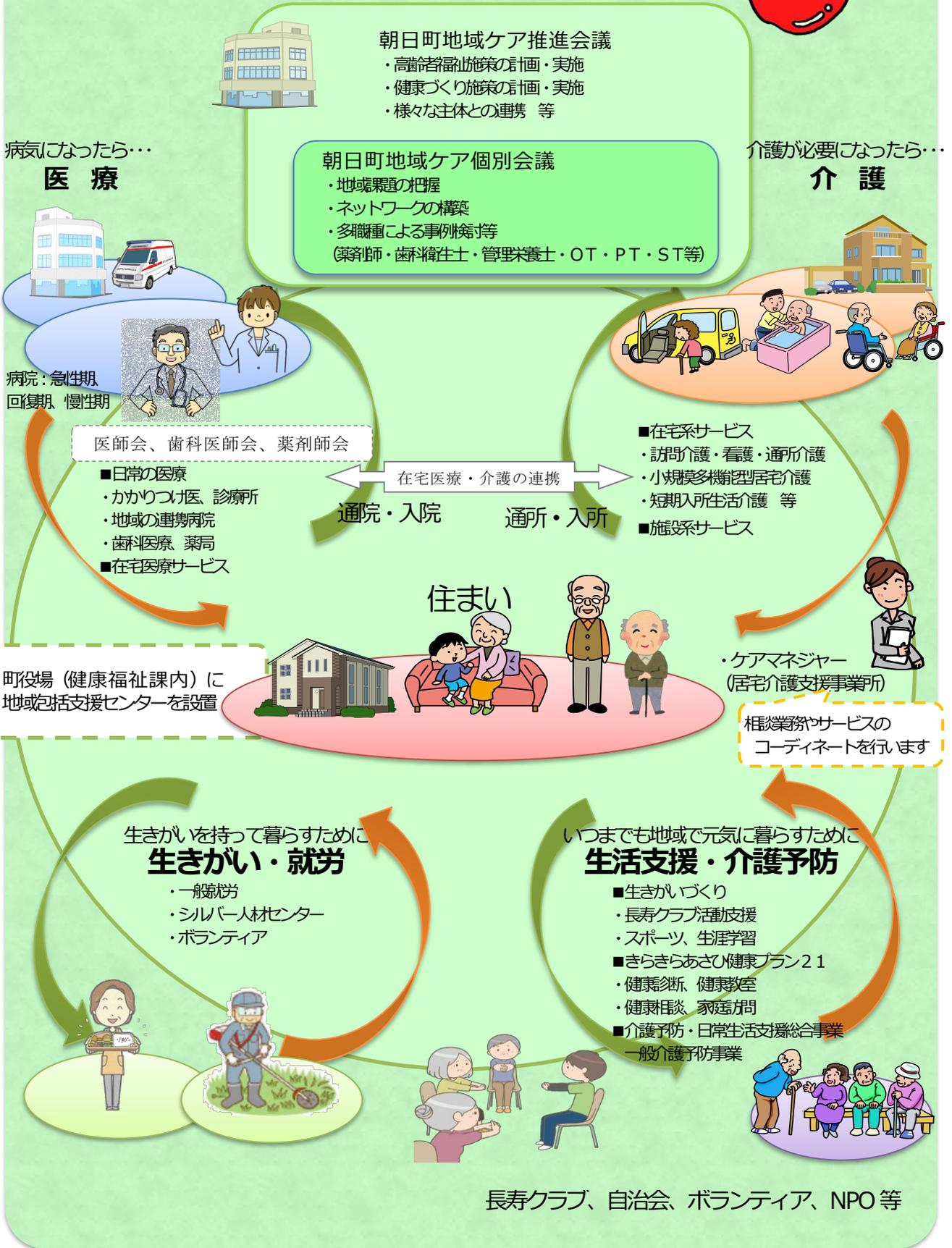
高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年までに、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指しています。介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実が実現可能となります。

このため、第6期計画以降を地域包括ケア計画として位置付け、2025年度までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを下図のようなPDCAサイクルにより段階的に構築してきました。第8計画への位置付けと、目指すべき姿を具体的にしながら目標を設定して取り組みます。

本町では、地域包括ケアシステムの構築を重点的な取組と位置付け、地域の実情に応じた制度を整備してきました。第8期計画においても、地域包括ケアシステム構築の取組を一層発展させ、これまで整備してきた地域資源を活用した「自助」「互助」「共助」「公助」の取組を推進することで、介護・予防・医療・生活支援・住まいの一体的な提供の実現を目指します。

あわせて、少子高齢化や核家族化等に伴い複合化する地域課題に対応するべく医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、地域生活を総合支援する「地域包括ケアシステム」を深化させて、高齢者、障がい者、子ども・子育て世代等を包含して支える「丸ごと」の共生社会の実現が今後求められることから、包括的な相談支援体制の強化を検討していきます。

朝日町の地域包括ケアシステム



①地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、介護給付等対象サービスや地域支援事業に携わる人材を安定的に確保するための取組が重要です。

このため、県と連携しながら、介護専門職、支え手となるボランティア、NPOの育成、町民後見人の育成、認知症サポーターの養成など、必要な施策に取り組みます。

②高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、加齢対応構造等を備えた公営住宅その他の高齢者に対する賃貸住宅や老人ホーム等に関する供給目標などについて、必要に応じて県と連携を図り定めていきます。

③介護予防・生活支援事業の充実

介護予防事業（運動器の機能向上、物忘れ・うつ予防等）の充実を図り、高齢者の生活機能を改善し、健康寿命の延伸を目指します。また、高齢者の生活支援サービスを充実するため、住民主体の活動を推進するとともに、生活支援協議体、生活支援コーディネーターを中心に既存の資源を見直しや、ニーズに応じたサービスの創出に取り組んでいきます。

④在宅医療と介護の連携

医療機関と介護の連携の推進のために、西村山管内一市四町で在宅医療介護連携室「たんぼぼ」を設置し、広域的に取り組むとともに、町内在宅医療介護の連携研修会等を開催し体制の整備を図ります。

7. 見守り体制、支え合い活動の推進

(1)地域における支え合いの推進

少子高齢化、小家族化の進展により、高齢者も互いに支え合い社会参加することにより、高齢者を含めた町民がサービスの受け手としてだけでなく、公的なサービスとの連携を図りながら、相互に支え合う仕組みづくりを進めます。

地域住民と福祉、ボランティア団体、行政が協働で地域福祉を推進していくために、町社会福祉協議会への支援、地域のネットワークづくりの推進を図ります。

①町社会福祉協議会への支援

社会福祉協議会では、町からの委託事業や介護保険サービスのほか、福祉団体の活動支援、ボランティアの育成支援を行ってきました。

地域や住民の保健福祉ニーズが多様化する中、地域や福祉団体、ボランティア団体等との連携により、地域福祉活動の中心的役割を担っていくことが期待されています。ボランティア団体や長寿クラブ、身体障がい者福祉協会等の支援の充実を図り、社会福祉協議会の活動の支援に取り組んでいきます。

②地域におけるネットワークづくりの推進

地域の方による様々な保健福祉活動を、社会福祉協議会や各地区と連携して、地域のネットワークづくりの推進を図ります。

8. 災害時・感染症支援体制の整備

(1)災害時の安全確保について

地震や集中豪雨等の発生時に、単身高齢者や高齢者のみの世帯等、災害時に手助けを必要とする方に対して、「朝日町地域防災計画」（平成 30 年 3 月改定）「朝日町避難行動要支援者の避難行動支援計画」（平成 30 年 3 月）に基づき支援体制を整えています。「朝日町避難行動要支援者の避難行動支援計画」では「避難行動要支援者名簿の作成」、「個別計画」の策定支援などを行っています。また、被災者で、避難所生活を継続することが困難になった高齢者等については、町内の高齢者施設 5 か所（特別養護老人ホームふれあい荘、特別養護老人ホーム和合荘、グループホームあさひ、明鏡荘、ぬくひデイサービス）を高齢者対象の福祉避難所として、救援、救護活動を行います。

(2)感染症等に備えた体制整備

本町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年）に基づき、平成 26 年 9 月に「朝日町新型インフルエンザ等行動計画」を作成しました。令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症に関しての対策については、朝日町新型インフルエンザ等行動計画に準じて対策を講じていくこととしています。

新型コロナウイルス感染症は、高齢者が罹患により重症化する危険性の高いものとなっております。感染症防止を図るとともに、外出機会の減少や通いの場の規模縮小などが生じないよう感染対策に努めるとともに、介護事業所に対し速やかな情報伝達や衛生物品の優先供給等、事業継続の支援を行います。

基本目標3 介護保険サービスの充実

1. 介護サービスの整備の推進

(1) 介護サービスの基盤整備

介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅で暮らし続けたいと願う方もいれば、地域の顔なじみの関係の中で助け合いながら生活したい方、施設等に入所して介護を受けたいと希望する方もいます。介護サービスの種類とニーズの双方が多様化している状況下において、高齢者一人ひとりの希望に応じた介護サービスが提供されるよう、計画的に必要な基盤整備を行っていきます。

(2) サービスの確保・質の向上

① サービス事業者の確保と連携

介護保険サービス提供事業者の新規参入、もしくは既存事業者の事業拡大に当たっては、地域の介護需要に関する情報を収集するとともに、事業者に対する情報の提供を図ります。

② 事業者の介護サービス情報の公表

利用者によるサービスの選択が適切に行えるよう、全ての介護サービス事業者に、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表が義務づけられています。

事業者からのサービス情報を、県が報告内容を確認しインターネット等で公表しています。

③ 自己評価システムの促進と第三者評価の推進

各サービス事業者においては、サービスの質的向上に向けた自己評価システムの導入を促進するとともに、定期的に第三者評価を行うなど、サービス利用者から信頼される事業者であり続けるように指導や要請を行っています。

2. 介護人材の確保・質の向上

(1) 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質・専門性の向上

介護支援専門員の資質の向上を図るため、資格更新制による研修の受講を勧奨するとともに、介護プラン作成における公正・中立性を確保するため、ケアマネジャー連絡会議等活用し、介護支援専門員の研修、ケース検討など連携調整の会議を開催します。

【ケアマネジャー連絡会議 開催実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
年 4 回	年 4 回	年 3 回

(2)人材の養成・研修体制の充実

住民・事業者・そして町職員等地域ケアに携わる様々な人々が、その役割を十分に担うことが可能になるよう、福祉人材の育成と体制整備を図ります。

具体的には、新たに従事する職員や従事者に対する総合的な支援を検討し、人材確保の定着促進に向けた取組を進めます。

(3)施設サービスの質的向上

施設サービスでは、個室・ユニットケア化が進んでおり、居住の場としていますが、新たな取組や身体拘束禁止の趣旨の徹底などを通じて処遇環境の改善を図るとともに、高齢者が心豊かな暮らしができる生活環境の整備を図ります。さらに、利用者等の意見も反映した客観的な第三者評価制度の活用を図るなど、介護サービスの質の向上を図ります。

(4)相談・苦情対応体制の充実

介護サービスを利用する方が快適で適正に利用できるよう、各サービス事業所のほか、町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などで苦情相談に対応していきます。また保険者として、苦情には的確・迅速に対応するとともに、不正の疑いがあるサービス事業者や指導によっても改善が図られないサービス事業者などに対しては県と連携し対応します。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
0件	0件	0件

【目標値】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
0件	0件	0件

(5)介護人材の現状と課題

全国的に高齢者の増加に伴う介護サービスの利用拡大が予想されますが、生産年齢の減少に伴い、サービスの担い手である介護人材が不足していくことが懸念されております。また、介護職員の高齢化が進んでいる状況です。

当町でも、新規職員を募集しても応募がないため、介護職員の高齢化が見られ数年後の介護サービスの提供が懸念されます。

人材確保の普及啓発として、町内の小学生に対し「認知症サポーター養成講座」や中学生職業体験で介護の仕事の体験を実施しています。

今後、町内介護事業所の実態などを調査しながら、人材不足の軽減、離職防止に取り組んでいく必要があると思われます。

(6)介護保険サービスの適正な供給と利用の推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、地域の実情に応じ、居宅サービス、地域密着型サービスを中心にサービスの充実と質の向上に努めます。各サービスに対する利用者のニーズ等に基づき必要量を設定するとともに、安定的な供給体制の確保・充実に取り組めます。

また、サービス利用者への情報提供に努めるとともに、低所得者に対する負担軽減措置を含めた支援を図ります。

3. 制度の円滑な実施

(1)保険者機能の強化(適正な指導・監督)

事業者による介護報酬の不正請求の増加に対応するため、事業者を6年毎に指定する更新制が導入されているほか、指定の欠格事由に指定取消履歴が加えられています。市町村にサービス事業者等への立ち入り調査権を認める等、市町村の役割・権限が強化されています。また、都道府県による介護保険施設等の指定にあたって、市町村に対し意見を求めることが義務づけられています。

①地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービス（介護予防）事業所の指定及び指導監督等は適正に行います。

(令和3年3月31日現在)

	事業所	サービスの種類	定員数
1	グループホームあさひ	認知症対応型共同生活介護	18人
2	ぬくいデイサービスセンター	地域密着型通所介護	10人
3	寒河江やすらぎの里 認知症グループホーム	認知症対応型共同生活介護	18人
4	グループホーム大江	認知症対応型共同生活介護	18人
5	通所介護事業所 楽校	地域密着型通所介護	10人

②居宅介護支援事業所の指定

居宅介護支援事業所の指定及び指導監督等を適正に行います。

(令和3年3月31日現在)

	事業所
1	社会福祉法人朝日町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所
2	社会福祉法人朝日町福祉会 ふれあい荘指定居宅介護支援事業所
3	指定居宅介護支援事業所朝日町立病院
4	指定居宅介護支援事業所あさひ

③実地指導の実績と目標

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度
実地指導:0件	実地指導:0件	実地指導:2件

【目標値】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
実地指導:1件	実地指導:1件	実地指導:1件

④給付適正化事業

1)要介護認定の適正化の現状と見込み

新規申請や区分変更申請、更新申請に係る認定調査の結果すべてについて保険者による事後点検を実施します。また、厚生労働省作成の業務分析データ等を活用して本町の認定の特徴や課題を把握し、調査員や介護支援専門員に周知すること等により、要介護認定の適正化を図ります。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
認定調査の事後点検の実施	全件	全件	全件
業務分析データの活用等による課題の把握	年1回	年1回	年1回

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査の事後点検の実施	全件	全件	全件
業務分析データの活用等による課題の把握	年1回	年1回	年1回

2)ケアプラン点検の現状と見込み

事業所訪問及びケアマネジャー会議や自立支援型地域ケア会議を通じ、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検及びケアマネジャーに対する支援を実施します。これにより、利用者に対する質の高いサービス提供を通じた介護給付の適正化を図ります。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
訪問等によるケアプラン点検	1事業所	1事業所	1事業所
地域ケア会議での点検	24件	24件	24件

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問等によるケアプラン点検	1事業所	1事業所	1事業所
地域ケア会議での点検	24件	24件	24件

3)住宅改修等の点検

住宅改修費の申請を受け、住宅の実態確認や工事見積書の点検を提出書類や写真等の書面で審査するとともに、現地確認を実施し、受給者の自立に最も相応しい住宅改修を行います。

福祉用具利用者については、提出書類や適正化システムにより出力された帳票等を用い、福祉用具の必要性や利用状況を確認し、疑義が生じた場合等については訪問調査等を行い、受給者の自立に最も相応しい利用を推進します。また、地域ケア会議での点検も行います。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
・住宅改修			
書面による点検	全件	全件	全件
現地確認による点検	全件	全件	全件
・福祉用具購入・貸与			
書面による点検	全件	全件	全件
高額のもの、疑義がある場合等の現地確認	全件	全件	全件
地域ケア会議での点検	1件	1件	1件

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
・住宅改修			
書面による点検	全件	全件	全件
現地確認による点検	全件	全件	全件
・福祉用具購入・貸与			
書面による点検	全件	全件	全件
高額のもの、疑義がある場合等の現地確認	全件	全件	全件
地域ケア会議での点検	1件	1件	1件

4)縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会提供の帳票等を用い、保険者が複数月の請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性について点検を行うとともに、保険者が医療保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無を確認します。国保連合会への委託により実施します。

【実績】

平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)
全件	全件	全件

【目標値】

令和3年度	令和4年度	令和5年度
全件	全件	全件

5)介護給付費通知

利用者本人（又は家族）に対して、保険者がサービスの請求状況及び費用を通知します。前年8月～当年7月までの1年間の給付にかかる通知を4ヵ月毎発送します。

【実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
全件通知	実施	実施	実施

【目標値】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全件通知	実施	実施	実施

⑤介護サービス利用者への情報提供の推進

身近なところで介護を必要とする方及びその家族が必要な情報を得ることができるように、従来の町窓口や地域包括支援センターでなお一層、情報提供に努めます。

⑥個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては厚生労働省が定めた「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成16年11月)により各事業者においては適切に取り扱われていますが、今後とも情報事故につながらないように、山形県等と連携して各事業所の個人情報の保護について指導します。

第6章 介護保険サービスの見込み

1. 介護保険サービスの実績・見込み

(1) 介護保険給付費の実績

介護保険総給付等は年間9億5,000万円前後で推移しています。

【介護保険給付費の実績】

(円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)
介護予防給付費	17,027,231	17,850,870	19,882,000
介護給付費	815,984,385	803,950,881	836,495,000
総給付費 計 A	833,011,616	821,801,751	856,377,000
特定入所者介護サービス 費等給付費	63,015,964	62,108,251	66,134,000
高額介護サービス費等 給付費	18,295,597	18,502,982	18,701,844
高額医療合算介護 サービス費等給付額	2,720,337	3,255,977	3,430,010
審査支払手数料	795,215	876,927	875,099
小 計 B	84,827,113	84,744,137	89,140,953
標準給付費 (A+B) C	917,838,729	906,545,888	945,517,953
地域支援事業費 D	29,608,668	33,266,534	38,486,005
総給付費等(C+D)	947,447,397	939,812,422	984,003,958

(2) 介護保険給付の実績と見込み

① 居宅サービス

1) 訪問介護

訪問介護は、ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

利用については朝日町社会福祉協議会の利用が中心で、一部町外事業所の利用者もおります。

介護予防の訪問介護は、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業に移行されています。

【表 6-1 訪問介護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	26,529	27,924	34,566	40,261	40,283	40,283

2) 訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護は要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、入浴の介護を行うものです。

町内所在事業所がないため、町外の事業所の利用となっています。これらの事業所と連携を図り、より良いサービスが提供できるよう努めます。

【表 6-2 訪問入浴介護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	0	0	0	0	0	0
介護 給付	5,058	5,268	4,738	6,474	6,477	6,477

3) 訪問看護／介護予防訪問看護

訪問看護は、疾患等を抱えている人について、病院や診療所から看護師等が訪問し、主治医の指示に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行うものです。

朝日町立病院及び寒河江市西村山郡訪問看護ステーション等において実施されています。在宅の要介護者にとっては、適切な医学的管理が必要であり、訪問看護の役割は重要となります。またサービスの提供は、主治医の指示が必要であり、各医療機関と連携を図り、適切なサービス提供がなされるよう対応していきます。

【表 6-3 訪問看護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	0	0	0	0	0	0
介護 給付	5,286	6,775	11,652	11,392	11,811	11,811

4)訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）等の専門職が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要なリハビリテーションを行うサービスです。

朝日町立病院で実施しており、より良い在宅生活を継続するため訓練以外にも介護の仕方、考え方、生活の方法、社会資源の利用などのための相談・指導にあたっています。また福祉用具や住宅改修の実施については、専門的な視点からの支援を行うため、必要に応じ他の在宅ケアスタッフとの連携のもとにサービスを提供できるよう努めています。

【表 6-4 訪問リハビリテーションの実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	430	373	324	422	422	422
介護 給付	3,286	4,384	5,114	4,245	4,247	4,247

5)居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、居宅の要介護者やその家族等を対象に、病院・診療所・薬局等の医師や歯科医師、薬剤師等が、介護サービス計画の策定等に必要な情報の提供、介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導・助言を行うものです。

各医療機関で実施しており、地域のホームドクターの役割を果たしています。安心して在宅療養をする上での医学的管理、療養指導が受けられるよう連携を図り対応していきます。

【表 6-5 居宅療養管理指導の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	0	78	68	55	55	55
介護 給付	2,065	1,928	1,858	2,221	2,222	2,222

6)通所介護

デイサービスセンター等に日帰りを通う利用者に対して、入浴・食事の提供、健康チェック、生活指導、ADL（日常生活動作）の向上のためのリハビリなどを行うサービスです。通所介護の利用希望者は多く、近隣市町の事業所の利用も増加傾向にあります。

平成28年度から利用定員が18人以下の小規模の通所介護が地域密着型サービスへ、平成30年度からは介護予防通所介護は、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービス事業に移行されています。

【表 6-6 通所介護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	90,890	100,026	105,535	109,552	109,612	109,612

7)通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション（デイケア）とは、介護老人保健施設や病院・診療所に通う利用者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための必要なリハビリテーションを行うサービスです。

町内では朝日町立病院で実施しており、利用の中心となっています。近隣市町の事業所の利用もあります。在宅生活を維持していく上でかせない大切なサービスであり、リハビリテーションにより要介護状態の維持回復を目指します。ニーズに応じて、各事業所と連携し対応していきます。

【表 6-7 通所リハビリテーションの実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	10,161	10,684	10,855	12,127	12,133	12,133
介護 給付	18,448	16,434	15,018	20,750	21,025	21,025

8)短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護（ショートステイ）は、在宅の要支援・要介護認定者が介護老人福祉施設等に一時的に入所し、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を受けられるものです。

町内所在施設の利用を中心に継続的また長期的な利用者が多くなっておりませんが、町内で短期入所生活介護を利用できる施設が、ふれあい荘となっており、町内所在施設の利用ができない場合は、町外所在施設の短期入所生活介護を利用しています。

【表 6-8 短期入所生活介護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	1,472	1,165	2,082	2,075	2,076	2,076
介護 給付	60,238	62,912	60,239	69,675	69,714	69,870

9)短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）とは、在宅の要支援・要介護認定者が介護老人保健施設、医療院等に一時的に入所し看護や医学的管理のもとに行われる介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を受けられるものです。

現在町内に提供事業所がないため、近隣市町の事業所を利用しています。利用者のニーズに対応できるよう努めます。

【表 6-9 短期入所療養の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	0	95	0	0	0	0
介護 給付	293	126	612	224	224	224

10)福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与とは、介護ベッドや車椅子などの福祉用具をレンタルできるサービスです。

また、介護予防福祉用具貸与は、要支援認定者が介護予防を目的として福祉用具をレンタルできるサービスです。

【表 6-10 福祉用具貸与の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	855	983	1,300	1,496	1,496	1,496
介護 給付	14,342	15,843	17,354	17,718	17,718	17,718

11) 特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため入浴や排泄などに使用する福祉用具であり、あわせて利用者を介護する方の負担の軽減を図るものです。

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売は、これらを購入した場合にその費用の一部を限度額 10 万円／年として支給するものです。

【表 6-11 福祉用具購入の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	171	456	229	643	643	643
介護 給付	792	811	708	977	977	977

12) 住宅改修費／介護予防住宅改修費

住宅改修では、要介護高齢者等の居宅での生活上の障壁を軽減するために、利用者は手すりの取り付けや段差の解消等を行う場合の費用を要介護区分に関係なく 20 万円を限度として、平成 30 年 8 月以降は 9 割、8 割又は 7 割を保険給付として受けることができます。

【表 6-12 住宅改修費の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	983	632	783	973	973	973
介護 給付	1,384	2,138	1,374	2,861	2,861	2,861

13) 特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等の入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、介護や日常生活の世話、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

【表 6-13 特定施設入居者生活介護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	728	974	1,504	1,461	1,462	1,462
介護 給付	33,694	24,575	21,190	23,381	23,394	23,394

14) 居宅介護支援／介護予防支援

居宅介護支援とは、在宅の要支援・要介護認定者が、在宅の介護保険サービス等を利用できるように、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が、介護(予防)サービス計画の作成、居宅サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行うサービスです。このサービスは10割の給付となっており、利用者の負担はありません。

【表 6-14 居宅介護支援・介護予防支援の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	2,227	2,411	2,667	2,961	2,963	2,963
介護 給付	31,907	32,724	33,965	35,364	35,383	35,343

②地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域の特性・実情にきめ細かく対応した多様な介護サービスが提供されるもので平成18年に創設されました。町は、地域密着型サービスなどの整備を計画する単位となる「日常生活圏域」を設定し、また、事業者の指定・指導監督も行うこととなっています。サービスを利用できるのは、原則として、その事業者を指定した市町村の被保険者のみとなります。

1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、重度者をはじめとした要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

サービスを行っている事業所がないことから計画期間のサービス量は見込みませんが、在宅介護の重要な支援となることから、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。

2)夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、在宅の場合でも、24時間安心して生活できるように、夜間の定期的な巡回訪問や通報を受けての訪問介護サービスを提供するものです。

【表 6-15 夜間対応型訪問介護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	579	664	636	317	317	317

3)地域密着型通所介護

地域密着型通所介護は、定員が18人以下の小規模な事業所による通所介護です。平成28年度に通所介護から地域密着型サービスとして実施しています。

【表 6-16 地域密着型通所介護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	20,616	20,214	27,785	39,684	39,706	39,706

4)認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方専用の通所介護です。通所介護は、介護老人福祉施設等の施設が実施しているデイサービスセンターに通所し、入浴や食事の提供、その他日常生活上の世話や機能訓練等を行うものです。

今後は、増加する認知症高齢者支援のために実施に向け検討していきます。

【表 6-17 認知症対応型通所介護の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	0	0	0	422	422	422
介護 給付	0	0	0	0	0	0

5)小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護とは、「通い」を中心として、居宅介護者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、在宅での生活継続を支援するサービスです。

令和2年度は利用がみられず、町内でサービスを行っている事業所がないことから計画期間のサービス量は見込みませんが、利用ニーズと近隣の当該施設の利用状況の把握などに努めます。

6)認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、中程度の認知症状態にある要介護者が共同生活を行い、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けられるものです。軽度の要支援者への提供はないものと見込まれます。

現在町内に1か所（定員18名）あり、給付実績から充足していると判断されるため、今期での更なる整備は見込んでおりません。

【表 6-18 認知症対応型共同生活介護の実績と見込み】

（年間、千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防 給付	0	0	0	0	0	0
介護 給付	46,461	47,558	52,398	56,845	56,877	56,877

7)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

居宅での介護が困難な方が特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下）に入所して、食事や入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などのサービスを受けるものです。（新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方になります。）

町内に当該施設はないため、計画期間のサービス量は見込みませんが、利用ニーズと近隣の当該施設の入所状況の把握などに努めます。

8)地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウスの入居者（要介護認定者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者）に対し、介護サービス計画に基づいて、食事や入浴、排泄等の介助やその他日常生活上の介助、機能訓練を行うサービスです。（要支援の方は利用できません。）

町内に当該施設はないため、計画期間のサービス量は見込みませんが、利用ニーズと近隣の当該施設の入所状況の把握などに努めます。

9) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを柔軟に組み合わせて提供するサービスのことで。

町内に当該施設はないため、計画期間のサービス量は見込みませんが、在宅介護の重要な支援になることから、利用ニーズとサービス参入意向の把握などを推進していきます。

③施設サービス

1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設サービス計画に基づいて、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを提供する施設です。町内にある「ふれあい荘」、「和合荘」、大江町の「大寿荘」等を中心に事業が展開されています。(新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方になります。)

【表 6-19 介護老人福祉施設の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	350,673	350,945	369,823	379,542	379,753	379,753

2) 介護老人保健施設

施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスを提供する施設です。

【表 6-20 介護老人保健施設の実績と見込み】

(年間、千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護 給付	102,466	82,078	71,930	74,001	74,042	74,042

3) 介護医療院(介護療養型医療施設)

平成30年度から新たに創設された施設で、長期的な医療と介護を併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。令和7年度末に廃止予定の介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

介護療養型医療施設と介護医療院の利用はみられないため、計画期間のサービス量は見込みません。

④市町村特別給付

介護保険制度では、第1号被保険者の保険料を財源とし、要介護状態の軽減や悪化の防止に資する保険給付として、町の条例で定めるところにより、独自の保険給付を実施することができます。

本町では、「紙おむつ支給事業」を第7期計画期間から町の特別給付と一般の福祉事業で実施しており、第8期計画期間も継続して実施します。在宅で介護を必要としている要介護3～5の方を対象に、紙おむつ券の交付をしています。

【市町村特別給付の見込み】

(千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
紙おむつ支給事業	2,600	2,700	2,800	8,100

⑤特定入所者介護(介護予防)サービス費

市町村民税非課税世帯等の低所得者は、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費(滞在費)の負担に限度額が設定されています。限度額を超える分は特定入所者介護(介護予防)サービス費として、施設等に給付されます。

⑥高額介護(介護予防)サービス費

介護保険制度では、サービス利用者が過大な負担となれないように所得段階に応じて利用者負担額に一定の上限を設け、これを超えた場合には、超えた額が高額介護(介護予防)サービス費として利用者に償還されます。

⑦高額医療合算介護(介護予防)サービス費

介護保険では高額介護(介護予防)サービス費、医療保険・後期高齢者医療では高額医療費により世帯合算負担額に上限を設けて負担を軽減しています。しかし、介護と医療それぞれの負担が長期間にわたり重複する世帯では、なお重い負担が残ることがあります。介護・医療の世帯負担額に年単位で上限を設けて、超えた額が高額医療合算介護(介護予防)サービス費として利用者に償還されます。

2. 地域支援事業費等の見込み

(1) 地域支援事業に係る事業費の見込み

(千円)

第8期事業計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費	45,662	51,780	52,640
介護予防・日常生活支援 総合事業	22,432	22,910	23,410
訪問介護相当サービス	1,600	1,650	1,700
通所介護相当サービス	12,500	12,700	12,900
通所型サービスA	500	530	560
介護予防ケアマネジメント	756	780	800
介護予防普及啓発事業	2,707	2,800	2,900
地域介護予防活動支援事業	4,219	4,300	4,400
上記以外の介護予防・日常生活 総合事業	150	150	150
包括的支援事業 任意事業	23,230	28,870	29,230
包括的支援事業	11,036	13,900	14,000
(社会保障充実分)	9,425	13,200	13,450
任意事業	2,769	1,770	1,780
第8期地域支援事業費の合計額	150,082 千円		

3. 介護保険給付費の推計

計画期間の介護保険標準給付費は、平成30年度及び令和元年度の給付実績と令和2年度の見込みをもとに、サービス毎に要介護別の給付状況を試算します。あわせて、計画期間の特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等の補足給付分の年間給付額を推計します。

【介護保険給付費の推計】

(円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間合計
介護給付費	895,484,000	896,643,000	896,759,000	2,688,886,000
介護予防給付費	22,635,000	22,645,000	22,645,000	67,925,000
総給付費計(A)	918,119,000	919,288,000	919,404,000	2,756,811,000
特定入所者介護サービス費等給付費(財政影響額調整後)①	65,017,676	61,577,329	61,696,581	188,291,586
高額介護サービス費等給付費(財政影響額調整後)②	19,142,779	19,146,607	19,146,607	57,435,993
高額医療合算介護サービス費等給付費③	4,101,778	4,109,981	4,109,981	12,321,740
審査支払手数料④	904,200	904,200	904,200	2,712,600
小計(①～④) (B)	89,166,433	85,738,117	85,857,369	260,761,919
標準給付費(A+B) (C)	1,007,285,433	1,005,026,117	1,005,261,369	3,017,572,919
地域支援事業費 (D)	45,662,000	51,780,000	52,640,000	150,082,000
総給付費等(C+D)	1,052,947,433	1,056,806,117	1,057,901,369	3,167,654,919

4. 介護保険料の設定

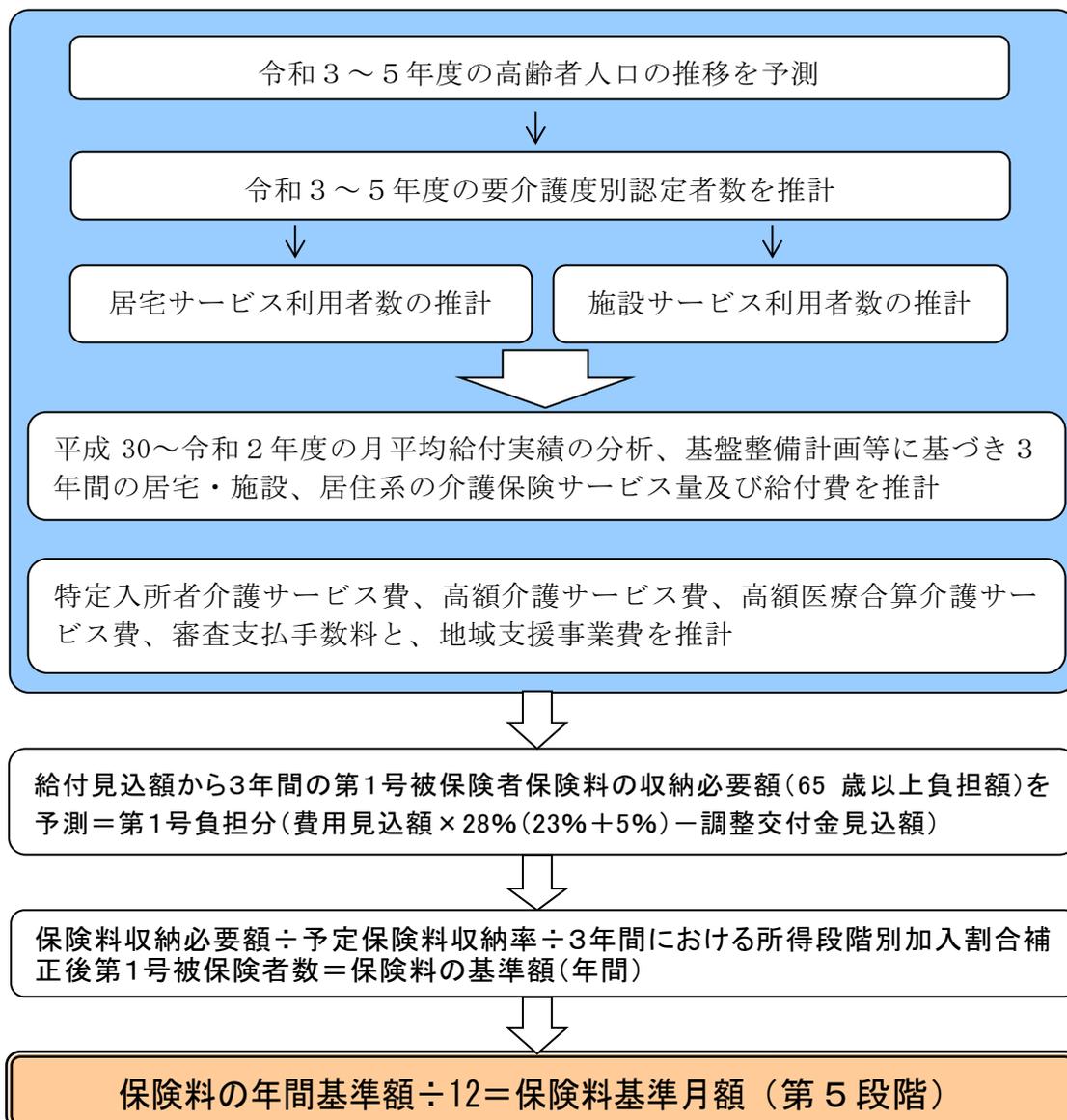
①第1号被保険者の保険料負担割合

保険給付を行うための財源は、公費（国・県・町の支出金）と加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として二分の一を公費で、残る二分の一を第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の医療保険加入者の方々から徴収する保険料（支払基金交付金）で賄うこととなっています。第8期は第7期と同様となり、第1号被保険者の負担割合が23%、第2号被保険者の負担割合が27%となります。

②介護保険料の算定

平成30年度から令和2年度までの実績を踏まえ、令和3～5年度の3年間の介護保険給付費を見込み、第1号被保険者が負担する介護保険料を設定します。

【介護保険料の算定方法】



令和3～5年度の第8期介護保険事業計画期間の保険料基準月額及び基準年額は、次のとおりとなります。

【介護保険料の算定】

区 分	3年間合計	
標準給付費見込額	3,017,572,919 円	
地域支援事業費	150,082,000 円	
合 計	3,167,654,919 円	
第1号被保険者負担分相当額 (合計の23%)	728,560,631 円	
調整交付金相当額(5%)	154,316,246 円	
調整交付金見込交付割合	3年間平均 9.22%	
後期高齢者加入割合補正係数	3年間平均 0.8414	
所得段階別加入割合補正係数	3年間平均 0.9702	
調整交付金見込額	284,667,000 円	
市町村特別給付費等	8,100,000 円	
準備基金の残高 (令和元年度末の見込額)	128,960,992 円	
基金取崩額	27,850,000 円	
保険料収納必要額	578,459,877 円	
保険料収納率	99.42%	
3年間の段階別第1号被保険者数合計 (8,495人)	第1段階	877人
	第2段階	1,042人
	第3段階	793人
	第4段階	970人
	第5段階	2,291人
	第6段階	1,321人
	第7段階	777人
	第8段階	242人
	第9段階	182人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	8,246人	
保険料基準月額(第5段階)	5,880円	
保険料基準年額(第5段階)	70,560円	

③所得段階別の介護保険料の設定

介護保険料については、第6期計画期間から9段階に変更になっており、第5段階が基準額となります。

本町においては、国が示す9段階を基本とし、低所得者に配慮した軽減措置を講じた割合により、介護保険料を設定します。

【所得段階区分の要件と基準額に対する割合】

段階	対象者	基準所得金額 (合計所得)	基準額に 対する割合	保険料(円)	
				年額	月額
第1段階	生活保護受給者 又は住民税非課税 世帯	80万円以下	×0.50 (×0.3)	35,280 (21,168)	2,940 (1,764)
第2段階	住民税非課税世帯	120万円以下	×0.75 (×0.5)	52,920 (35,280)	4,410 (2,940)
第3段階	住民税非課税世帯	120万円超	×0.75 (×0.7)	52,920 (49,392)	4,410 (4,116)
第4段階	本人住民税課税者	80万円以下	×0.90	63,504	5,292
第5段階	本人住民税課税者	—	×1.00	70,560	5,880
第6段階	本人住民税課税者	120万円未満	×1.20	84,672	7,056
第7段階	本人住民税課税者	210万円未満	×1.30	91,728	7,644
第8段階	本人住民税課税者	320万円未満	×1.50	105,840	8,820
第9段階	本人住民税課税者	320万円以上	×1.70	119,952	9,996

※()は公費投入による軽減措置後の保険料率・保険料額

資料編

1. 朝日町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、朝日町高齢者保健福祉計画及び朝日町介護保険事業計画を策定するため、朝日町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 朝日町高齢者保健福祉計画に関すること。
- (2) 朝日町介護保険事業計画に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表者で構成し町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- 3 委員会には委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。
- 4 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

2. 介護保険事業計画等策定委員名簿

(任期：令和2年8月1日から令和3年3月31日)

	氏名	備考	備考
1	多田 清一	朝日町医師会長 学識経験者 保健医療関係者	
2	安達 善裕	学識経験者 保健医療関係者	
3	小林 達	朝日町立病院長 学識経験者 保健医療関係者	委員長
4	佐竹 健	特別養護老人ホームふれあい荘施設長 福祉関係者	
5	保利 隆宏	福祉関係者 朝日町社会福祉協議会事務局長	
6	澁谷 一俊	福祉関係者 朝日町民生児童委員協議会会長	副委員長
7	成原 千枝	被保険者代表者	
8	富樫 富美代	被保険者代表者	
9	原 喜内	被保険者代表者	
10	松田 吟子	被保険者代表者	

3. 策定経過

年月日	内 容
令和2年1月1日 ～1月21日	アンケート調査実施 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 在宅介護実態調査
令和2年8月26日	令和2年度朝日町地域包括支援センター運営協議会 地域包括支援センターの運営 地域支援事業について
令和2年12月2日	第2回朝日町介護保険事業計画策定委員会 介護給付費の見込み等について
令和3年2月12日	第3回朝日町介護保険事業計画策定委員会 朝日町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計 画（素案）について
令和3年2月16日 ～3月1日	パブリックコメントの募集

朝日町
高齢者保健福祉計画
第8期介護保険事業計画

発行:朝日町役場 健康福祉課

所在地:〒990-1442

山形県西村山郡朝日町大字宮宿1115番地

TEL:0237-67-2132 FAX:0237-67-2117



主な施策の目標値

基本目標1 健康づくり・介護予防・生きがいづくり

- ・通いの場や通いの場を活用した健康相談、後期高齢者医療の保健指導と介護予防の一体的な推進
- ・介護予防・生活支援サービス事業
 - 訪問型サービス利用者 令和2年度見込み96人 ⇒令和5年度108人
 - 通所型サービス利用者 令和2年度見込み492人 ⇒令和5年度576人
- ・一般介護予防事業
 - 地域の誰でも毎週参加できる場所 令和2年度見込み1か所 ⇒令和5年度2か所
 - 公民館などで行う月1回程度のお茶のみ会 令和2年度見込み17か所 ⇒令和5年度20か所

基本目標2 安心・快適な暮らしの支援

- ・ふれあい緊急通報装置設置事業 令和2年度見込み33件 ⇒令和5年度35件
- ・気配り除雪利用者 令和2年度見込み141人 ⇒令和5年度150人
- ・福祉タクシー利用助成 令和2年度見込み65人 ⇒令和5年度70人
- ・生活支援体制整備事業 協議体会議 令和2年度見込み3回 ⇒令和5年度4回
地区ワークショップ 令和2年度見込み0地区 ⇒令和5年度5地区
- ・地域ケア会議 個別会議の開催 令和2年度見込み8回 ⇒令和5年度12回

基本目標3 介護保険サービス

- ・適正な指導・監督 実施指導 令和2年度見込み2件 ⇒令和5年度1件
- ・介護給付適正化事業 令和2年度見込み5事業 ⇒令和5年度5事業継続



所得段階別の介護保険料の設定

介護保険料の段階は所得に応じて9段階で設定しており、第5段階が基準額となります。低所得者に配慮した軽減措置を講じて、介護保険料を設定します。

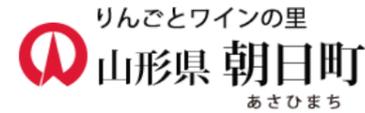
所得段階	調整率	対象	年額介護保険料
第1段階	基準額の30%	生活保護受給者または住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円以下)	21,168円
第2段階	基準額の50%	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が80万円超120万円以下)	35,280円
第3段階	基準額の70%	住民税非課税世帯 (課税年金収入等が120万円超)	49,392円
第4段階	基準額の90%	本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円以下)	63,504円
第5段階	基準額	本人住民税非課税者 (課税年金収入等が80万円超)	70,560円 (月額5,880円)
第6段階	基準額の120%	本人住民税課税者 (本人所得が120万円未満)	84,672円
第7段階	基準額の130%	本人住民税課税者 (本人所得が120万円以上210万円未満)	91,728円
第8段階	基準額の150%	本人住民税課税者 (本人所得が210万円以上320万円未満)	105,840円
第9段階	基準額の170%	本人住民税課税者 (本人所得が320万円以上)	119,952円

【第7期 月額5,880円 →第8期 月額5,880円】

朝日町高齢者保健福祉計画

第8期介護保険事業計画【令和3～5年度】

概要版



発行：朝日町役場 健康福祉課
朝日町大字宮宿1115番地
TEL：0237-67-2132
FAX：0237-67-2117

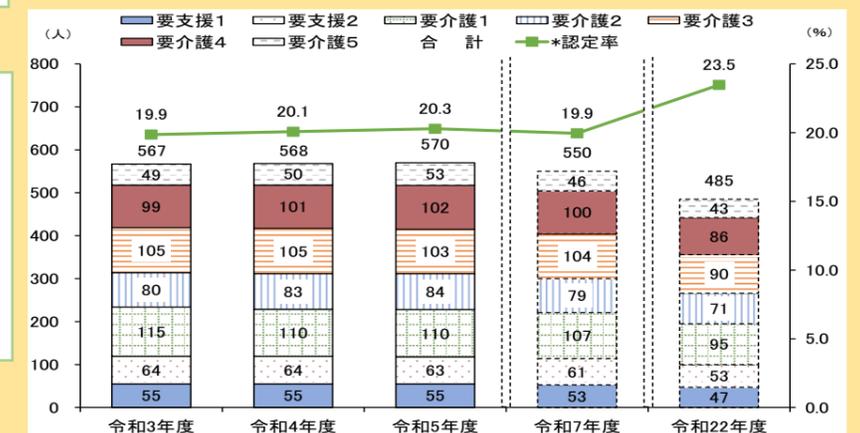
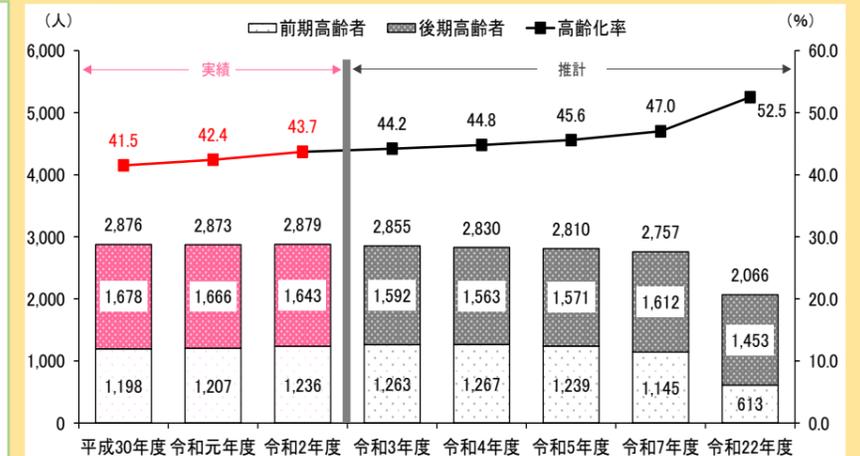


計画の概要・朝日町の高齢者の姿

- ・65歳以上の高齢者人口は、近年2,870人台で推移し、高齢化率は令和2年で43.7%となっています。令和元年は42.4%と県内で2番目に高く、県平均高齢化率（令和元年33.4%）より高い水準です。
- ・計画期間の65歳以上の人口は減少傾向と見込まれ、高齢者像並びに高齢者を取り巻く状況がより一層変化することが予想されることから、令和7年度（2025年度）、さらに令和22年度（2040年度）を勘案した計画とします。
- ・この計画の目標は高齢者が住み慣れた地域で、自立して健やかに安心して暮らすための施策を切れ目なく推進することです。

- ・計画の策定にあたって高齢者にアンケートを令和2年1月に実施しました。町の高齢者施策で優先的に取り組むべきと思うこと。（上位3位）
 - ・今の住まいに住み続けられるように公的サービスを充実（27.6%）
 - ・介護状態にならないよう介護予防サービスを充実（26.3%）
 - ・雪（雪おろし等）対策を充実（22.7%）

- ・朝日町介護保険事業計画策定委員会で検討・協議を重ね、計画を作成しました。
- ・計画策定後は、進捗状況を点検評価し、庁内関係各課と連携しながら推進します。



第8期計画の基本理念「いつまでも健康に暮らせる、思いやりのあふれるまちづくり」を実現するために、3つの基本目標を推進します

基本目標1
健康づくり・介護予防・
生きがいづくりの推進
(健康で生き生きと暮らす)

介護予防の充実を図ることにより、できる限り健康寿命の延伸を図り健康な生涯を送ることができるよう、また要介護状態にならないよう「予防」や「改善」を図ることができる体制づくりを進めてきました。さらに介護予防を推進するため、要介護状態になる前から、体系的で効果的な介護予防サービスの充実を図ります。

- 生涯を通じた健康づくりの推進
 - 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
 - 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
 - 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
 - 健康を支え、守るための社会環境の整備
 - 生活習慣及び社会環境の改善
 - 介護予防と健康づくりの一体的推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
 - 地域支援事業の構成
 - 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 高齢者の地域活動や社会参加の推進
 - 高齢者の社会参画と生きがいづくりの推進

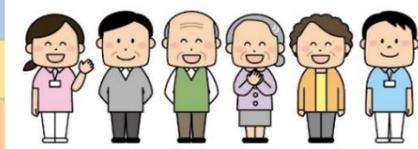


基本目標2
安心・快適な暮らしの支援
(安心して暮らす)

介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることが望まれています。そのためには、地域で継続的に相互に支え合うことができるよう支え合いの体制の充実が求められています。

高齢者が明るく活力に満ちた生活をしていくには、社会参加の場や機会の拡大を図り豊かな経験や知識、能力を生かして「生きがい」を見出し、地域社会を支える一員として活躍できるよう支援します。

- 在宅医療と介護の連携の推進
 - 在宅医療・介護連携の推進
- 家族介護者への支援の充実
 - 家族介護者への支援
- 認知症施策の総合的な推進
 - 認知症施策の推進
- 福祉サービスの充実
 - 在宅福祉サービスと施設サービス
 - 老人施設の整備状況
- 相談・支援体制の強化
 - 地域包括支援センターの機能強化
 - 権利擁護・虐待防止対策の強化
 - 生活支援サービスの体制整備
 - 地域ケア会議の実施
- 地域包括ケアシステムの推進
 - 地域包括ケアシステムの構築による地域づくり
- 見守り体制、支え合い活動の推進
 - 地域における支え合いの推進
- 災害時・感染症支援体制の整備
 - 災害時の安全確保
 - 感染症等に備えた体制整備



基本目標3
介護保険サービスの充実

介護サービスの種類とニーズの双方が多様化している状況下において、高齢者一人ひとりの希望に応じた介護サービスが提供されるよう、計画的に必要な基盤整備の充実を図ります。そのためにも、医療や介護の連携を進めるとともに、多様で柔軟なサービスを提供できる仕組みや体制の充実を目指します。

- 介護サービスの整備の推進
 - 介護サービスの基盤整備
 - サービスの確保・質の向上
- 介護人材の確保・質の向上
 - 介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質・専門性の向上
 - 人材の養成・研修体制の充実
 - 施設サービスの質的向上
 - 相談・苦情対応体制の充実
 - 介護人材の現状と課題
 - 介護保険サービスの適正な供給と利用の推進
- 制度の円滑な実施
 - 保険者機能の強化（適正な指導・監督）

これまで整備してきた地域資源を活用した「自助」「互助」「共助」「公助」の取組を推進することで、介護・予防・医療・生活支援・住まいの一体的な提供の実現を目指します。

